

資料
60

正味財産増減額規模別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
国 所 管	4,952	1,209	1,649	597	757	536	204	-273,559	-55
都道府県所管	14,678	1,760	5,262	3,182	2,716	1,330	428	-55,165	-4
合 計	19,547	2,966	6,875	3,775	3,463	1,853	625	-329,999	-17

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	53	13	22	5	4	9	0	-25,958	-490
警 察 庁	32	8	8	3	3	8	2	937	29
金 融 庁	96	33	32	7	8	12	4	-24,075	-251
消 費 者 庁	10	4	1	2	1	2	0	-56	-6
総 務 省	246	75	75	30	25	26	15	-70,165	-285
法 務 省	110	16	49	20	21	4	0	-2,652	-24
外 務 省	157	33	64	33	15	10	2	-8,873	-57
財 務 省	562	35	332	97	86	12	0	-2,929	-5
文 部 科 学 省	1,334	322	420	160	217	160	55	121,372	91
厚 生 労 働 省	749	184	206	103	113	91	52	-24,796	-33
農 林 水 産 省	348	118	102	30	44	36	18	-160,047	-460
経 済 産 業 省	541	175	155	43	80	64	24	-84,231	-156
国 土 交 通 省	955	275	260	80	172	121	47	-32,122	-34
環 境 省	61	19	15	10	7	8	2	-5,010	-82
防 衛 省	16	4	5	2	0	2	3	905	57
国 合 計	4,952	1,209	1,649	597	757	536	204	-273,559	-55

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	53	13	22	5	4	9	0	-25,958	-490
警 察 庁	32	8	8	3	3	8	2	937	29
金 融 庁	28	13	3	2	0	6	4	-21,081	-753
消 費 者 庁	10	4	1	2	1	2	0	-56	-6
総 務 省	186	68	44	23	16	22	13	-70,216	-378
法 務 省	110	16	49	20	21	4	0	-2,652	-24
外 務 省	157	33	64	33	15	10	2	-8,873	-57
財 務 省	26	6	10	4	3	3	0	-2,127	-82
文 部 科 学 省	1,334	322	420	160	217	160	55	121,372	91
厚 生 労 働 省	500	144	104	64	79	64	45	-16,312	-33
農 林 水 産 省	348	118	102	30	44	36	18	-160,047	-460
経 済 産 業 省	541	175	155	43	80	64	24	-84,231	-156
国 土 交 通 省	463	174	104	30	61	62	32	-23,920	-52
環 境 省	59	19	14	9	7	8	2	-5,008	-85
防 衛 省	16	4	5	2	0	2	3	905	57
本 省 庁 合 計	3,559	1,014	1,013	403	516	433	180	-253,083	-71

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
金融庁支部局	68	20	29	5	8	6	0	-2,994	-44
総務省支部局	60	7	31	7	9	4	2	52	1
財務省支部局	536	29	322	93	83	9	0	-802	-1
厚生労働省支部局	249	40	102	39	34	27	7	-8,485	-34
国土交通省支部局	493	101	156	51	111	59	15	-8,201	-17
環境省支部局	2	0	1	1	0	0	0	-2	-1
支 部 局 合 計	1,398	197	636	195	241	105	24	-20,427	-15

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数							正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少			一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上			
北海道知事	564	69	221	103	105	53	13	-29,503	-52	
青森県知事	207	25	89	32	36	16	9	-1,582	-8	
岩手県知事	226	25	79	58	41	18	5	-3,269	-14	
宮城県知事	231	27	79	53	42	25	5	11,400	49	
秋田県知事	180	22	71	43	29	14	1	-1,432	-8	
山形県知事	179	15	80	44	30	4	6	952	5	
福島県知事	261	34	80	51	67	18	11	4,997	19	
茨城県知事	269	42	83	52	55	24	13	2,443	9	
栃木県知事	180	23	73	42	21	16	5	584	3	
群馬県知事	225	36	93	34	30	22	10	735	3	
埼玉県知事	344	38	114	60	76	47	9	-6,982	-20	
千葉県知事	334	39	120	63	67	37	8	-41,348	-124	
東京都知事	384	46	109	62	85	63	19	-471	-1	
神奈川県知事	401	43	131	58	85	61	23	12,215	30	
新潟県知事	295	31	115	54	70	15	10	1,626	6	
富山県知事	172	11	78	43	23	13	4	268	2	
石川県知事	235	27	78	65	38	21	6	1,464	6	
福井県知事	187	23	57	56	32	16	3	1,037	6	
山梨県知事	138	14	42	36	30	10	6	604	4	
長野県知事	241	27	98	34	53	27	2	-649	-3	
岐阜県知事	216	23	80	49	33	28	3	-5,173	-24	
静岡県知事	302	44	100	46	62	36	14	7,357	24	
愛知県知事	335	48	99	68	81	28	11	1,479	4	
三重県知事	177	28	69	31	32	16	1	-6,670	-38	
滋賀県知事	166	21	52	34	37	16	6	4,126	25	
京都府知事	258	36	84	47	53	29	9	-1,695	-7	
大阪府知事	563	85	183	122	92	63	18	-15,471	-27	
兵庫県知事	303	53	87	58	64	31	10	2,125	7	
奈良県知事	185	19	69	47	34	12	4	1,338	7	
和歌山県知事	157	18	56	41	26	13	3	-741	-5	
鳥取県知事	138	9	51	41	23	9	5	717	5	
島根県知事	197	19	81	36	44	9	8	-534	-3	
岡山県知事	323	36	118	60	66	27	16	-1,992	-6	
広島県知事	279	32	110	58	43	28	8	1,236	4	
山口県知事	269	23	115	51	47	26	7	-17,107	-64	
徳島県知事	137	13	55	26	24	16	3	-259	-2	
香川県知事	159	10	47	55	31	11	5	3,509	22	
愛媛県知事	172	14	72	34	32	14	6	305	2	
高知県知事	203	18	82	51	30	18	4	427	2	
福岡県知事	401	57	129	64	89	45	17	-1,076	-3	
佐賀県知事	145	14	46	38	32	13	2	-366	-3	
長崎県知事	239	23	85	56	58	14	3	-1,944	-8	
熊本県知事	166	22	59	36	22	18	9	50,575	305	
大分県知事	197	24	82	34	40	15	2	325	2	
宮崎県知事	183	15	74	31	41	18	4	-656	-4	
鹿児島県知事	203	22	77	52	25	18	9	-1,340	-7	
沖縄県知事	193	19	56	44	47	18	9	3,370	17	
知事合計	11,519	1,362	4,108	2,353	2,223	1,109	364	-25,027	-2	
北海道教委	100	16	39	22	12	10	1	-1,329	-13	
青森県教委	89	4	43	21	13	6	2	1,130	13	
岩手県教委	58	4	20	18	11	4	1	320	6	
宮城県教委	60	7	24	16	8	4	1	-506	-8	
秋田県教委	33	3	17	5	5	1	2	2,067	63	
山形県教委	98	7	27	40	15	5	4	1,020	10	
福島県教委	62	5	26	21	10	0	0	-2,567	-41	
茨城県教委	34	7	13	4	6	2	2	155	5	
栃木県教委	65	6	17	18	11	12	1	-12	0	
群馬県教委	37	8	11	9	7	2	0	-297	-8	
埼玉県教委	42	10	16	5	5	6	0	-323	-8	
千葉県教委	65	13	20	11	8	12	1	-653	-10	
東京都教委	194	31	67	42	34	18	2	-1,566	-8	
神奈川県教委	107	19	43	25	12	4	4	382	4	
新潟県教委	68	12	29	17	7	1	2	-831	-12	
富山県教委	45	1	14	17	8	4	1	820	18	
石川県教委	60	8	17	28	7	0	0	-177	-3	
福井県教委	45	6	17	6	11	2	3	-2,355	-52	
山梨県教委	43	3	18	9	9	4	0	26	1	
長野県教委	107	10	44	27	15	10	1	-209	-2	
岐阜県教委	59	8	18	14	10	9	0	6	0	
静岡県教委	167	27	72	31	17	14	6	-270	-2	
愛知県教委	84	8	39	12	10	12	3	-9,290	-111	
三重県教委	59	11	23	19	4	2	0	-685	-12	
滋賀県教委	49	8	11	18	6	4	2	3,355	68	
京都府教委	146	17	58	28	27	11	5	-341	-2	
大阪府教委	141	22	43	33	28	10	5	-538	-4	
兵庫県教委	126	23	33	27	24	16	3	-1,781	-14	
奈良県教委	40	8	12	12	5	2	1	38	1	
和歌山県教委	80	0	0	80	0	0	0	0	0	
鳥取県教委	34	4	12	11	6	1	0	-3,058	-90	
島根県教委	45	9	15	12	5	3	1	-203	-5	
岡山県教委	42	6	18	12	3	1	2	-4,618	-110	
広島県教委	86	11	28	28	14	3	2	-3,418	-40	
山口県教委	75	9	29	21	11	4	1	-920	-12	
徳島県教委	19	2	10	1	4	1	1	2,146	113	
香川県教委	50	4	18	12	13	3	0	-246	-5	
愛媛県教委	48	8	12	15	8	4	1	676	14	
高知県教委	64	0	24	17	18	5	0	110	2	
福岡県教委	123	18	46	26	25	6	2	-479	-4	
佐賀県教委	45	4	18	7	13	2	1	9	0	
長崎県教委	35	2	12	8	10	1	2	1,058	30	
熊本県教委	48	6	26	4	7	5	0	-3,597	-75	
大分県教委	37	3	23	4	2	4	1	83	2	
宮崎県教委	38	4	15	12	6	1	0	-171	-4	
鹿児島県教委	59	8	30	7	13	0	1	-1,760	-30	
沖縄県教委	42	6	13	13	4	3	3	409	10	
教委合計	3,253	416	1,180	845	507	234	71	-28,390	-9	

資料
61

内部留保額規模別法人数

【全体】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万 円未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
国 所 管	4,952	290	151	319	1,357	1,938	897	37,584	8
都 道 府 県 所 管	14,678	1,231	559	1,769	4,421	4,862	1,836	-806,041	-55
合 計	19,547	1,511	709	2,068	5,764	6,776	2,719	-761,343	-39

(注) 共管重複分を除く実数。

【国所管】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万 円未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	53	4	2	3	14	22	8	5,620	106
警 察 庁	32	1	0	2	7	13	9	3,706	116
金 融 庁	96	4	2	4	31	35	20	-3,017	-31
消 費 者 庁	10	1	0	0	1	7	1	246	25
総 務 省	246	33	5	32	45	72	59	-186,017	-756
法 務 省	110	0	0	6	43	53	8	7,878	72
外 務 省	157	7	12	26	48	44	20	-7,448	-47
財 務 省	562	10	10	28	343	165	6	5,138	9
文 部 科 学 省	1,334	72	55	129	345	507	226	95,448	72
厚 生 労 働 省	749	70	16	42	209	267	145	126,036	168
農 林 水 産 省	348	27	8	15	71	170	57	-58,602	-168
経 済 産 業 省	541	29	17	10	74	278	133	17,593	33
国 土 交 通 省	955	49	29	35	174	409	259	68,295	72
環 境 省	61	7	1	3	11	29	10	-9,874	-162
防 衛 省	16	0	0	0	5	7	4	4,935	308
国 合 計	4,952	290	151	319	1,357	1,938	897	37,584	8

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

【本省庁所管】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万 円未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	53	4	2	3	14	22	8	5,620	106
警 察 庁	32	1	0	2	7	13	9	3,706	116
金 融 庁	28	2	0	4	0	11	11	-4,024	-144
消 費 者 庁	10	1	0	0	1	7	1	246	25
総 務 省	186	26	2	12	26	66	54	-186,544	-1,003
法 務 省	110	0	0	6	43	53	8	7,878	72
外 務 省	157	7	12	26	48	44	20	-7,448	-47
財 務 省	26	1	0	1	10	9	5	971	37
文 部 科 学 省	1,334	72	55	129	345	507	226	95,448	72
厚 生 労 働 省	500	55	12	36	99	184	114	111,761	224
農 林 水 産 省	348	27	8	15	71	170	57	-58,602	-168
経 済 産 業 省	541	29	17	10	74	278	133	17,593	33
国 土 交 通 省	463	25	7	14	69	193	155	40,091	87
環 境 省	59	7	1	3	10	28	10	-9,944	-169
防 衛 省	16	0	0	0	5	7	4	4,935	308
本 省 庁 合 計	3,559	233	110	245	766	1,457	748	-10,097	-3

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

【地方支分部局所管】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万 円未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
金 融 庁 支 部 局	68	2	2	0	31	24	9	1,007	15
総 務 省 支 部 局	60	7	3	20	19	6	5	527	9
財 務 省 支 部 局	536	9	10	27	333	156	1	4,168	8
厚 生 労 働 省 支 部 局	249	15	4	6	110	83	31	14,274	57
国 土 交 通 省 支 部 局	493	24	22	21	106	216	104	28,209	57
環 境 省 支 部 局	2	0	0	0	1	1	0	71	35
支 部 局 合 計	1,398	57	41	74	592	484	150	48,153	34

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	法人数	内部留保規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		～1千万 円以下	～1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
北海道知事	564	24	11	63	178	216	72	28,597	51
青森県知事	207	29	3	22	69	64	20	-43,856	-212
岩手県知事	226	28	10	34	64	66	24	2,071	9
宮城県知事	231	18	12	32	60	73	36	17,402	75
秋田県知事	180	15	6	18	65	60	16	-43,508	-242
山形県知事	179	15	3	42	66	40	13	-121,489	-679
福島県知事	261	40	9	34	80	74	24	-53,427	-205
茨城県知事	269	28	9	29	87	89	27	-31,143	-116
栃木県知事	180	11	11	17	75	44	22	5,396	30
群馬県知事	225	17	5	33	70	75	25	2,287	10
埼玉県知事	344	23	13	23	87	125	73	51,985	151
千葉県知事	334	26	14	30	85	122	57	37,762	113
東京都知事	384	24	11	24	68	155	102	52,091	136
神奈川県知事	401	46	19	27	94	147	68	-125,329	-313
新潟県知事	295	21	6	32	102	110	24	-34,560	-117
富山県知事	172	21	8	22	64	46	11	-4,032	-23
石川県知事	235	20	14	37	83	60	21	-71,482	-304
福井県知事	187	8	7	17	70	64	21	8,506	45
山梨県知事	138	18	4	16	39	47	14	-5,782	-42
長野県知事	241	16	12	17	67	92	37	-67,287	-279
岐阜県知事	216	18	9	28	63	73	25	-61,010	-282
静岡県知事	302	22	10	28	73	115	54	18,472	61
愛知県知事	335	28	14	32	82	121	58	-33,891	-101
三重県知事	177	13	6	17	58	63	20	3,876	22
滋賀県知事	166	12	2	13	62	60	17	-5,464	-33
京都府知事	258	33	14	24	67	85	35	-37,977	-147
大阪府知事	563	49	15	89	103	209	98	-44,250	-79
兵庫県知事	303	43	12	20	61	118	49	-78,913	-260
奈良県知事	185	16	8	30	51	58	22	8,331	45
和歌山県知事	157	11	2	18	55	56	15	12,046	77
鳥取県知事	138	10	9	27	47	33	12	-20,107	-146
島根県知事	197	15	8	27	65	61	21	-59,312	-301
岡山県知事	323	33	11	26	108	107	38	84	
広島県知事	279	30	8	24	87	95	35	15,184	54
山口県知事	269	18	12	41	90	89	19	-15,978	-69
徳島県知事	137	11	2	25	39	47	13	-504	-4
香川県知事	159	11	5	24	53	53	13	2,589	16
愛媛県知事	172	17	5	20	59	51	20	-3,876	-23
高知県知事	203	22	12	25	66	62	16	-13,653	-67
福岡県知事	401	32	20	28	112	147	62	-25,175	-63
佐賀県知事	145	11	3	17	54	46	14	1,764	12
長崎県知事	239	24	13	23	91	66	22	647	3
熊本県知事	166	6	4	10	50	68	28	17,474	105
大分県知事	197	17	9	25	63	64	19	-2,901	-15
宮崎県知事	183	19	7	14	59	60	24	-29,261	-160
鹿児島県知事	203	19	10	21	77	49	27	10,805	53
沖縄県知事	193	29	12	23	66	46	17	-5,450	-28
知事合計	11,519	1,017	429	1,268	3,434	3,871	1,500	-742,248	-64
北海道教委	100	5	2	15	35	31	12	-6,632	-66
青森県教委	89	4	4	15	36	26	4	-7,226	-81
岩手県教委	58	1	1	9	22	17	8	3,900	67
宮城県教委	60	3	3	7	21	19	7	8,232	137
秋田県教委	33	2	1	6	9	9	6	11,796	357
山形県教委	98	9	4	26	33	21	5	-11,926	-122
福島県教委	62	4	3	18	15	12	10	-1,464	-24
茨城県教委	34	2	2	3	9	12	6	2,590	76
栃木県教委	65	8	4	9	16	19	9	5,891	91
群馬県教委	37	3	2	7	11	11	3	1,257	34
埼玉県教委	42	3	2	3	8	17	9	8,081	192
千葉県教委	65	7	3	8	16	18	13	-4,916	-76
東京都教委	194	10	9	19	63	65	28	32,009	165
神奈川県教委	107	8	7	16	37	29	10	-35,368	-331
新潟県教委	68	3	3	11	22	21	8	5,626	83
富山県教委	45	3	3	9	14	14	2	593	13
石川県教委	60	3	1	13	19	21	3	1,238	21
福井県教委	45	3	1	3	15	18	5	2,212	49
山梨県教委	43	2	1	9	13	12	6	1,446	34
長野県教委	107	6	7	20	34	33	7	-5,350	-50
岐阜県教委	59	5	1	8	18	20	7	3,030	51
静岡県教委	167	7	5	17	57	59	22	20,508	123
愛知県教委	84	12	5	8	19	30	10	-37,726	-449
三重県教委	59	3	3	13	20	16	4	1,524	26
滋賀県教委	49	3	0	9	9	23	5	23,522	480
京都府教委	146	9	3	28	47	50	9	1,577	11
大阪府教委	141	17	6	23	28	54	13	-80,166	-569
兵庫県教委	126	16	4	14	33	39	20	17,749	141
奈良県教委	40	6	2	8	11	11	2	-1,719	-4
和歌山県教委	80	2	3	21	22	24	8	24,388	30
鳥取県教委	34	1	3	6	12	9	3	-578	-17
島根県教委	45	2	1	4	16	16	6	3,242	72
岡山県教委	42	1	0	11	16	11	3	2,203	52
広島県教委	86	4	0	10	24	33	15	16,504	192
山口県教委	75	5	3	14	22	24	7	2,993	40
徳島県教委	19	2	0	2	4	7	4	-793	-42
香川県教委	50	1	1	5	20	17	6	2,962	59
愛媛県教委	48	3	0	10	15	15	5	104	2
高知県教委	64	6	7	8	19	20	4	-2,956	-46
福岡県教委	123	4	5	28	39	39	8	-21,921	-178
佐賀県教委	45	5	1	3	12	20	4	-3,693	-82
長崎県教委	35	4	6	4	10	9	2	2,359	67
熊本県教委	48	6	0	7	15	17	3	1,247	26
大分県教委	37	1	1	4	14	14	3	-2,520	-68
宮崎県教委	38	1	1	8	9	12	7	6,492	171
鹿児島県教委	59	7	2	4	29	13	4	-45,143	-765
沖縄県教委	42	3	5	5	14	10	5	-10,962	-261
教委合計	3,253	225	131	508	1,002	1,037	350	-86,194	-26

資料
62

内部留保の水準別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国 所 管	4,952	441	2,997	1,176	310	28
都 道 府 県 所 管	14,678	1,789	6,054	3,394	2,820	621
合 計	19,547	2,219	9,010	4,556	3,115	647

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
内 閣 府	53	6	32	14	1	0
警 察 庁	32	1	25	6	0	0
金 融 庁	96	6	58	20	12	0
消 費 者 庁	10	1	5	4	0	0
総 務 省	246	38	133	48	25	2
法 務 省	110	0	76	26	8	0
外 務 省	157	19	83	34	19	2
財 務 省	562	20	454	84	4	0
文 部 科 学 省	1,334	127	647	400	138	22
厚 生 労 働 省	749	86	526	118	18	1
農 林 水 産 省	348	35	238	67	8	0
経 済 産 業 省	541	46	294	167	32	2
国 土 交 通 省	955	78	586	246	45	0
環 境 省	61	8	37	14	2	0
防 衛 省	16	0	14	2	0	0
国 合 計	4,952	441	2,997	1,176	310	28

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
内 閣 府	53	6	32	14	1	0
警 察 庁	32	1	25	6	0	0
金 融 庁	28	2	20	5	1	0
消 費 者 庁	10	1	5	4	0	0
総 務 省	186	28	115	34	9	0
法 務 省	110	0	76	26	8	0
外 務 省	157	19	83	34	19	2
財 務 省	26	1	15	8	2	0
文 部 科 学 省	1,334	127	647	400	138	22
厚 生 労 働 省	500	67	329	85	18	1
農 林 水 産 省	348	35	238	67	8	0
経 済 産 業 省	541	46	294	167	32	2
国 土 交 通 省	463	32	313	107	11	0
環 境 省	59	8	36	13	2	0
防 衛 省	16	0	14	2	0	0
本 省 庁 合 計	3,559	343	2,038	905	247	26

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
金 融 庁 支 部 局	68	4	38	15	11	0
総 務 省 支 部 局	60	10	18	14	16	2
財 務 省 支 部 局	536	19	439	76	2	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	249	19	197	33	0	0
国 土 交 通 省 支 部 局	493	46	273	140	34	0
環 境 省 支 部 局	2	0	1	1	0	0
支 部 局 合 計	1,398	98	962	273	63	2

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
北海道知事	564	35	282	132	108	7
青森県知事	207	32	100	47	26	2
岩手県知事	226	38	93	59	35	1
宮城県知事	231	30	106	53	35	7
秋田県知事	180	21	71	47	36	5
山形県知事	179	18	95	42	19	5
福島県知事	261	49	129	40	34	9
茨城県知事	269	37	135	58	34	5
栃木県知事	180	22	95	41	22	0
群馬県知事	225	22	94	59	46	4
埼玉県知事	344	36	157	95	49	7
千葉県知事	334	40	161	71	50	12
東京都知事	384	35	148	129	69	3
神奈川県知事	401	65	172	115	46	3
新潟県知事	295	27	142	79	44	3
富山県知事	172	29	89	33	17	4
石川県知事	235	34	108	42	39	12
福井県知事	187	15	70	42	49	11
山梨県知事	138	22	64	26	23	3
長野県知事	241	28	88	71	49	5
岐阜県知事	216	27	91	55	41	2
静岡県知事	302	32	152	67	47	4
愛知県知事	335	42	152	84	49	8
三重県知事	177	19	78	43	31	6
滋賀県知事	166	14	66	46	34	6
京都府知事	258	47	105	44	55	7
大阪府知事	563	64	225	144	111	19
兵庫県知事	303	55	134	67	40	7
奈良県知事	185	24	71	46	35	9
和歌山県知事	157	13	58	45	35	6
鳥取県知事	138	19	64	36	16	3
島根県知事	197	23	64	59	36	15
岡山県知事	323	44	119	73	73	14
広島県知事	279	38	88	58	70	25
山口県知事	269	30	108	74	51	6
徳島県知事	137	13	58	30	33	3
香川県知事	159	16	67	42	30	4
愛媛県知事	172	22	59	45	39	7
高知県知事	203	34	73	44	45	7
福岡県知事	401	52	169	92	76	12
佐賀県知事	145	14	59	43	25	4
長崎県知事	239	37	92	65	32	13
熊本県知事	166	10	68	52	35	1
大分県知事	197	26	87	44	34	6
宮崎県知事	183	26	74	34	40	9
鹿児島県知事	203	29	87	53	30	4
沖縄県知事	193	41	85	37	23	7
事 合 計	11,519	1,446	4,952	2,803	1,996	322
北海道教委	100	7	51	17	19	6
青森県教委	89	8	31	19	27	4
岩手県教委	58	2	34	11	7	4
宮城県教委	60	6	15	18	16	5
秋田県教委	33	3	6	9	11	4
山形県教委	98	13	37	13	28	7
福島県教委	62	7	25	10	10	10
茨城県教委	34	4	15	7	5	3
栃木県教委	65	12	20	9	17	7
群馬県教委	37	5	15	7	8	2
埼玉県教委	42	5	14	5	15	3
千葉県教委	65	10	27	12	14	2
東京都教委	194	19	65	47	52	11
神奈川県教委	107	15	49	21	18	4
新潟県教委	68	6	18	20	16	8
富山県教委	45	6	22	4	8	5
石川県教委	60	4	36	4	13	3
福井県教委	45	4	15	8	12	6
山梨県教委	43	3	21	12	5	2
長野県教委	107	13	37	19	26	12
岐阜県教委	59	6	20	14	12	7
静岡県教委	167	12	36	30	51	38
愛知県教委	84	16	31	12	20	5
三重県教委	59	6	26	9	13	5
滋賀県教委	49	3	22	4	11	9
京都府教委	146	12	57	23	39	15
大阪府教委	141	23	44	31	36	7
兵庫県教委	126	20	41	30	28	7
奈良県教委	40	8	13	7	11	1
和歌山県教委	80	5	29	9	19	18
鳥取県教委	34	4	18	6	4	2
島根県教委	45	3	16	10	12	4
岡山県教委	42	1	20	8	7	6
広島県教委	86	4	25	14	30	13
山口県教委	75	8	20	17	24	6
徳島県教委	19	2	5	4	6	2
香川県教委	50	2	12	12	19	5
愛媛県教委	48	3	10	11	18	6
高知県教委	64	13	25	6	15	5
福岡県教委	123	9	48	27	35	4
佐賀県教委	45	6	14	7	16	2
長崎県教委	35	10	9	6	8	2
熊本県教委	48	6	15	8	16	3
大分県教委	37	2	10	7	11	7
宮崎県教委	38	2	11	8	14	3
鹿児島県教委	59	9	10	10	21	9
沖縄県教委	42	8	11	6	14	3
教 委 合 計	3,253	355	1,151	608	837	302

資料
63

株式の保有状況別法人数

《全体》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人％）	ポートフォリオ運用	割合（％）	法律による指定	割合（％）	その他	割合（％）	保有なし	割合（％）
国 所 管	4,992	2,057	200	9.7	111	2.2	2	0.0	171	3.4	4,564	91.4
都 道 府 県 所 管	14,951	7,092	353	5.0	191	1.3	7	0.0	375	2.5	14,108	94.4
合 計	19,860	9,115	553	6.1	301	1.5	9	0.0	542	2.7	18,594	93.6

(注) 1 株式には、有限会社の持分を含む。
2 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人％）	ポートフォリオ運用	割合（％）	法律による指定	割合（％）	その他	割合（％）	保有なし	割合（％）
内 閣 府	53	28	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	53	100.0
警 察 庁	33	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0
金 融 庁	96	6	0	0.0	2	2.1	0	0.0	1	1.0	93	96.9
消 費 者 庁	10	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
総 務 省	246	137	5	3.6	6	2.4	0	0.0	3	1.2	234	95.1
法 務 省	115	22	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	115	100.0
外 務 省	157	81	4	4.9	2	1.3	1	0.6	1	0.6	151	96.2
財 務 省	563	15	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	562	99.8
文 部 科 学 省	1,346	884	157	17.8	74	5.5	0	0.0	37	2.7	1,125	83.6
厚 生 労 働 省	759	361	8	2.2	9	1.2	0	0.0	6	0.8	739	97.4
農 林 水 産 省	350	117	14	12.0	5	1.4	0	0.0	1	0.3	330	94.3
経 済 産 業 省	544	206	9	4.4	14	2.6	0	0.0	14	2.6	510	93.8
国 土 交 通 省	962	317	7	2.2	5	0.5	1	0.1	115	12.0	836	86.9
環 境 省	62	31	4	12.9	1	1.6	0	0.0	0	0.0	57	91.9
防 衛 省	16	10	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	100.0
国 合 計	4,992	2,057	200	9.7	111	2.2	2	0.0	171	3.4	4,564	91.4

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人％）	ポートフォリオ運用	割合（％）	法律による指定	割合（％）	その他	割合（％）	保有なし	割合（％）
内 閣 府	53	28	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	53	100.0
警 察 庁	33	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0
金 融 庁	28	5	0	0.0	2	7.1	0	0.0	0	0.0	26	92.9
消 費 者 庁	10	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
総 務 省	186	128	5	3.9	5	2.7	0	0.0	1	0.5	176	94.6
法 務 省	115	22	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	115	100.0
外 務 省	157	81	4	4.9	2	1.3	1	0.6	1	0.6	151	96.2
財 務 省	27	14	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	100.0
文 部 科 学 省	1,346	884	157	17.8	74	5.5	0	0.0	37	2.7	1,125	83.6
厚 生 労 働 省	507	281	8	2.8	8	1.6	0	0.0	6	1.2	488	96.3
農 林 水 産 省	350	117	14	12.0	5	1.4	0	0.0	1	0.3	330	94.3
経 済 産 業 省	544	206	9	4.4	14	2.6	0	0.0	14	2.6	510	93.8
国 土 交 通 省	466	208	4	1.9	5	1.1	1	0.2	20	4.3	438	94.0
環 境 省	60	30	4	13.3	1	1.7	0	0.0	0	0.0	55	91.7
防 衛 省	16	10	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	100.0
本 省 庁 合 計	3,592	1,860	197	10.6	109	3.0	2	0.1	73	2.0	3,267	91.0

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人％）	ポートフォリオ運用	割合（％）	法律による指定	割合（％）	その他	割合（％）	保有なし	割合（％）
金 融 庁 支 部 局	68	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.5	67	98.5
総 務 省 支 部 局	60	9	0	0.0	1	1.7	0	0.0	2	3.3	58	96.7
財 務 省 支 部 局	536	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	535	99.8
厚 生 労 働 省 支 部 局	252	80	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0	251	99.6
国 土 交 通 省 支 部 局	497	109	3	2.8	0	0.0	0	0.0	95	19.1	399	80.3
環 境 省 支 部 局	2	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
支 部 局 合 計	1,405	201	3	1.5	2	0.1	0	0.0	98	7.0	1,302	92.7

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	特別財団法人のみ対象				全法人(特別社団法人+特別財団法人)が対象							
	全法人数	特別財団法人数	基本財産	割合(対財団法人%)	ポートフォリオ運用	割合%	法律による指定	割合%	その他	割合%	保有なし	割合%
北海道知事	586	188	4	2.1	1	0.2	0	0.0	26	4.4	555	94.7
青森県知事	214	69	1	1.4	1	0.5	0	0.0	12	5.6	200	93.5
岩手県知事	226	73	2	2.7	3	1.3	0	0.0	2	0.9	219	96.9
宮城県知事	232	97	5	5.2	3	1.3	0	0.0	4	1.7	220	94.8
秋田県知事	186	57	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19	10.2	167	89.8
山形県知事	180	58	2	3.4	2	1.1	0	0.0	7	3.9	169	93.9
福島県知事	265	109	0	0.0	4	1.5	0	0.0	15	5.7	248	93.6
茨城県知事	272	108	2	1.9	1	0.4	1	0.4	5	1.8	265	97.4
栃木県知事	195	79	0	0.0	1	0.5	0	0.0	3	1.5	191	97.9
群馬県知事	226	86	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	2.2	221	97.8
埼玉県知事	349	118	3	2.5	0	0.0	1	0.3	4	1.1	341	97.7
千葉県知事	336	130	2	1.5	1	0.3	1	0.3	6	1.8	326	97.0
東京都知事	389	127	5	3.9	6	1.5	0	0.0	9	2.3	371	95.4
神奈川県知事	409	159	2	1.3	1	0.2	0	0.0	21	5.1	385	94.1
新潟県知事	298	123	4	3.3	3	1.0	0	0.0	7	2.3	286	96.0
富山県知事	175	78	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	0.6	173	98.9
石川県知事	242	110	2	1.8	3	1.2	0	0.0	13	5.4	226	93.4
福井県知事	190	78	1	1.3	1	0.5	0	0.0	9	4.7	179	94.2
山梨県知事	138	46	1	2.2	1	0.7	0	0.0	3	2.2	133	96.4
長野県知事	246	101	3	3.0	1	0.4	1	0.4	7	2.8	236	95.9
岐阜県知事	236	92	8	8.7	0	0.0	0	0.0	9	3.8	219	92.8
静岡県知事	306	106	3	2.8	2	0.7	0	0.0	8	2.6	295	96.4
愛知県知事	363	141	8	5.7	2	0.6	0	0.0	5	1.4	349	96.1
三重県知事	181	68	1	1.5	0	0.0	0	0.0	3	1.7	177	97.8
滋賀県知事	167	70	4	5.7	8	4.8	0	0.0	4	2.4	154	92.2
京都府知事	260	117	6	5.1	2	0.8	1	0.4	3	1.2	249	95.8
大阪府知事	566	247	2	0.8	6	1.1	0	0.0	10	1.8	548	96.8
兵庫県知事	310	132	2	1.5	2	0.6	0	0.0	10	3.2	296	95.5
奈良県知事	186	103	3	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	183	98.4
和歌山県知事	157	55	0	0.0	1	0.6	0	0.0	2	1.3	155	98.7
鳥取県知事	145	69	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.7	144	99.3
島根県知事	198	85	2	2.4	0	0.0	0	0.0	5	2.5	191	96.5
岡山県知事	329	158	4	2.5	9	2.7	1	0.3	11	3.3	306	93.0
広島県知事	279	140	4	2.9	2	0.7	0	0.0	5	1.8	268	96.1
山口県知事	273	90	5	5.6	2	0.7	0	0.0	5	1.8	263	96.3
徳島県知事	137	55	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.5	135	98.5
香川県知事	163	77	1	1.3	4	2.5	0	0.0	6	3.7	153	93.9
愛媛県知事	172	81	1	1.2	2	1.2	0	0.0	2	1.2	167	97.1
高知県知事	207	90	1	1.1	0	0.0	0	0.0	4	1.9	202	97.6
福岡県知事	408	159	5	3.1	3	0.7	0	0.0	7	1.7	394	96.6
佐賀県知事	145	56	1	1.8	0	0.0	0	0.0	1	0.7	143	98.6
長崎県知事	242	88	0	0.0	1	0.4	0	0.0	3	1.2	239	98.8
熊本県知事	176	58	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	4.0	169	96.0
大分県知事	198	71	1	1.4	0	0.0	0	0.0	3	1.5	194	98.0
宮崎県知事	185	57	0	0.0	2	1.1	0	0.0	2	1.1	181	97.8
鹿児島県知事	204	67	2	3.0	3	1.5	0	0.0	2	1.0	197	96.6
沖縄県知事	194	79	1	1.3	2	1.0	1	0.5	6	3.1	186	95.9
知事合計	11,741	4,605	105	2.3	86	0.7	7	0.1	304	2.6	11,268	96.0
北海道教委	100	88	4	4.5	0	0.0	0	0.0	3	3.0	94	94.0
青森県教委	89	74	4	5.4	2	2.2	0	0.0	1	1.1	83	93.3
岩手県教委	59	45	2	4.4	0	0.0	0	0.0	2	3.4	55	93.2
宮城県教委	62	48	4	8.3	0	0.0	0	0.0	2	3.2	56	90.3
秋田県教委	33	29	6	20.7	1	3.0	0	0.0	3	9.1	26	78.8
山形県教委	98	85	7	8.2	2	2.0	0	0.0	1	1.0	90	91.8
福島県教委	62	55	2	3.6	3	4.8	0	0.0	0	0.0	57	91.9
茨城県教委	34	30	4	13.3	1	2.9	0	0.0	0	0.0	30	88.2
栃木県教委	65	52	2	3.8	2	3.1	0	0.0	2	3.1	59	90.8
群馬県教委	37	27	3	11.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	34	91.9
埼玉県教委	43	36	2	5.6	2	4.7	0	0.0	3	7.0	38	88.4
千葉県教委	66	56	4	7.1	2	3.0	0	0.0	5	7.6	57	86.4
東京都教委	197	156	18	11.5	6	3.0	0	0.0	6	3.0	170	86.3
神奈川県教委	108	79	2	2.5	2	1.9	0	0.0	2	1.9	103	95.4
新潟県教委	71	53	12	22.6	8	11.3	0	0.0	1	1.4	55	77.5
富山県教委	45	44	4	9.1	1	2.2	0	0.0	3	6.7	38	84.4
石川県教委	60	49	3	6.1	2	3.3	0	0.0	0	0.0	55	91.7
福井県教委	46	37	6	16.2	1	2.2	0	0.0	2	4.3	39	84.8
山梨県教委	43	35	5	14.3	1	2.3	0	0.0	3	7.0	36	83.7
長野県教委	109	70	7	10.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	101	92.7
岐阜県教委	59	53	4	7.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	55	93.2
静岡県教委	179	50	11	22.0	22	12.3	0	0.0	2	1.1	147	82.1
愛知県教委	84	77	12	15.6	2	2.4	0	0.0	1	1.2	72	85.7
三重県教委	59	39	2	5.1	1	1.7	0	0.0	0	0.0	56	94.9
滋賀県教委	50	47	4	8.5	2	4.0	0	0.0	0	0.0	44	88.0
京都府教委	151	136	9	6.6	7	4.6	1	0.7	2	1.3	132	87.4
大阪府教委	145	115	9	7.8	2	1.4	0	0.0	4	2.8	130	89.7
兵庫県教委	127	95	16	16.8	4	3.1	0	0.0	4	3.1	107	84.3
奈良県教委	40	31	5	16.1	0	0.0	0	0.0	2	5.0	34	85.0
和歌山県教委	80	47	2	4.3	1	1.3	0	0.0	2	2.5	77	96.3
鳥取県教委	36	33	2	6.1	1	2.8	0	0.0	0	0.0	33	91.7
島根県教委	46	41	3	7.3	1	2.2	0	0.0	1	2.2	42	91.3
岡山県教委	44	41	10	24.4	2	4.5	0	0.0	2	4.5	32	72.7
広島県教委	86	67	11	16.4	6	7.0	0	0.0	0	0.0	71	82.6
山口県教委	75	60	7	11.7	1	1.3	0	0.0	1	1.3	68	90.7
徳島県教委	19	11	1	9.1	1	5.3	0	0.0	2	10.5	16	84.2
香川県教委	50	44	3	6.8	3	6.0	0	0.0	2	4.0	42	84.0
愛媛県教委	48	42	6	14.3	2	4.2	0	0.0	2	4.2	39	81.3
高知県教委	65	52	3	5.8	3	4.6	0	0.0	1	1.5	60	92.3
福岡県教委	128	108	16	14.8	1	0.8	0	0.0	0	0.0	112	87.5
佐賀県教委	45	37	4	10.8	1	2.2	0	0.0	0	0.0	40	88.9
長崎県教委	36	30	4	13.3	2	5.6	0	0.0	0	0.0	31	86.1
熊本県教委	48	42	0	0.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0	47	97.9
大分県教委	37	24	5	20.8	2	5.4	0	0.0	3	8.1	28	75.7
宮崎県教委	38	30	0	0.0	1	2.6	0	0.0	2	5.3	35	92.1
鹿児島県教委	60	49	6	12.2	1	1.7	0	0.0	1	1.7	53	88.3
沖縄県教委	44	27	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	43	97.7
教委合計	3,306	2,576	257	10.0	107	3.2	1	0.0	73	2.2	2,922	88.4

資料
64

処分困難な株式等を保有している特例民法法人

(注) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」においては、「現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの(株式保有等を事業としているものも含む。)の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。」とされている。

本資料は、これを踏まえ、所管官庁から提出を受けた事項を要約整理したものである。

平成23年12月1日現在

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
金融庁	北陸財務局理 財部金融監督 第一課	(社)石川県銀行協 会	金沢中央ビルデ ィング(株)	19,000株 (19.0)	公的金融機関を一方所に集中するビルの建設に 当たり当該企業が設立され、当ビル入居に際し て、事実上株式の保有を義務付けられたことによ り保有している。 処分に向けて当該企業をはじめ各方面と折衝を 行ったが売却先は見当たらず、平成24年に一般社 団法人への移行を予定していることから、現在売 却するための取り組みは行われていない。	S.38. 8.15	専務理事(1名)が当該企業 の非常勤取締役(20.5.20付)	
総務省	関東総合通信 局放送部有線 放送課	(財)東京ケーブ ルビジョン	(株)国際電気通信 基礎技術研究所	38株 (0.009)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること 及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S.63. 7. 9		
	近畿総合通信 局放送部有線 放送課	(財)京阪神ケー ブルビジョン	(株)WOWOW	732株 (0.9)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は 非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、 当法人の事業を展開する上でも、非常に有益であ るとの判断から当該企業の株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S.59.12.25		
			洛西ケーブルビ ジョン(株)	10,000株 (1.5)	当該企業発足時に、当法人の役員が発起人の一 員であり、ケーブルテレビ業界では先駆けていた 当法人のノウハウを提供できることから参画出資 している。 適当な処分先が見つからない。	S.58. 8.20 ほか1回		
	九州総合通信 局放送部有線 放送課	(財)福岡ケーブ ルビジョン	(株)WOWOW	70株 (0.05)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は 非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、 当法人の事業を展開する上で、有益であるとの判 断から当該企業の株式を保有している。 購入時1株50万であったものが1/3程度に下落し ている為、株価の上昇を待って処分したい。	S.59.12.25		
			(株)国際電気通信 基礎技術研究所	76株 (0.02)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること 及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S.62. 9.24		
文部科学省	生涯学習政策 局社会教育課	(社)実践倫理宏正 会	(株)ショセキ	40,000株 (4.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.39.12.22		
			清流出版(株)	200株 (33.3)		H.6.3.22		
		(財)中央報徳会	(株)美商	1,800株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H.18.3.31	当該企業の建物の一部を事務 所として借用	
			美商陸運(株)	5,400株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H.18.1.1	役員兼務1名	
			(株)トランジッ トアジア	144株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H.18.4.1		
			(株)リプレイ コーポレーション	42株 (16.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H.17.10.1		
			(財)尾崎行雄記 念財団	(株)霞ガーデン	6,500株 (32.5)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S42.7.19	役員兼務2名
				(有)清林商事	85,900株 (86.0)	・基本財産として寄付されたもの。 ・出資持ち分を購入する者が見つからない。平成 17年3月より(有)清林商事と長期買受け契約を 結び、処分を進めている。	H. 6. 5.30	評議員1名が役員を兼任 金銭の貸借はない
		高等教育局学 生・留学生課	(財)マルゼ報恩会	島根トヨタ自動車 (株)	408,940株 (29.99)	寄附された経緯は不明。 適当な処分方法を検討中。	H.2.11.15 ほか1回	役員兼任1名

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
文部科学省	高等教育局学生・留学生課	(財)吉岡文庫育成会	(株)新建築社	35,300株 (44.1)	寄附された経緯は不明。 適当な処分方法を検討中。	S.42.3.1	役員兼任2名
		(財)小林育英会	(株)小林平三商店	54,400株 (84.0)	基本財産として寄附されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S.57.1.22	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を事務所として借用
		(財)高久国際奨学財団	(株)エムツウ	630.4株 (92.0)	基本財産として寄附されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H.7.9.17	役員兼任2名
		(財)守屋留学生交流協会	(株)帝国書院	856,100株 (77.8)	基本財産として寄附されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S.57.8.20	役員兼任2名 当該企業の建物の一部を事務所として借用
		(財)日ノ丸報恩会	日ノ丸自動車株	75,008株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.48.12.17	役員兼任2名
			日ノ丸産業株	16,000株 (4.4)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.49.9.20	役員兼任2名
			株日ノ丸総本社	3,500株 (1.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.55.3.27	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を事務所として借用
			株三朝温泉後楽	900株 (1.5)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.48.6.5	
	高等教育局私学行政課	(社)東京電機大学校友会	(株)オーム社	11,789株 (0.6)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.56.6.1 ほか1回	
			(株)錦電サービス	200株 (10)		S.52.3.18 ほか1回	
	研究振興局学術機関課	(財)緒方医学化学研究所	アステラス製薬(株)	29,179株 (0.006)	財団設立当初に寄附されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S.23.3.23	
			太平化学産業(株)	3,715株 (0.05)	財務運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.53(不確定)	
	研究振興局学術研究助成課	(財)斎藤報恩会	ホテル仙台プラザ(株)	833株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S.47.12 ほか1回	
			(財)報国積善会	(株)泉吉	169,622株 (21.2)		S.62.6 ほか1回
(財)法政大学出版局		(株)トーハン	757株 (0.001)		S.24.9 (不確定)	当該企業を通じて全国に配本	
		日本出版販売(株)	1,800株 (0.003)		S.24.9 (不確定)	当該企業を通じて全国に配本	
スポーツ・青少年局競技スポーツ課	(財)日本相撲協会	日本テレビ放送網(株)	10,562株 (0.04)	保有に至った経緯等は不明。 証券会社に指し値で売却を依頼している。	S.31.2.6		
		(財)日本サッカー協会	(株)ジェイリーグエンタープライズ	12,000株 (16.7)	当該企業の設立意義を勘案し株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H.7.3	役員兼任1名 金銭の貸借なし 商品化のロイヤリティ契約等あり
	(社)日本プロサッカーリーグ	(株)日本フットボールヴィレッジ	490株 (5.0)	関係団体からの要請を受け、当該企業の設立意義・経緯を勘案し、経営責任の一旦を担う必要から株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H.8.4.30	役員兼任3名 金銭の貸借なし	
		(株)Jリーグメディアプロモーション	204株 (34.0)	当該企業の設立意義を勘案し株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H.5.4.5	役員兼任1名 業務委託	
		Jリーグフォト(株)	240株 (40.0)		H.5.12.30	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利受領	
		(株)ジェイリーグエンタープライズ	27,000株 (37.5)		H.7.3.3	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利受領	
	(株)日本フットボールヴィレッジ	490株 (5.0)	関係団体からの要請を受け、当該企業の設立意義・経緯を勘案し、経営責任の一旦を担う必要から株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H.8.4.26	役員兼任1名		
		(社)日本アメリカンフットボール協会	(株)横浜スタジアム	5,000株 (0.07)	当該株式は、横浜スタジアムをアメリカンフットボールの競技に使用するための優先権を確保する目的で保有している。処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	S.52.5.16	なし
	文化庁文化部芸術文化課	(社)シナリオ作家協会	(株)シナリオ会館	4,284株 (19.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H.2.8.10 ほか数10回	当該企業の建物の一部を事務所、会議室として賃貸借用。

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
文部科学省	文化庁 文化部 芸術文化課	(社)日本新聞協会	日本プレスセンター	200株 (0.004)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 6. 20 ほか1回			
		(財)東京大学出版会	(株)トーハン	14,427株 (0.02)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 24. 9. 22	当法人が当該企業を通じて 全国に配本		
			日本出版販売(株)	21,000株 (0.04)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 24. 9. 10	当法人が当該企業を通じて 全国に配本		
		(社)日本美術家連盟	(株)美術館	1,270株 (10.5)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 10	当法人が所有する事務所ビルの 管理業務を当該企業へ委託		
		(財)今日庵	裏千家インターナショナルリンク	66,190株 (50.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 50. 11. 28 ほか10回	役員兼任1名 事業実施に際し当該企業の 施設を利用		
			(株)淡交社	9,000株 (9.4)		S. 42. 7. 31 ほか2回	理事1名が当該企業の役員 を兼務。		
			(株)ミリエーム	6,400株 (6.7)		S. 45. 3. 17	施設の管理・警備を依頼して いる。		
			文化環境センター	10,000株 (1.3)		S. 50. 3. 31			
			コンチネンタルフーズ	6,000株 (0.12)		S. 56. 2. 16			
			(株)淡交総業	600株 (0.3)		S. 43. 8. 30	理事1名が当該企業の役員 を兼務。		
	(社)全国出版協会	(株)トーハン	1,199,500株 (1.7)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 3. 28	理事2名が当該企業の役員 を兼務。監事は当該企業の顧問。 常務理事は当該企業からの出向。			
	文化庁文化部 宗務課	(社)日本図案家協会	(株)京都産業振興センター	100株 (5.6)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 4. 27	建物を区分所有しているため。		
			(財)懺悔奉仕光泉林	(株)やさしい生活クラブ	40株 (2.1)	財産運用上の都合によるもの。 平成24年度中に処分予定。	H. 19. 3. 31		
		(財)基督教視聴覚センター	日本キリスト教書販売(株)	600株 (4.2)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 48. 8. 11			
			(株)国際放送	90株 (11.2)		S. 59. 10. 29 ほか1回			
			(株)キリスト教新聞社	200株 (0.1)		S. 42. 8. 12	各種講座の共催		
			(株)アバコクリエイティブスタジオ	35,100株 (43.8)		S. 57. 11. 30	役員兼任1名 当法人の建物・設備を当該 企業へ賃貸		
			(株)アバコプライダルホール	25,160株 (31.4)		S. 46. 2. 25 ほか2回	役員兼任1名 当法人の建物・設備を当該 企業へ賃貸		
			(株)アバコ撮影スタジオ	24,900株 (31.1)		H. 15. 7. 29 ほか5回	役員兼任1名		
			厚生労働省	社会・援護局 地域福祉課	(財)ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン	日本マクドナルドホールディングス(株)	15,000株 (0.0001)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 15. 4. 10
経済産業省			経済産業政策局 経済産業政策課	(社)中部経済連合会	(株)国際デザインセンター	2株 (0.01)	当該企業は、中部地域の官民共同プロジェクトとして第三セクター方式で設立されたものである。中部地域経済の振興を図る経済団体として協力要請を名古屋市から受けたことにより出資し、株式を保有しているものであるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 4. 3. 5	専務理事が当該企業の取締役(非常勤、無給)
	製造産業局 産業機械課	(社)日本配電制御システム工業会	(株)配電盤会館	1,800株 (4.5)	任意団体時代より、当該企業から事務所を買借していたが、当法人設立時に倒産・廃業会員の持ち株の譲渡の受け皿の一つとして、額面で譲り受けたもの。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 58. 6 (初回800株入手ほか1回入手)	役員4名が当該企業役員を兼任(非常勤、無給)		
	製造産業局 航空機武器宇宙産業課	(財)日本航空機開発協会	民間航空技術サービス(株)	5,100株 (51.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受けた当法人が日本の開発主体となり、航空機の国際共同開発プロジェクトに参画した。参画に当たり、米国企業と米国で実施する開発作業等について、当法人が事業主体であることを明確にしつつ、日米両国の法制度の違いから生じる負担の軽減を図ることで政府助成の効果をも最大限発揮させるため、米国での活動主体として当該企業を設立し、その株式を保有している。 当該株式の処分については、効率的な政府助成の実施の観点から、今後も慎重な検討が必要である。	H. 3. 1. 9	役員1名が当該企業役員を兼任 当法人事務所の一部を当該 企業に貸与 米国における航空機の開発・量産設計作業を当該企業に発注		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
経済産業省	製造産業局航空機武器宇宙産業課	(財)日本航空エンジン協会	IAE International Aero Engines AG	4,600株 (23.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受けた法人が日本の開発主体となり、航空機の日米欧5か国共同開発プロジェクトに参画した。本開発の取りまとめ法人として当該企業を設立する際、参加事業者それぞれが参加比率に応じて当該企業の株式を保有(当法人は23%)することになったものである。 当該株式の処分は、我が国が国際共同開発事業から撤退することを意味し、これまでの政府助成を含む莫大な投資金の回収が不可能となる。今後も慎重な検討が必要である。	S. 58. 12. 9 ほか3回	当該企業の事業による収益は(財)航空機国際共同開発促進基金に納付され、今後の航空機国際共同開発プロジェクトの助成のために充当(回転資金化)。 役員3名が当該企業の役員を兼任 V2500エンジンのモジュール、補用品の製造販売(量産事業)
	製造産業局繊維課	(社)日本綿花協会	(株)綿花会館	726株 (5.2)	当該企業が運営する会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため、当該会館の株式を購入した。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 54. 1. 25 ほか9回	当該企業の取締役5名のうち、代表取締役を含む4名は当法人の理事を兼任(ただし、常勤は1名)
	商務情報政策局日用品室	(社)全日本文具協会	日本文具振興(株)	6,000株 (4.0)	当該企業は、文具業界の振興のため、関連団体の総意によって設立され、業界活性化等を図るため関連団体の株主で構成されていることから当法人も株式を保有している。 同社は、平成23年6月2日に特別清算する旨の決議を行い、平成23年度中に清算を結了する見込である。当協会は、同社清算結了時をもって同社株式を処分する。	H. 3. 5. 15 ほか2回	役員4名が当該企業役員を兼任していたが、同社の特別清算決議とともに退任した。
	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課	(社)日本電気協会	有電ビル管理(株)	1,500株 (12.5)	当法人は、有楽町電気ビルの地権者であり、建物の区分所有者として他の地権者(区分所有者)と建物の管理を共同で運営する必要から当該企業を設立して、区分所有の持分に応じて株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 50. 10	設立時から、当法人の理事1名が、当該企業の取締役を兼任している。取引状況としては、当法人と当該企業が建物管理委託契約、運営管理委託契約を締結している。 金銭の貸借はなし。
			(株)エレクトロニック・ライブラリー	200株 (0.32)	当該企業は新聞雑誌記事を横断的に取り扱うデータベース事業会社として設立されたもの。当法人は、自らが発行する新聞記事を、当該企業が所有するデータベースに登録するために株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分について検討を行う。	S. 61. 11	
	原子力安全・保安院電力安全課	(財)関西電気保安協会	財形住宅金融(株)	3株 (0.06)	財形住宅金融株式会社に財形住宅融資を申し込むことができるのは、同社に出資している会社等の従業員とされており、福利厚生の一環として当協会職員が住宅購入の際に財形住宅融資を利用できるようにするために、同社へ出資している。	H. 9. 9. 25	財形住宅金融株式会社との間に役員の兼任、金銭の貸借や取引などの利害関係はない。
	中小企業庁経営支援部経営支援課	(社)中小企業診断協会	(株)中小企業診断士会館	8,648株 (86.5)	当該企業の株主は、当初、当法人の会員であったが、その後株式の寄付、譲渡等を受けたものである。当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 60. 5. 23 ほか26回	会長が当該企業の代表取締役社長、副会長(4人)が代表取締役副社長、専務理事が専務取締役、常任理事(8人)が常務取締役に就任
国土交通省	自動車局貨物課	(社)全日本トラック協会	日本トラック興業(株)	400株 (0.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	
		(社)全国霊柩自動車協会		100株 (0.09)		S. 36. 10. 2	
	海事局総務課	(財)日本モーターボート競走会	(株)日本レジャーチャンネル	1,000株 (50.0)	モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成19年法律第16号)附則第13条第1項の規定に基づき、当該企業の株式を所有していた(社)全国モーターボート競走会連合会の一切の権利・義務を承継したため。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 4. 1	
	(財)競艇振興センター		999株 (50.0)	当該企業の事業(モーターボート競走の放送)の中立性を保ち、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を確保する観点から当法人において株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 4. 4. 17	当財団の常務理事が当該企業の取締役(非常勤)	
	(社)日本船主協会	日本航洋曳船(株)	3,730株 (46.3)	船主業界と保険業界との共同出資により当該企業を設立し、財政投融資を活用して大型曳航船を建造・保有したため、株式を保有している。 海難事故発生の際の危機管理上必要な大型曳航船を保有する公的性格が強い当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 41. 10. 27 ほか5回	役員兼任2名	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	海事局総務課	(社)日本船主協会	(株)日本海運会館	4,260,138株 (82.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.33. 3.31 ほか82回	役員兼任4名	
		(財)日本海事センター	(株)海事センタービル	20,000株 (100)	当該企業は、当センターの基本財産であり、当センター及び関係団体が事務所として使用する建物の建設・管理・運営を目的として当センターの全額出資により設立されたものであり、その株式の処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.53. 3.15 ほか1回	役員兼任2名 ビル管理業務を委託	
	海事局内航課	(社)日本旅客船協会	日本定航保全(株)	1,560株 (7.8)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償責任保険制度(当該特例民法法人の団体保険)への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と当法人との出資により設立されたものである。 公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる当該企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.28. 4.14	役員兼任15名	
	海事局海事人材政策課	(財)全日本海員福祉センター	共同船舶(株)	980株 (19.5)	基本財産として寄附されたため保有している。 株式に譲渡制限が付されているため、株式を処分することは困難である。	H18. 6.28		
	港湾局港湾経済課	(社)日本港運協会	(株)シーバレス	70株 (35.0)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 2.27	役員兼任1名	
			日本港運振興(株)	14,976株 (4.6)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.47. 5.29	役員兼任2名	
	海事局検査測度課	(財)日本海事協会	NK NIPPON KAIJI KYOKAI DO BRASIL LTDA.(ブラジル・リオデジャネイロ)	43,992株 (99.98)	海外における船級検査の実施要請に応えるため、現地国において当法人が現地事務所を設置しようとしたところ、現地国政府の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことによるものである。	S.59.10.19		
				NIPPON KAIJI KYOKAI POLAND Sp z.o.o.(ポーランド・グダンスク)		10株 (100)	H. 8. 8.19	
				NIPPON KAIJI KYOKAI (CHILE) LTDA(チリ・バルパライソ)		59,994,000株 (99.9)	H. 8. 8.22	
				PT NIPPON KAIJI KYOKAI INDONESIA(インドネシア・ジャカルタ)		19株 (95.0)	H.12. 7. 7	
NIPPON KAIJI KYOKAI (Belgium) N.V.(ベルギー・アントワープ)				9,999株 (99.99)		H.18. 8. 7		
海事局検査測度課				(財)日本海事協会		NIPPON KAIJI KYOKAI (NETHERLANDS) B.V.(オランダ・ロッテルダム)	18,000株 (100)	海外における船級検査の実施要請に応えるため、現地国において当法人が現地事務所を設置しようとしたところ、現地国政府の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことによるものである。 当法人の公益事業の外国における実施に当たって当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。
	日本船級社(中国)有限公司(中国・上海)	CNY 50,000,000 (100)	H.21. 1. 5					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	港湾局港湾経済課	(財)神戸港埠頭公社	神戸航空貨物ターミナル(株)	6,000株 (10.2)	当該企業は、神戸港と関西国際空港との航空貨物の輸送需要に対応し、航空貨物ターミナルの運営及び迅速かつ定時的な輸送の確保を図るとともに、大阪湾岸地域の交通量の軽減等にも資するため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式保有に協力したものである。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 4. 4. 17	役員兼任1名
			神戸航空交通ターミナル(株)	900株 (1.9)		H. 元. 12. 21	
			(株)神戸フェリーセンター	30,000株 (30.0)	当該企業は、神戸港における瀬戸内海を中心とする内航フェリー基地としての機能を果たすことを目的に、自動車航送船事業者、旅客、車両、貨物への役務の提供等の業務を行うため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式保有に協力したものである。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 49. 6. 28	役員兼任1名
			神戸新交通(株)	10,000株 (0.2)	当該企業は、神戸港の臨海地区を含む神戸市の総合交通体系の一端を担い、市民の交通利便性を確保するための鉄道事業等を行うため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 62. 9. 29	
		(財)横浜港埠頭公社	(株)横浜国際流通センター	7,000株 (4.6)	当該企業は、当法人が管理・運営する横浜港コンテナターミナルと総合的、一体的な利用を図り、横浜港におけるコンテナ物流体制の機能強化、拡充に寄与するため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、それを担う機関として、横浜市からの要請により株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 4. 12. 7	役員兼任2名
		観光庁 観光産業課	(社)日本ホテル協会	(株)ジェイティーパー	115,200株 (2.5)	(財)日本交通公社から株式会社を分離する際、所轄官庁より出資者が特定分野及び企業に偏らないことを求める観光政策上の要請があり、株式を保有したものである。 適当な処分先が見つからない。	S. 38. 11. 12
土地・建設産業局 不動産業課	(社)全日本不動産協会	三井生命保険株式会社	1,100株 (0.0003)	三井生命保険(株)が平成16年4月1日から株式会社へ組織変更した際、団体保険の契約があるため割り当てがあったもの。 平成20年7月16日、持ち株11株に対し、1株を100株にする株式分割があった。現在未上場であるため、市場での売却が困難。	H. 16. 4. 1	団体保険契約先	
土地・建設産業局 建設業課	(社)日本建設業連合会	豊洲不動産(株)	200,000株 (100)	昭和22年に現在の当法人の会員等が出資して当該企業の前身である豊洲木材樹を設立した。その後、昭和34年に(財)建築業協会が設立され、昭和35年に当該企業の全株を譲り受け、基本財産に充て、昭和59年に同財団が社団に組織変更した後も、継承してきた。 なお、(社)建築業協会は平成23年4月1日に(社)日本建設業団体連合会と合併し、存続法人である(社)日本建設業連合会(社)日本建設業団体連合会から名称変更)が当該株式を保有しているが、適当な処分先が見つからない。	S. 35. 4. 26	理事3名が、当該企業の非常勤代表取締役、非常勤取締役、非常勤監査役	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	道路局路政課	(財)道路新産業開発機構	関東ケーブルテレビジョン(株)	600株 (4.0)	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の活用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H.元. 5.31 ほか1回	
	道路局企画課	(社)日本橋梁建設協会		600株 (4.0)		H.元. 6. 5 ほか1回	専務理事が非常勤監査役
	道路局総務課 高速道路経営 管理室	(財)高速道路交流 推進財団	東北高速道路ターミナル(株)	215,000株 (19.9)	当該企業は、高速道路の物流の効率化を図るために必要な施設を設置管理する会社であり、トラックターミナル等の設置は、自動車交通の効率性の増進を図り、道路利用者への便益増進に寄与すると考えて出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S.59. 5. 9	
			北陸高速道路ターミナル(株)	160,000株 (13.8)		S.59. 5. 9 ほか1回	
			関東ケーブルテレビジョン(株)	200株 (1.3)	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の活用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 8.22	
	北海道運輸局 総務課	(社)釧根自動車協会	(株)釧根自動車会議所	60,640株 (31.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.47. 9.30 ほか8回	役員兼任12名
		(社)釧根地区トラック協会		19,600株 (13.0)		S.47. 9.30 ほか1回	役員兼任3名
		(社)北海道トラック協会	日本トラック興業(株)	1,010株 (0.9)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
	東北運輸局管理課	(社)青森県自動車団体連合会	(株)青森県交通会館	77,150株 (77.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48. 3.24 ほか2回	役員兼任2名
	東北運輸局旅客第二課	(社)青森県タクシー協会	(株)青森県交通会館	2,505株 (2.5)		S.40. 3.10 ほか3回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務
東北運輸局旅客第一課	(社)青森県バス協会		2,505株 (2.5)		S.38. 3. 7 ほか3回	副会長が当該企業の取締役を兼務	
東北運輸局貨物課	(社)青森県トラック協会	(株)青森県交通会館	2,505株 (2.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38. 3. 7 ほか3回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務、専務理事が監査役を兼務	
		日本トラック興業(株)	250株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36. 7. 1		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	東北運輸局貨物課	(社)岩手県トラック協会	北上流通サービス(株)	40株 (0.9)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 63. 10. 20	
			岩手トラックターミナル(株)	840株 (1.9)		S. 52. 3. 26	役員兼任1名
	東北運輸局観光振興課	(財)岩手県観光協会	八幡平市産業振興(株)	186,208株 (40.2)	八幡平温泉郷地区への温泉給湯を行う会社として八幡平市と当協会が主体となり設立した八幡平温泉開発(株)が存続会社となり、同市に所在する他の第三セクター3社(株)松尾ふるさと振興公社、(株)コスモプラザ西根、(株)安代産業振興公社)と合併、平成20年3月1日付で合併新会社となった第三セクター。平成17年4月1日には、同地区の開発事業部門(別荘分譲部門)を当該企業へ現物出資の方法で譲渡した。 現在、保有株式の全部を平成24年3月に同社に対し無償譲渡する方向で関係機関と協議中である。	S. 45. 10. 1 ほか2回	専務理事が当該企業の取締役 役に就任
			三陸鉄道(株)	100株 (0.3)	当該企業は、三陸地域の活性化を目指して岩手県主導で地元と市町村、民間団体の協力を得て設立した第三セクターである。 当該企業は、三陸リアスシーライナーを運行するなど、三陸地域の観光振興上も非常に重要なものであり、引き続き出資継続が必要であるが、更に処分についての検討を行う。	S. 56. 10. 19	
			江刺開発振興(株)	20株 (0.5)	当該企業が平成5年12月に新株発行を行った際、出資要請があった。当該企業は広く岩手県の観光振興に重要な役割を果たすことが期待されることから、これに応じ株式を保有している。 平成16年度に全株式を江刺市(現奥州市)に売却する方向で協議したが、出資継続の要望もあり一部売却にとどまっている。 今後、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 12. 20	
	東北運輸局総務課	(社)宮城県自動車会議所	(株)宮城県交通会館	100株 (2.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 44. 11. 18	役員兼任2名
	東北運輸局整備保安課	(社)宮城県自動車整備振興会		630株 (14.0)		S. 41. 5. 1 ほか3回	役員兼任2名
	東北運輸局旅客第二課	(社)宮城県タクシー協会		50株 (1.1)		S. 41. 5. 1	役員兼任1名
	東北運輸局管理課	(社)宮城県自動車協会		630株 (13.9)		S. 41. 2. 22 ほか6回	会長が当該企業の取締役を兼務
	東北運輸局貨物課	(社)宮城県トラック協会		122株 (2.7)		S. 45. 6. 15	専務理事が当該企業の理事を兼務
	東北運輸局貨物課	(社)宮城県トラック協会	(株)仙台トラックターミナル	40株 (0.2)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式保有している。 このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 35. 7. 5 ほか1回	専務理事が当該企業の監査役を兼務
			日本トラック興業(株)	460株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 40. 7. 1	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	東北運輸局貨物課	(社)福島県トラック協会	日本トラック興業(株)	340株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 12. ほか2回	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
	東北運輸局観光振興課	(社)米沢観光物産協会	(株)上杉コーポレーション	50株 (1.3)	観光の拠点施設(上杉神社周辺)として、第三セクターの設立に、米沢市及び米沢商工会議所とともに、観光分野の団体として参画し、株式保有に協力したものである。 株式処分となれば、その一角を崩すこととなり、地元における観光意識の低下につながりかねないので、継続保有が必要であるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 12. 1	役員兼任1名 米沢市から当法人に委託されている業務の一部を当該企業が分担
	東北運輸局貨物課	(社)秋田県トラック協会 (社)山形県トラック協会	日本トラック興業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 39. 7. 10	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
				360株 (0.3)		S. 36. 10. 2	
	関東運輸局総務課	(社)茨城県自動車整備振興会	(株)茨城県自動車会館	44,000株 (27.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 46. 4. 20 ほか1回	
				148株 (0.09)		S. 47. 6. 1	
		(社)茨城県バス協会					
	(社)茨城県トラック協会	日本トラック興業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか7回	会社設立趣意に基づく施設利用のみ	
					(社)栃木県トラック協会		400株 (0.4)
	(社)栃木県観光物産協会	日光湯元観光開発(有)	200口 (1.6)	当該企業は、東京オリンピック開催に際し、来訪観光客向けの休憩施設の建設・管理等を目的として、地元湯元地区住民等の出資により設立されたものである。その際、当法人が窓口として出資を募った関係から、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 当法人が中心となって設立を推進し、地元の観光振興のために整備された観光施設の管理・運営という公益的な事業を行う当該企業の持分については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 11. 6	当該企業は当法人の会員	
(株)日光自然博物館			2株 (0.03)		S. 63. 11. 1		会長が当該企業の役員を兼務
関東運輸局総務課	(社)草津温泉観光協会	(株)草津温泉フットボールクラブ	30株 (0.3)	当該企業は、草津温泉のイメージアップのため地域と密着し、Jリーグを目指したサッカーチーム「ガスバ草津」の運営法人として設立されたものである。その際、当法人等が窓口となって草津町や他の団体も出資を募り、草津温泉のイメージアップに大きく貢献することから、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 草津温泉の町ぐるみの企画であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 15. 9. 29		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	関東運輸局総務課	(社)草津温泉観光協会	(株)草津観光公社	4株 (0.4)	当該企業は、(財)草津町開発協会を組織改革して、草津町の来訪観光客向けの休憩施設等の公益的な施設の管理・運営を行う目的で設立されたものである。その際、当法人が窓口となって町内の団体に投資を募り、当法人も草津町の観光事業の発展等のため、地元の観光振興を推進する団体として投資に協力したものである。 草津町の全体の方針に沿ったものであり、適当な処分先が見当たらない。	H.14. 3. 7			
		(財)関東陸運振興財団	(株)東京都軽自動車センター	600株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48. 5. 1	役員兼任3名		
			(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)		H. 3. 9.24	役員兼任2名		
			(株)千葉県軽自動車センター	6,660株 (33.3)		S.48. 6.27 ほか1回	役員兼任2名		
			(株)山梨県軽自動車センター	6,800株 (33.3)		S.48. 3.23 ほか2回	役員兼任3名		
		(社)東京都自動車整備振興会	(株)東京都軽自動車センター	600株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48. 5. 1	役員兼任3名		
			(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)		H. 3. 9.24	役員兼任2名		
		(社)東京乗用旅客自動車協会	(株)自動車会館	10,140株 (1.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.47. 9.30 ほか4回	当該企業株主は、当法人会員により構成 当法人はビルの共同所有者		
		(社)山梨県トラック協会	日本トラック興業(株)	180株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.39. 7.10	会社設立趣意に基づく施設利用のみ		
				(株)山梨県自動車会館		400株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.44.11.20	
				(社)山梨県自動車整備振興会		400株 (20.0)		S.44. 9.11 ほか1回	会社設立趣旨に基づく施設利用(土地賃借)
		(株)山梨県軽自動車センター	6,800株 (33.3)	S.48. 3.20 ほか1回	当該企業の取締役及び監査役は3団体からそれぞれ充てており取締役3名、監査役1名となっている				
		(社)三多摩自動車協会	(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 9.24	当該企業が所有している建物の賃借 当該企業の所有する建物の管理運営を当法人が受託		
		(社)千葉県トラック協会	(株)千葉県交通会館	3,540株 (4.9)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.63. 5.11 ほか1回			
				日本トラック興業(株)		500株 (0.5)	S.36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係			
国土交通省	関東運輸局総務課	(社)神奈川トラック協会	日本トラック興業(株)	1,600株 (1.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.44.11.1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ			
		(社)群馬県トラック協会		500株 (0.5)		S.36.10.2 ほか7回				
		(社)埼玉県トラック協会		500株 (0.5)		S.37.8.1				
		(財)メトロ文化財団	(株)はとバス	1,127,750株 (12.5)		S.35.4.20 ほか3回				
	北陸信越運輸局総務課	(社)富山県トラック協会	日本トラック興業(株)	330株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2 ほか7回	役員1名兼任			
				(社)石川県トラック協会		400株 (0.4)		S.36.10.2 ほか8回		
				(社)新潟県トラック協会		700株 (0.6)		S.36.7.1		
				(社)長野県トラック協会		550株 (0.5)		S.36.7.1		
				(社)福井県トラック協会		1,000株 (0.1)		S.53.7.10		
	中部運輸局自動車交通部貨物課	(社)福井県トラック協会	福井埠頭(株)	1,000株 (0.1)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.53.7.10				
				日本トラック興業(株)		200株 (0.2)		当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2 ほか7回	
						(社)静岡県トラック協会			800株 (0.7)	S.36.10.2 ほか7回
						(社)愛知県トラック協会			1,600株 (1.5)	S.36.7.1 ほか7回
						(社)三重県トラック協会			450株 (0.4)	S.36.10.2 ほか7回
						(社)岐阜県トラック協会			700株 (0.6)	S.36.10.2 ほか7回
						近畿運輸局総務課			(社)京都府トラック協会	日本トラック興業(株)
	(株)京都自動車会館	34,483株 (8.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38.4.1						
		(社)京都府自家用自動車協会		977株 (0.3)	S.37.12.22 ほか2回					
		(社)京都府乗用自動車協会		3,000株 (0.02)	H.12.11.20					
		(社)京都府自動車整備振興会		17,400株 (4.5)	S.37.12.22 ほか4回					
(社)京都府バス協会		3,000株 (0.02)		H.12.11.20						
(財)大阪陸運協会		(株)京都自動車会館		2,000株 (0.5)	H.12.8.22					
(社)兵庫県タクシー協会		(株)兵庫県タクシー会館		11,540株 (8.1)	S.63.4.1 ほか6回					
(社)兵庫県自動車整備振興会		(株)兵庫県自動車会館		4,000株 (1.7)	S.45.8.1					
(社)堺北・東自家用自動車協会		(株)大阪自家用自動車会館		1,150株 (5.8)	S.37.8.1 ほか2回					
(社)大阪府自家用自動車連合協会		2,091株 (10.5)	S.36.10.17 ほか6回							
(社)大阪府トラック協会	関西国際空港(株)	780株 (0.004)	当該企業は、関西国際空港の建設・管理を目的として、国、地方自治体、関係団体及び民間企業の出資により特殊法人として設立されたものである。当法人は、地元経済界からの要請により在阪団体の一員として株式を保有している。 関西経済圏において国際空港の管理・運営という高い公益性を有する事業を行う当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.60.7.27 ほか10回						

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	近畿運輸局総務課	(社)大阪府トラック協会	日本トラック興業(株)	2,400株 (2.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.4.1 ほか7回	会長が当該企業の取締役		
		(社)奈良県トラック協会	日本トラック興業(株)	110株 (0.1)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)		
		(財)神戸国際観光コンベンション協会	(株)神戸商工貿易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.3.3. ほか1回			
			神戸航空交通ターミナル(株)	300株 (0.6)	当該企業は、航空旅客ターミナルビル及び神戸リムジンバスの運営等を行うものである。また、神戸市及び兵庫県からの出資が約半分を占める。 当該企業は、現在休眠状態となっているため、処分は困難。	H.元.12.			
		(社)和歌山県トラック協会	日本トラック興業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)		
		(社)滋賀県トラック協会		210株 (0.2)		S.36.7.1			
		(社)兵庫県トラック協会		1,200株 (1.1)		S.36.7.1			
		中国運輸局総務課	(社)山口県バス協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.8.7	役員兼任1名	
				(財)山口県自動車振興センター	1,660株 (8.3)		S.45.8.7	役員兼任8名	
				(社)山口県自動車整備振興会	1,600株 (8.0)		S.45.8.7	役員兼任1名	
				(社)山口県トラック協会	1,600株 (8.0)		S.45.8.7	会長が当該企業の取締役	
				(社)広島県トラック協会	日本トラック興業(株)	510株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2	
						550株 (0.5)		S.38.12.10	
						170株 (0.2)		S.39.7.10 以前	
				(社)岡山県自動車整備振興会	(株)岡山県自動車会館	9,791株 (24.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38.9.9	役員兼任1名
(社)岡山県自家用自動車協会	3,817株 (9.5)					S.38.9.9			
(社)岡山県タクシー協会	5,577株 (13.9)					S.38.9.9 ほか2回		役員兼任1名	
(社)岡山県トラック協会	5,281株 (13.2)					S.38.9.9		会長が当該企業の代表取締役	
(社)岡山県トラック協会	日本トラック興業(株)			400株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	中国運輸局総務課	(社)岡山県トラック協会	(株)岡山県自動車会館	5,281株 (13.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたもの。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38. 9. 9	会長が当該企業の代表取締役
			岡山空港ターミナル(株)	60株 (0.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式保有に協力したものである。	H. 8. 10. 1	
		(社)岡山県バス協会		566株 (3.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式保有に協力したものである。 公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.61. 9.11	役員兼任1名
		(株)ホテルグランピア岡山	1,500株 (0.7)	当該企業は、西日本旅客鉄道(株)及び岡山県の財界の出資により設立され、バス事業者も参画するよう強い要請があったことから、当法人も出資し、株式を保有している。 設立当初の経緯から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48. 3.26	会長が当該企業の取締役	
		(社)岡山県タクシー協会	岡山県タクシー興業(株)	4,680株 (5.3)	当該企業は岡山県乗用旅客自動車協会(社)岡山県タクシー協会の前身)の会員が共同で乗車券(9ヶ-チケット)を利用するために設立されたものである。共同利用のため、保有している株式については、処分には困難な問題があるが更に処分についての検討を行う。	H.8.3.15	理事役員8名が当該企業の役員
四国運輸局総務課	(社)徳島県トラック協会	日本トラック興業(株)		220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36. 7. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
			(株)徳島県自動車会館	2,800株 (14.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.40. 8. 5 ほか4回	役員兼任1名
		(社)徳島県バス協会		2,800株 (14.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.40. 8. 5	
		(社)徳島県自動車整備振興会		4,000株 (20.0)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.60. 8.28	
		(社)香川県自動車整備振興会	(株)香川県軽自動車会館	2,000株 (18.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.48.10.15	軽自動車(4輪)の車両番号標頒布業務委託(委託料支払い)
		(社)高知県バス協会	(株)高知交通会館	130株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S.63. 3.11	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
		(社)高知県トラック協会	日本トラック興業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。	S.37. 8. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
		(社)愛媛県トラック協会		300株 (0.3)	当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36. 7. 1	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
		(社)香川県トラック協会		250株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10. 2 ほか7回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
		九州運輸局総務課	(社)福岡県自動車整備振興会	(株)福岡交通会館		40株 (0.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。
(社)福岡県トラック協会					200株 (0.5)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.23.12.26 ほか1回
	日本トラック興業(株)		1,300株 (1.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.40. 7. 1	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	九州運輸局総務課	(社)熊本県自動車整備振興会	(株)熊本県自動車会館	4,428株 (30.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 56. 8. 31 ほか7回	役員兼任3名
		(社)熊本県自動車標板協会		600株 (4.1)		S. 58. 3. 23	役員兼任1名
		(財)九州陸運協会		300株 (2.05)		S. 48. 12. 28 ほか1回	役員兼任1名
		(社)熊本県タクシー協会	熊本空港ビルディング(株)	250株 (1.3)		当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式を保有している。 公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 44. 9. 16
	(社)熊本県トラック協会	日本トラック興業(株)		80株 (0.07)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 7. 1 ほか2回	
	(社)宮崎県トラック協会			150株 (0.1)		S. 36. 8. 1	
	(社)大分県トラック協会			300株 (0.3)		S. 46. 10. 7	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
	(社)佐賀県トラック協会			180株 (0.2)		S. 37. 8. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
	(社)鹿児島県トラック協会			150株 (0.1)		S. 37. 8. 1 ほか3回	
	(財)佐世保観光コンベンション協会			させぼパールシー(株)		60株 (1.0)	当該企業は「西海国立公園九十九島」のPRと観光客誘致を主要業務としており、博物館施設の管理も佐世保市から受託している。観光宣伝・観光客誘致を連携していく必要があるため株式保有している。 既に必要最小限の保有と思われるが、更に処分について検討を行う。
	沖縄総合事務局運輸部総務課	(社)沖縄旅客船協会	沖縄県離島海運振興(株)	200株 (0.04)	当該企業は、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、旅客船事業者による第三セクター方式で設立されたものである。零細事業者が多い当法人の会員の代船を容易にし、離島航路の振興発展を期することを目的として、株式を保有している。 今後の離島航路の準備・維持の上からも継続保有が必要であり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 55. 3. 26	
				日本定航保全(株)	400株 (2.0)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償保険制度への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と損害保険会社との出資で設立されたものである。これを受け海上運送法上も賠償保険付保の命令権を創設している。 このように、公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる公的性格が強い当該企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 3. 10
		(社)石垣市観光協会	(株)石垣市経済振興公社	10株 (2.3)	当該企業は、「八重山物産流通拠点形成プロジェクト」の一環として、第三セクター方式で設立されたものである。八重山観光のPR、特産品の販路拡大を目的としていることから、設立準備段階から関与していたため、株式を保有することとなった。 H19年度内に所有株式を八重山ビジターズビューローに引継ぐことで調整を図っていたが、営利を目的とした株式の保有ではなく、地域振興を目的とする第三セクターの株であり地域の他の経済団体と協調している事から、新公益法人法に基づく組織の改編時に対応する事となった。	H17. 5. 23	役員(監査)として、1名派遣

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	沖縄総合事務局 運輸部総務 運航課	(社)石垣市観光 協会	石垣空港ターミナル ビル株式会社	100株 (0.9)	当該企業は、国関連金融機関、沖縄県、石垣市等が出資する第3セクターである。平成25年3月の新石垣空港の開港へ向け、ターミナルビルの建設に取組む企業として公共性の高い企業であり、本会は、地域の行政並びに経済団体(商工会)と連携して、地域経済の振興発展の為に株式を取得した。公益法人法改革に伴い、既に一般社団等への移行を視野に入れ検討を進めている所であり、地域観光産業の振興の為に当該企業を支援する事が望ましいと考えるが、今後の組織改革等において検討を重ねたい。	H. 21. 3. 26			
		(財)沖縄観光コン ベンションビュー ロー	ブセナリゾート (株)	320株 (5.2)	当該企業は、県が出資する第三セクターである。国際的なリゾート施設開発を支援し、沖縄観光の振興発展に寄与するという公共性の高い企業であり、観光の振興発展を図るため、今後も株式を保有し、当該企業を支援することが必要であるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 7. 23			
総務省	総合通信基盤 局データ通信 課	(社)日本ネット ワークインフォ メーションセン ター	(株)日本レジス トリサービス	1,265株 (19.7)	当法人のjpdメイン名管理事業を分離させるため、平成12年12月に設立された当該企業への現物出資の対価として株式を取得した。平成14年4月に当該事業を当該企業に移管。平成15年3月に当該企業に対し当法人保有株式の一部(775株)を売却。平成16年3月会員企業に対して360株を売却した。現在当該事業の公益性等を踏まえつつ、残りの1,265株についても早い時期に処分できるよう検討中。	H. 13. 2. 21	理事のうち2名が当該企業の 役員及び従業員		
文部科学省	研究振興局情 報課	(財)河野臨牀医学 研究所	商工組合中央金庫 (株)	78000株 (0.004)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 12. 10			
経済産業省	商務情報政策 局情報政策課								
文部科学省	研究振興局 学術機関課	(財)河野臨牀医学 研究所	商工組合中央金庫 (株)	78000株 (0.004)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 12. 10			
厚生労働省	医政局総務課								
厚生労働省	医薬食品局食 品安全部監視 安全課	(社)日本海事検定 協会	日本海事検定(泰 国)(株)	10,000株 (100)	海外に所在する検査依頼者からの実施要請に応えるため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。 外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 4. 1	職員3名(当該企業の役員を 兼務)を派遣 業務の委受託		
国土交通省	港湾局港湾経 済課		日本海事検定(マ レーシア)(株)	60,000株 (30.0)		S. 50. 4. 1		職員1名(当該企業の役員を 兼務)を派遣 業務の委受託	
			フィリピン日本海 事検定(株)	4,000株 (40.0)		S. 51. 6. 28		職員1名(当該企業の役員を 兼務)を派遣 業務の委受託	
			日本海事検定(イ ンドネシア)(株)	105株 (70.0)		H. 6. 1. 1		職員1名(当該企業の役員を 兼務)を派遣 業務の委受託	
			亜東海事検定保険 公證人股份有限公 司	3,600株 (60.0)		S. 62. 9. 1		業務契約者1名(当該企業の 役員を兼務)を派遣 業務の委受託	
			天津華和海事検定 有限公司	1,685万円 (49.0)		H. 7. 3. 1		職員3名(当該企業の役員を 兼務)を派遣 業務の委受託	
			(株)北九州輸入促 進センター	10株 (0.02)		H. 5. 4. 26			
			(株)舞鶴21	40株 (0.1)		H. 7. 11. 21			
			清水港振興(株)	20株 (0.2)		H. 8. 4. 30			
			日本海事検定 キューエイ(株)	600株 (50.0)		H. 5. 4. 1			
			(財)新日本検定協 会	泰国新日本検定 (株)		2,938株 (49.0)		H. 元. 7. 25	職員2名を派遣(うち1名が 当該企業の役員を兼務) 業務の一部を委託
				(株)北九州輸入促 進センター		10株 (0.02)		H. 5. 4. 5	
				清水港振興(株)		20株 (0.2)		H. 8. 4. 12	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
厚生労働省 国土交通省	職業安定局建設・港湾対策室	(財)新日本検定協会	横浜港埠頭ビル(株)	3,600株 (1.7)	当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたことにより、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.37.11.1		
	港湾局港湾経済課	(社)日本港湾福利厚生協会	(株)シーパレス	99株 (49.5)	港湾労働者の福利厚生を目的として当該企業を設立し、株式を保有している。 適当な処分先が見つかっていない。	H.3.2.28	役員兼任2名 当法人の宿泊施設の運営を委託	
農林水産省 国土交通省	経営局協同組織課	(社)全国農協観光協会	(株)農協観光	12,170株 (33.8)	当法人が行っていた旅行業を分離して、(株)農協観光を設立した際に保有。 株式の処分先が限定されているため処分は極めて困難。処分促進のため平成25年度末までに保有株式の処分計画を策定する等鋭意処分を進めているところ。	H.元.10.20 ほか2回	役員兼務4名 旅行業に係る取引、法人の事務室を当該企業から賃借、当該企業が自社ビルに係る土地を法人から賃借、当該企業からの職員の出向。	
経済産業省 国土交通省	製造産業局自動車課	(社)日本自動車販売協会連合会	(株)釧根自動車会議所	46,800株 (23.9)	当該企業が運営する会館に入居する団体の一員として応分の負担をするために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.56.7.8 ほか1回	理事(無報酬)が当該企業の取締役 事務室賃貸借契約	
	自動車局自動車情報課		(株)愛知県自販会館	1,600株 (16.3)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.3.9.21 ほか8回	理事(無報酬)2名が当該企業の取締役社長、副社長 事務室賃貸借契約	
国土交通省 青森県	東北運輸局管理課 警察本部交通部交通規制課	(社)青森県自動車協会	(株)青森県交通会館	2,775株 (2.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38.3.26 ほか4回	会長及び専務理事が当該企業の取締役を兼務	
国土交通省 兵庫県	近畿運輸局総務課	(財)神戸市都市整備公社	(株)神戸サンセンタープラザ	21,945株 (14.6)	当該企業は、三宮市街地改造事業により建設されたサンセンタープラザ等の管理運営のため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.5.1 ほか4回	当法人の専務理事が当該企業の取締役に就任	
	企画管理部教育・情報局文書課		(株)神戸ワイン	80株 (0.3)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に増進することにより、アーバンリゾート都市農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.59.9.22 ほか2回	当法人の専務理事が当該企業の取締役に就任	
				神戸マリンホテルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.52.6.23 ほか1回	
				(株)神戸商工貿易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.50.7.31 ほか2回	当法人の事務局が神戸商工貿易センタービルの一部を賃借

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省 兵庫県	近畿運輸局総務課 企画管理部教育・情報局文書課	(財)神戸市都市整備公社	神戸地下街(株)	1,214株 (0.6)	当該企業は、地下道と付属店舗を建設し、管理運営するため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 10. 5	
			(株)ケーブルテレビ神戸	200株 (0.5)	当該企業は、有線テレビジョン放送法に基づき神戸市西部を対象とするケーブルテレビ事業を行うために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 7. 31	
			(株)神戸ハーバーランド情報センター	100株 (0.3)	当該企業は、神戸ハーバーランド地区において、地区管理の中核的役割等を担う機構として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 63. 4. 11	
		(財)神戸市都市整備公社	(株)神戸ニュータウン開発センター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市の開発する大規模な住宅団地において、商業施設等を計画整備する事業主体として設立された神戸市の外郭団体である。神戸市の外郭団体統廃合の方針により、当法人が外郭団体である神戸都市振興(株)の営業譲渡を受けた際に譲り受けた株式会社である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 9. 3. 5	当法人の専務理事が当該企業の取締役
国土交通省 山口県	中国運輸局総務課 警察本部交通部企画課	(社)山口県自家用自動車協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 8. 7	役員兼任1名
国土交通省 熊本県	九州運輸局総務課 警察本部交通部企画課	(社)熊本県自家用自動車協会	(株)熊本県自動車会館	700株 (4.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 58. 3. 23	役員兼任1名

[都道府県知事]

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
北海道	総務部法人団 体課	(社)北海道歯科医 師会	(株)道歯企画	308株 (77.0)	当法人会員に対する損保業務は、個人代理店を 通じて行っていたが、損保業務以外の収益事業の 取扱高が増加したことから、他県の歯科医師会の 対応も参考に(社)北海道歯科医師会が主たる株主 となり企業を設立。 当該企業は、顧客を当法人会員に限っているこ と、設立経緯から当法人と一体となった経営が必要 なこと等から、株式保有への部外者の参入はな じまない。	H.元.7.1 ほか1回	H.9.4から監査役を除く当該 企業役員15名全員が当法人役 員を兼任 当法人の施設の一部を当該 企業の事務室等として賃貸		
		(社)札幌歯科医 師会	8株 (2.0)	H.元.7.1					
		(社)函館歯科医 師会	8株 (2.0)	H.元.7.1					
		(社)小樽市歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)北見歯科医 師会	8株 (2.0)	H.元.7.1					
		(社)十勝歯科医 師会	8株 (2.0)	H.元.7.1					
		(社)室蘭歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)釧路歯科医 師会	8株 (2.0)	H.元.7.1					
		(社)後志歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)旭川歯科医 師会	8株 (2.0)	H.元.7.1					
		(社)苫小牧歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)日高歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)岩見沢歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)美唄歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)留萌歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)空知歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)稚内歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)千歳歯科医 師会	4株 (1.0)	H.元.7.1					
		(社)北海道産炭地 域振興センター	(株)徳川	160株 (26.7)		当該企業は、千葉県の人形製造卸業が事業拡大 と新たな生産拠点づくりとして、平成3年に赤平市 に設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭 地域振興対策から出資。 景気の低迷により売上が伸びず、創業以来赤字 状態が続いており、財務状態は厳しい状況にある ことから、株式買取期日を平成21年3月31日まで延 長。		H.4.5.20	
			(株)プラスチック 油化プラント	150株 (25.0)		廃プラスチックを熱分解させることによる油化 事業を展開するために当該企業を設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭 地域振興対策から出資。 なお、株式の引受期間は5年となっており、株式 買取期日は平成13年2月28日。現在、今後の対応を 検討中。		H.8.2.29	
	三桂(株)	20,000株 (20.0)	当該企業は炭鉱閉山に伴い、新規事業の創造を 図るため、農業用廃塩化ビニール再生処理及びベ レット生産を目的に設立。 閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭地域振興対 策から出資。 円高の影響により、再生塩化ビニールの価格も 当初予測を大きく下回り、業績が悪化。その後パ ネルの新製品開発に成功しているが、いまだに業 績不振から脱却できないため、株式買取期日を平 成22年3月31日まで延長。	H.2.2.26					
	西川化学工業(株)	4,000株 (12.5)	炭鉱閉山に伴う離職者雇用及び地域振興対策と ポリエチレン製袋の安定生産体制を図るため、新 工場での創業のための設備資金として出資。 ごみ袋の売上げは増加したが、米袋、買い物袋 の受注が減少し、経営が低迷していることから、株 式買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H.2.5.15					
	(株)ジャパンバイ オ	110株 (11.5)	平成2年、赤平市内にキノコの人工菌床を開発、 製造、販売するために当該企業を設立。雇用対策 と産炭地域振興対策として出資。 しいたけを中心とした菌床製造は、しいたけの 東南アジアからの輸入増加などの影響により販売 不振なため、株式買取期日を平成23年3月31日まで 延長。	H.2.10.31					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
北海道	総務部法人団体課	(社)北海道産炭地域振興センター	(株)歌志内ショッピングセンター	200株 (10.0)	ポスト石炭の地域対策として、商業の活性化と離職者の対策を図る目的で、第三セクターによる共同店舗を平成10年4月に設立。 地域の振興と雇用創出に寄与するものとして出資。初期設備投資の過大と売上が伸びず、資金繰りが悪化したことから、平成14年6月に核店舗を入替え再オープン。今後は売上増も期待できることから、株式買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H.10.6.30	
		(社)北海道産炭地域振興センター	(株)エコパレー歌志内	100株 (6.3)	ポスト石炭の地域対策として廃棄物発電によるエネルギー供給を目的とした当該企業を設立。新しい産業群を形成し、地域の振興と雇用創出に寄与するものとして出資。 平成13年から操業しているが、設備投資や試運転等に時間を要し、本格操業に至っていない状況から株式買取期日を平成23年3月31日まで延長	H.12.4.7	
		(社)北海道土地改良設計技術協会	(株)エヌデイビル	320株 (8.0)	当該企業の施設の利用により、法人活動が経済的に実施できるため株式を取得。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも当該企業と継続して交渉。	S.60.12.1	当法人の事務所等について 賃貸借契約の関係
		(社)北海道土地改良建設協会		520株 (13.0)	当法人の前身である任意団体から寄付を受けたもの。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも継続して交渉。	S.60.12.18	
		(社)北海道ホルスタイン協会	(株)ジャパンホルスタインブリーディングサービス	5,760株 (3.4)	当該企業は、設立当時から営利を主目的とすることなく、企業の利益はすべて利用者に還元することとしており、こうした企業の方針を維持するため、当法人が意見を述べるなど監査役としての機能を持つことを目的に株式を保有。 設立当初の所有経過もあり、株式の売却に対して、理事の理解等を得るのに時間を要するとともに、処分先が見つかっていない。	S.46.7.8 ほか3回	
		(社)北海道栽培漁業振興公社	(株)ほくほくファイナンシャルグループ	5,000,000株 (1.5)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと及び市場流通性がないことから、処分は困難。	H.11.7.30 H.17.3.15	
		(財)松山漁業振興協会	(株)ほくほくファイナンシャルグループ	1,000,000株 (0.3)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと及び市場流通性がないことから、処分は困難。	H.17.4.14	
		(社)旭川市医師会	(株)旭川保険医療情報センター	11,420株 (23.2)	旭川市が中心となり医療情報の有効利用を目的に設立された第3セクター。設立時に同市からの強い要請を受け、株式を取得した。非公開株であり、引き受け手が現れないことから処分は困難。	S.62.2.27	同社事務所は、旭川市医師会が所有する医師会館内(賃貸)に置かれている。旭川市医師会は、検診事業について、検診データの整理を同社に委託している。

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
北海道	総務部法人団体課	(財)北見振興公社	(株)グリーンズ北見	215株 (5.6)	当該企業は、北見市内の地場農産物の付加価値向上を目的として北見市、当法人、農協等が出資して設立。当該企業は地域農業の振興や雇用の拡大に寄与するもので、公益性があると考え、株式を保有。 当該企業の、主要株主である農業団体に引き受けてもらうべく交渉中であるが、農業団体の経営状況から一括での引き受けは困難であるため、分割による引き受けについて、引き続き交渉を行っているものの、農業団体の経営上の事情などから、現時点で合意に至っていない。	S. 61. 4. 1 ほか7回		
		(社)函館建設業協会	(株)ドーコン	4,200株 (3.5)	北海道の開発事業の円滑な遂行を図るため、建設各分野の技術を統合して、迅速、確実に企画・調査・設計・監理を一貫して行う総合コンサルタントの必要性の要望が起り、地方自治体をはじめ、建設業団体や民間企業が参加して当該企業を設立。	S. 35. 6. 13 ほか4回		
		(社)旭川建設業協会		4,200株 (3.5)		S. 35. 6. 13 ほか5回		
		(社)北海道建設業協会	北海道建設業信用保証(株)	13,000株 (1.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律の制定に伴い、北海道の出資の下、道内業界挙げて設立した経緯から、同企業の発足30周年記念として倍額増資した際に、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 10. 1 ほか1回	理事3名が当該企業の非常勤取締役を兼任	
青森県	観光国際戦略局観光企画課	(社)弘前観光コンベンション協会	(株)みちのくランド	10株 (0.5)	平成2年当時、第三セクター方式によるリゾート開発が盛んに行われていたが、リゾート施設の整備が観光産業の発展にもつながると考えられたことから、当法人もその活動に寄与するため、株式の取得を行ったものである。 現在(株)みちのくランドはレジャー施設建設予定地の取得を一部断念し、事業を縮小して今後の事業展開方向を検討している段階であるため、適当な処分先が見つからない状況である。 また、弘前リゾート開発(株)は解散し、現在管財人により清算中である。	H. 2. 5. 12		
			弘前リゾート開発(株)	20株 (0.2)		H. 2. 5. 1		
			青森県信用組合	20口 (0.0002)		一時借入の資格を保持するために保有することとなった。	S. 45. 4. 11	
			東奥信用金庫	100口 (0.0004)		当該企業の会員であることが一時借入の要件となっているため、処分することが困難である。	S. 45. 4. 11	
	観光国際戦略局観光企画課	(社)青森県観光連盟	青森県物産(株)	30株 (7.5)	当法人が吸収合併した旧青森県産業振興協会から継承したもので、当法人が管理運営する観光物産館の最大の大口テナントであり、配当割合が高く、当法人の公益事業の安定的・積極的な遂行に資するため、保有しているものであるが、今後、株式保有に係る指導監督基準及び運用指針に沿うよう検討を進め、公益法人制度改革に伴う移行の取組の中で対応していきたい。	H. 21. 4. 1	当該企業は当法人が管理運営する観光物産館の最大の大口テナント	
	商工労働部経営支援課	(財)21あおもり産業総合支援センター	アスマスタテクノロジー(株)	97株 (76.4)	当法人の液晶先端技術研究センターの研究結果を事業化していくことを目的に、同センターの研究員等により設立された企業である。 当該企業は、同センターが構築してきた液晶製造事業ネットワークによる協業体制のもとで事業展開を行っていくものであり、この協業体制の構築や当該企業への投資促進において、特許保有が重要であること、さらには、設立間もない当該企業の取引上の信用力を確保する観点から、当法人が設立発起人として、当法人保有の特許を現物出資したものであるが、今後、株式保有に係る指導監督基準及び運用指針に沿って対応していきたい。	H. 22. 4. 28		
農林水産部総合販売戦略課	(社)青森県物産振興協会	青森県物産(株)	30株 (7.5)	当該企業は設立時からの当法人会員である。配当割合が高く、当法人の公共事業の安定的・積極的な遂行に資するため、保有しているものであるが、今後、株式保有に係る指導監督基準及び運用指針に沿って対応していきたい。	S. 60. 8. 27	当該企業は設立時からの当法人会員		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合「%」)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
青森県	県土整備部建築住宅課	(社)青森県建築士会	(株)建築住宅センター	100株 (8.3)	当該企業は、建築基準法に基づく建築物等の指定確認検査機関として、住宅の安全性向上を図ることを目的に第三セクター方式により設立された。当法人の運営に当たり、当該企業の直接間接の理解と協力が不可欠なことから、出資を通じて当該企業を支援するため、株式を保有している。このように公益性の高い事業を行う第三セクターの株式については、処分が困難。	H.11. 6. 16	
岩手県	保健福祉部医療推進課	(社)岩手県医師会	(株)アイブシー岩手放送	150株 (0.029)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.29. 3. 1 ほか2回	県医師会提供のラジオ番組を毎週1回放送中
			(株)岩手日報社	100株 (0.025)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.37. 7. 2	健康に関する情報等を毎月最終火曜日朝刊に掲載
			岩医厚生(株)	200株 (100)	当法人に関連する生命保険、損害保険等の各種保険取扱業務を実施するために、全株を保有して当該企業を設立。 適当な処分先が見つからない。	S.53. 3.27 ほか1回	会長が、副会長、理事3名、監事がそれぞれ当該企業の社長、副社長、取締役又は監査役を兼任
	県土整備部建設技術振興課	(社)岩手県建設業協会	東日本建設業保証(株)	13,867株 (0.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な履行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.27	岩手県建設業協会に東日本建設業保証(株)が岩手支店を開設 東日本建設業保証(株)岩手支店職員が(社)岩手県建設業協会監事の1人に就任
宮城県	農林水産部森林整備課	(社)宮城県林業公社	東北電力(株)	199,567株 (0.0002)	法人設立時に県から現金で出資を受けたが、その後、法人から県からの出資金のうち一部を県保有株式と交換したい旨の申出があり当該株式と交換した。なお、定款により出資金は基本財産とされており、株式の処分は困難。	S.41. 8.31	
	土木部事業管理課	(社)宮城県建設業協会	(株)宮城県建設業協会 東日本建設業保証(株)	12,017株 (20.32) 6,741株 (0.2)	当該企業は、当法人が入居するビルを建設管理するため設立され、その後、平成8年に現ビルを建設するときも同様に主体となった会社である。そのときの資金調達を進める際、全会員に出資協力を求め株の取得を依頼したが、一部不足を生じたので協会として出資したもの。その後、退会会員からは持分株の引受け要求があり、また、入会員には株引受けを求めてきたが、その過不足分は経過等からして応じざるを得ず、現在も保有している。 当該企業は、受発注者側双方の要望により設立され、また、当時の建設省の依頼もあり株を取得した。協会会員の要望を会社事業に反映させるための発言権を有するのに必要なため保有している。	S.39. 1.30 ほか7回 S.39.11.30	協会会長が当該企業の代表取締役、副会長4名が取締役に、常任理事6名が取締役に就任
秋田県	健康福祉部医療事業課	(社)秋田県医師会 (社)秋田市医師会 (社)大館北秋田医師会 (社)男鹿市南秋田郡医師会 (社)湯沢市雄勝郡医師会 (社)由利本荘医師会 (社)横手市医師会 (社)大曲仙北医師会 (社)能代市山本郡医師会 (社)鹿角市鹿角郡医師会 (社)秋田県歯科医師会	(株)秋田メディカルサービス (株)アディックス	160株 (26.7)	従来、当法人で会員の福利厚生のため生命保険契約の募集及び掛け金の集金業務を行っていたが、当該事務を廃止し、新たに会員である医師が発起人となり当該業務を行う当該企業を設立。その際に株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.58. 9.1 ほか1回	当該企業の業務の範囲を当法人会員に限定
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9.1 ほか1回	
				40株 (100)		H.1. 9.1	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
秋田県	建設交通部建設管理課	(社)秋田県建設業協会 (社)能代山本建設業協会 (社)由利建設業協会	東日本建設業保証(株)	3,163株 (0.08) 561株 (0.01) 373株 (0.009)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。適当な処分先が見つからない。	S. 47. 11. 1 ほか1回 S. 39. 11. 30 ほか1回 S. 39. 12. 1 ほか3回		
			由利高原鉄道(株)	160株 (8.0)	第三セクターとしての当該企業を円滑に運営するため保有。適当な処分先が見つからない。	S. 60. 2. 28		
			(社)秋田県仙北建設業協会 (社)北秋田建設業協会	秋田内陸縦貫鉄道(株)	180株 (3.0) 180株 (3.0)	国鉄改革に伴い、沿線地域の産業、経済、文化などあらゆる分野の振興や住民生活の安定向上を図る重要な交通機関として、地域住民の期待にこたえるため株式を保有。適当な処分先が見つからない。	S. 60. 2. 20 ほか2回 S. 60. 2. 2 ほか2回	
			東日本建設業保証(株)	186株 (0.004)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。適当な処分先が見つからない。	S. 39. 12. 1 ほか1回		
		建設交通部建設管理課	(社)秋田市建設業協会	(株)インフォメーションプラザ秋田	60株 (2.0)	秋田市が関連団体と共同してキャプテンシステムによる情報の伝達を拡げる事業を推進しており、その協力呼び掛けに応じるため株式を保有。適当な処分先が見つからない。	S. 62. 6. 22	会長が当該企業の取締役に就任
	山形県	健康福祉部地域医療対策課	(社)米沢市医師会	(株)ニューメディア米沢	10株 (0.2)	当該企業は、昭和61年に第三セクター(山形県及び米沢市が主な出資者)として設立。広域情報ネットワークを構築し、各種情報を提供。医療情報を提供するため当法人に協力要請があり出資。適当な処分先が見つからない。	S. 61. 6. 5	
		商工観光部産業政策課	(社)長井青年会議所	山形鉄道(株)	10株 (0.1)	当該企業は、鉄道事業を行う第三セクター。当該企業の設立に際し要請があり出資。適当な処分先が見つからない。	S. 63. 5. 6	
商工観光部観光交流課		(社)東根市観光物産協会	さくらんぼ東根まちづくり(株)	1株 (0.5)	同株式会社は、東根市の「都市計画マスタープラン」に基づき事業を推進する市民組織のTMOとして設立されたものであり、同社の要請を受けて、東根市のまちづくりの推進を期する観点から株式を取得。適当な処分先が見つからない。	H. 15. 7. 31	協会の会長、常務理事、理事がそれぞれ株式会社の専務、副社長、社長に就任	
県土整備部建設企画課		(社)山形県建設業協会	(株)山形県建設会館	23,557株 (4.8)	当該企業は、当法人の社員が建設した会館の管理を目的として設立。当該企業からの要請があり出資。適当な処分先が見つからない。	S. 52. 9. 28 ほか2回		
			東日本建設業保証(株)	9,411株 (2.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。適当な処分先が見つからない。	S. 43. 12. 23 ほか5回		
			山形放送(株)	140株 (1.7)	保有に至った経緯等は不明。適当な処分先が見つからない。	S. 42. 2. 1 ほか3回		
	(社)西置賜建設業協会	(株)山形県建設会館	4,574株 (0.95)	当該企業の株式は、当法人会員が出資保有していたが、保有会員が脱退し当該株式を譲渡することとなったもの。適当な処分先が見つからない。	H23. 3. 30			
福島県	総務部市町村行政課	(財)棚倉町活性化協会	(株)ルネサンス棚倉	100株 (10.0)	棚倉町が活性化の起爆剤として整備をしたルネサンス棚倉について、管理運営を行う当該企業を第三セクターとして設立。その際に構成メンバーとして出資。※株式の10%を出資。当該企業は第三セクターであることから株式の処分は困難。	H. 2. 3. 20 ほか1回	理事長(棚倉町助役:現副町長)が当該企業の取締役に就任。 鈴木敏光(副町長) 平23. 04. 01~平27. 03. 31	
	保健福祉部社会福祉課	(財)福島民報厚生文化事業団	(株)福島民報社	8,000株 (20.0)	(財)小針育英財団が解散する際に、当該財団が保有していた株式の寄付を受けたもの。(未公開株)	H18. 4. 13	基本財産等の寄付を受けている。	
	保健福祉部地域医療課	(社)福島市医師会	(株)インフォメーションネットワーク福島	20株 (0.4)	第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高いため、設立準備段階から関わってきた経緯で保有。株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 61. 1. 7	業界関係等	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合「%」)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
福島県	保健福祉部地域医療課	(社) 田村医師会	榊福島メデサ	4株 0	福島県医師会との関係上取得。		
		(財) 穴澤病院	会津鉄道(株)	10株 (0.03)	第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けたもの。 株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 62. 5. 28	
		(財) 温知会		100株 (0.1)		S. 62. 4. 10	
		(財) 太田綜合病院	(株) 太田メディカルショップ	100株 (25.0)	非上場株式	H. 6. 9. 1	取引先
		(財) 竹田綜合病院	会津鉄道(株)	250株 (0.8)	第三セクターである当該企業設立時に、自治体より協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けた。株式は未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 62. 5. 28	
				(株) エフエム会津		10株 (1.0)	企業より依頼により購入。第三セクターである当該企業設立当初に同社からの株式処分依頼に応じて取得。適当な処分先が見つからない。
		(財) 会田病院	(株) 小池メディカル	200株 (0.05)	資産運用の目的で保有(未公開株)。	H. 14. 8. 27	取引企業
	商工労働部 商工総務課	(財) いわき市産業振興公社	榊いわき市観光物産センター	20株 (0.2)	当該企業から協力要請され株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 8. 10. 23	
		商工労働部 経営金融課	(社) 郡山商工会議所会館	(株) 福島情報処理センター	300株 (15.0)	当該企業の設立の際に、当法人が中心となったことなどから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 40. 8. 12
	(社) 福島青年会議所		(株) インフォメーションネットワーク福島	20株 (0.4)	当該企業から協力要請され株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明	
商工労働部 雇用労政課	(財) 福島県民共済会	南協働	3000株 (100)	当会の歴代役員・管理職がこの株式を保有していたが、全員が保有株式をすべてを当会へ譲渡したい旨を受け入れ、2010年3月に100%子会社とする。この会社は損害保険代理店業を行っており、当会が実施している共済商品では対応できない分野を補完する役割を担っており、会員等への保障サービスを維持するため必要な状況にある。	H. 22. 3. 31	なし	
農林水産部水産課	(財) 福島県いわき地区漁業調整基金	(株) いわき市観光物産センター	300株 (3.0)	当該企業は、いわき市の観光と物産振興の中核的施設として地場産業や地域経済の活性化に寄与することを目的に小名浜港に設立された第三セクター。当法人がいわき市内の7漁協(当法人の設立当時は12漁協)を構成員としていることから、当該企業の設立に当たり要請を受けて資本参加。 株式は、未公開無配当であるため、当分の間処分は困難。	H. 6. 9. 13	特になし	
茨城県	企画部事業推進課	(財) 茨城県開発公社	つくば国際貨物ターミナル(株)	600株 (10.6)	当法人は、県内立地企業に対する利便性の提供を目的として、インランドデポ(内陸通関拠点)施設整備事業を推進しており、同施設の借主である当該企業(県、地元市、通関業者等が出資)の経営の安定化及び経営状態を掌握するため出資。 現在、保有株の処分に向け調整を進めているが、適当な処分先が見つからない。	H. 9. 2. 1	当該公益法人の常務理事が当該営利企業の非常勤取締役就任
	保健福祉部厚生総務課	(財) 霞ヶ浦成人病研究事業団	(株) 八王子薬剤センター	60株 (13.0)	(学) 東京薬科大学、(社) 東京都薬剤師会八王子支部及び当法人の三法人で、八王子市及び周辺地域の医療機関の患者に対する調剤、薬学生及び薬剤師の調剤実務研修、並びに緊急災害の医薬品の備蓄管理のほか、医薬品の副作用情報収集・管理等を行うことを目的として当該企業を設立。 株式の処分は、公益性の高い企業であることから困難。	H. 3. 7. 9	
	保健福祉部厚生総務課	(財) 筑波メディカルセンター	つくばコミュニティ放送(株)	4株 (0.8)	(保有することとなった理由) 会社設立に賛同したため (処分が困難な理由) 株式の譲渡先がないため	H. 20. 4. 30	特定の関係なし
栃木県	産業労働観光部観光交流課	(社) 日光観光協会	(株) 日光自然博物館	2株 (0.03)	当該企業は、日光の活性化を図るために、県、日光市、関連企業等により設立された第三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターの株式であり、処分が困難。	S. 63. 11. 1	
	県土整備部監理課	(社) 栃木県建設業協会	東日本建設業保証(株)	26,377株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適切な履行及び建設業の健全な発展を目的として設立。保証事業の促進及び前払い制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 32. 1. 10 ほか数回	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
栃木県	産業労働観光 産観光交流課	(社) 那須観光協 会	那須未来 (株)	5株 (2.3)	当該企業は、那須町と地元経済団体が共同出資し、那須町の地域活性化と協働の町づくりを進めるため設立した企業であり、当該公益法人は、公益的見地から共同出資に賛同し株式を取得。公益性の高い企業の株式であり、処分が困難。	H. 20. 1. 31	会長が取締役に就任
群馬県	生活文化部 国際課 産業経済部 観光局 観光物産課 (共管)	(財) 群馬県観光国 際協会	武尊山観光開発 (株)	44,000株 (5.8)	当該企業は、武尊山周辺でのレクリエーション活動の活性化を図るため、県、当法人及び関連企業等により設立された第三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターであり、処分は困難。	S. 54. 8. 1	
			(株) エフエム群馬	640株 (4.0)	当該企業は、地域に密着した情報を群馬県民に提供するために県、当法人及び関連企業等により設立された第三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターの株式であり、処分は困難。	S. 59. 12. 18	
	県土整備部監 理課	(社) 群馬県建設業 協会	東日本建設業保証 (株)	10,486株 (0.2)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適切な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。保証事業の促進及び前払い制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 56. 8. 12 ほか2回	
			(株) 群馬建設会館	59,115株 (8.3)	当該企業が運営する会館の利用目的で株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 56. 11. 1 ほか2回	
埼玉県	産業労働部産 業支援課	(財) 埼玉県中小 企業振興公社	(株) ホビーベース イエローサブマリ ン	50株 (1.4)	「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)」に基づき投資事業を実施していた(財) 埼玉県創造的企業投資育成財団と、平成16年12月28日付けで統合したことによって保有することとなった。 投資原資となっている県貸付金の要綱において、投資企業の株主比率安定等の観点から株式公開前の株式の譲渡が原則、禁じられている。	H. 12. 12. 1	投資先企業
			(株) 協真エンジニ アリング	50株 (0.9)		H. 15. 2. 25	
			(株) メディアファ イブ	300株 (5.6)		H. 13. 3. 28	
			(株) メガオプト	70株 (2.3)		H. 15. 3. 19	
			(株) ウイズネット	200株 (1.5)		H. 16. 2. 7	
	産業労働部 産業労働政策 課	(財) 川口工業会館	新日本製鐵(株)	1,358株 (0.000002)	購入経緯不明。 株式の処分について検討中。	S. 45. 5. 29 ほか1回	
県土整備部建 設業課	(社) 埼玉県建設業 協会	東日本建設業保証 (株)	5,058株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適切な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 11. 28 ほか1回	当該企業の埼玉支店長が当法人の監事に就任	
都市整備部公 園スタジアム 課	(財) 埼玉県公園緑 地協会	埼玉高速鉄道(株)	200株 (0.01)	当該企業から、安定した経営基盤の確立と当協会との業務連携強化のため、出資の依頼があった。 当該企業は、埼玉県が出資している第三セクターの鉄道会社であり、同鉄道は、当法人が管理運営する施設への重要な交通手段である等の理由から相互の協力は不可欠であると判断し、株式を保有することとなった。 株式の処分について検討中。	H. 15. 1. 14	当法人の理事長が当該企業の取締役就任	
千葉県	県土整備部建 設・不動産業 課	(社) 千葉県建設業 協会	(株) 千葉県建設業 センター	4,550株 (0.9)	当該企業は、建設業団体の活動拠点の場として事務所ビル建設のため、当法人の前身である(社) 千葉県建設業中央会の会員企業が出資して設立。当該企業は昭和63年9月に所有ビルの外壁補修工事のため増資。無配のため予定の出資が得られず不足分を当法人が引き受けたもの。 譲渡先をさがしているが、無配のため、なかなか見つからない。	S. 63. 9	当該企業は当法人が入居するビルの所有者。 (役員の兼任状況) 理事 20名が取締役 監事1 名が監査役

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
千葉県	県土整備部建設・不動産業課	(社)千葉県建設業協会	(株)千葉県建設会館	654株 (0.4)	当企業は、(旧) (社) 千葉県建設業協会及び会員企業が、活動拠点として建設会館を建設するため設立。昭和61年5月31日に(旧)協会と(社)千葉県建設業中央会が解散して、同年6月1日に現在の(社)千葉県建設業協会が設立され、その時に(旧)協会から保有していた株式を寄付として受けた。その後、新会館の建直しのための資金調達として、増資が行われ、予定どおりの出資が得られない分を平成7年及び8年に引き受けた。譲渡先をさがしているが、無配のため、なかなか見つからない。	S. 61. 6ほか 2回	(役員の内兼任状況) 理事3名が取締役 監事1名が監査役
	県土整備部県土整備政策課	(財)千葉県まちづくり公社	千葉ニュータウン駅前センタービル(株)	124,758株 (48.0)	千葉ニュータウン事業に協力した土地提供者が、都市経営に参画し、生活再建を図り、併せて駅前への購買施設の建設・運営によるニュータウン入居者への利便を図り、もって入居者と土地提供者が一体となって新しい地域振興、コミュニティ形成を図ることを目的として当該企業を設立。県企業庁の要請により出資。 当該企業の設立趣旨等から処分先を検討しているが、適当な処分先が見つからない。	S. 56. 7. 23 ほか1回	
			千葉テレビ放送(株)	21,332株 (0.6)	(財)千葉県開発公社の解散の際、当該企業が保有していた株式を同公社からの要請により譲り受け、また、地域のマスメディアとして事業を行っている当該企業に出資。 公共放送を維持し、安定株主を確保する必要があることから、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S. 52. 7. 13 ほか2回	
			京葉都市サービス(株)	100,000株 (5.0)	海浜ニュータウン検見川地区において、地域冷暖房による熱供給をもって、居住の快適と利便性、省エネルギー、公害防止等を図る事業を行っている当該企業を育成するため、県企業庁の要請により出資。 公共性の高い第三セクターであり、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S. 50. 5. 16	当法人所有の検見川地区サービスセンタービルの清掃事業を委託
	県土整備部県土整備政策課	(財)千葉県まちづくり公社	千葉県レクリエーション都市開発(株)	9,960株 (1.0)	当該企業は、県の施策であるレクリエーション都市整備計画に基づき、レクリエーション都市の建設を効果的に推進するため、基盤整備としての公共事業と民間エネルギーの導入を目的とした第三セクター。県の要請により出資。 公共性の高い第三セクターであり、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S. 52. 6. 1	
県土整備部建築指導課	(社)千葉県建築士会	(株)千葉県建築住宅センター	100株 (100)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の実施のため、指定住宅性能評価機関の設立が必要となり、当法人が100パーセント出資して当該企業を設立。 事業が軌道に乗るまでは、当法人が全面的に支援していく必要があり、また、指定住宅性能評価機関の早期設立を要請指導してきた行政としても側面的に協力する必要があるため、当分の間株式を処分することは困難。しかしながら、将来の株式処分に向け、計画的な出資額の減額について指導しているところである。	H. 12. 9. 1	本企業の設立について、当初から中心的に関わっており、設立後においても、当分の間は全面的に支援せざるを得ない関係。	
東京都	生活文化局都民生活部管理法人課	(社)岸本倶楽部	泉吉(株)	70,000株 (8.8)	当法人設立時に財産の大半を占めていた株式は、当法人の設立者が運営する複数の株式会社から寄付を受けたものであった。その後、これらの株式会社が合併や解散により消滅したため、上記株式の代わりに、当法人が入居するビルの所有者である当該企業の株式を所有。 当法人設立の趣旨からも設立者との関係を維持する必要があること、毎年、確実に配当も得ていること及び事務所や会議室の使用にも便宜を受けていることから、株式の処分は困難。	H. 6. 3. 9	会長、監事及び理事(1名)がそれぞれ当該企業の代表取締役、取締役及び職員

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
東京都	生活文化局都 民生活部管理 法人課	(社)東京青年会議 所	東京メトロポリタ ンテレビジョン (株)	150株 (0.05)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テ レビ局を開設するため、第三セクターとして設 立。設立に際し、当法人は発起人の一人として関 わる。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 5. 28	番組企画製作参加、情報提 供等の協力
	生活文化局都 民生活部管理 法人課	(社)東京文具工業 連盟	日本文具振興(株)	6,000株 (4.0)	当該企業は、文具券の発行及び回収という公共 性の高い事業を安定的に行う必要上、株主を文具 関係団体に固定・均等に保有し、各文具関係団体 の代表により取締役会を構成し、公益を重視した 運営を行っている。 当法人も設立時から重要な役割を担っており、 また、株式に譲渡制限が付されているため、 株式を処分することは困難であった。 同社は平成23年6月2日に同社の特別清算を決 議、平成23年度中に清算を終了する見込みであ る。当連盟は、同社の清算終結とともに、本株式 を適正に処分する。	S. 53. 7. 7 ほか2回	役員が当該企業の取締役1名 に就任していたが、平成23年6 月2日をもって退任。
	生活文化局都 民生活部管理 法人課	(社)東京下水道設 備協会	東京都下水道サー ビス(株)	330株 (16.5)	当該企業は、都下水道局の事業合理化の一環と して、都と民間企業の出資による東京都監理団体 として設立。 当法人は、当該企業の設立趣旨にかんがみ、今 後とも株式の保有を継続し事業遂行に協力してい くことから、処分は困難。	S. 59. 8. 1	当法人は、当該企業から毎 年数件の調査物件を受託
	生活文化局都 民生活部管理 法人課	(財)武蔵野市開発 公社	(株)吉祥寺駅前共 同ビル	96株 (48.0)	武蔵野市の要請に基づき、都市計画道路及び市 道の施行のために平和通り街区整備事業に参加 し、吉祥寺駅前共同ビルの建設及び管理運営を行 うため、昭和61年、他の借地権者と共に当該企業 を設立。 当該企業は、市の要請に基づき、行政と借地権 者が協力して設立した第三セクター方式と同様の 方式の会社で、営利を目的としないため、株式 の処分は困難。	S. 61. 2. 18 ほか3回	常務理事が当該企業の取締 役を兼任(無給) 借地権を当該企業に転貸
			(株)エフエムむさ しの	320株 (16.0)	武蔵野市の要請に基づき、地域情報の活性化に 協力するため、平成6年の当該企業の設立の際に、 市、武蔵野商工会議所及び(財)武蔵野健康開発事 業団と共に株式を取得。 当該企業は市が設立発起人代表となり、地元企 業と行政が一体となって設立した第三セクターで あり、営利を目的としないため、株式の処分 は困難。 ※平成21年度に取得した60株については、公社 が保有するエフエフビルのキーテナントであった 株式会社伊勢丹の撤退に伴い、同社が保有してい た株式の引き受け先が決まらなかったため、一時 的な措置として引き受けたものである。新たな引 き受け先は、株式会社エフエムむさしので選定 中。	H. 6. 9. 9 ほか1回	理事長が当該企業の取締役 を兼任(無給) 気象、交通、鉄道及び駐車 場情報番組提供事務を委託
	生活文化局都 民生活部管理 法人課	(財)東京市町村自 治調査会	東京メトロポリタ ンテレビジョン (株)	3,000株 (1.0)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テ レビ局を開設するため、第三セクターとして設 立。設立に際し、区市町村と協力的かつ、民間の 資金を活用していくこととしている。出資割当の うち市町村の負担分については、市町村全体の自 治振興の目的の事業を遂行している当法人が出資 することを決定。 今後も当法人を維持していく必要があり、株式 の処分は困難。 平成22年10月25日開催の理事会において保有株 式の適正な管理を行うための規則を設置した。	H. 5. 3. 29	
			(株)東京スタジア ム	14,000株 (7.3)	多摩地域のスポーツ振興の拠点及び大規模かつ 多目的な総合競技場施設の管理運営を行う第三セ クターとして当該企業を設立。設立に際し、市町 村と協力的かつ、民間の有するノウハウや資金を 積極的に活用することとし、市町村分について は、市町村全体の自治振興の目的として事業を遂 行している当法人が出資することを決定。 今後も当法人を維持していく必要があり、株式 の処分は困難。 平成22年10月25日開催の理事会において保有株 式の適正な管理を行うための規則を設置した。	H. 6. 8. 2 ほか3回	理事長(昭島市長)が当該 企業の取締役(非常勤)に、副 理事長(檜原村長)が監査役(非 常勤)に就任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
神奈川県	総務局企画調整部市町村行政課	(財)平塚市文化スポーツまちづくり振興財団	(株)湘南ベルマーレ	1,280株 (8.2)	当該企業は、平塚市を本拠地としたサッカーチームとして、児童生徒を対象とした選手による指導、交流などで地域に密着し、市民の共通の連帯感を育むなど、市の健全な発展に寄与。また、ホームグラウンドは当法人が市から管理運営を委託されていることから出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 11. 25 ほか3回	
	商工労働局企画調整部企画調整課	(社)大和青年会議所	大和ラジオ放送(株)	20株 (0.6)	当該企業は、大和市等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、理事長が当該企業の発起人であった関連で、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 8. 11. 1	
		(社)藤沢青年会議所	藤沢エフエム放送(株)	100株 (3.85)	当該企業は、藤沢市等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、設立発起人の立場として株式を保有。 当法人の公益事業遂行のため当該企業との連携は不可欠であり、処分は困難。	H. 7. 4. 14	
	商工労働局産業部商業流通課	(社)川崎市商店街連合会	かわさき市民放送(株)	40株 (1.4)	当該企業は、コミュニティ放送として、川崎市をはじめ市内主要企業他団体等の出資によって設立され、当法人としても最も身近な市民を対象とした放送局であり、市内商店街のイベント情報を周知するのに効果的であると判断して保有。 当該放送局の営業が軌道に乗るまで、処分を見送っている。	H. 8. 1. 11	会長が非常勤取締役就任
	商工労働局産業部観光課	(社)湯河原温泉観光協会	(株)エフエム熱海湯河原	2株 (0.2)	当該企業は、平成11年4月、熱海市等が出資して地域活性化及び災害時等の情報メディアとして設立され、13年11月、湯河原町への放送エリア拡大に伴い湯河原町等が出資する際に取得。 適当な処分先が決まっていない。	H. 13. 11. 30	
			(株)湯河原総合情報センター	5株 (0.5)	当該企業は、湯河原町等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、宿泊案内、観光案内等の業務を主としているため、湯河原温泉の誘客の充実に資する事業のため出資。 湯河原駅前案内所も兼ねているため、処分は困難。	H. 7. 5. 16	会長が取締役社長に、副会長が取締役に就任
	商工労働局産業部観光課	(社)藤沢市観光協会	藤沢エフエム放送(株)	60株 (2.3)	当該企業は、タウン情報、各種イベント情報及び交通情報などの情報発信基地として藤沢市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。設立発起人の立場として株式を保有。 当法人の公益事業遂行のため当該企業との連携は不可欠であり、処分は困難。	H. 7. 3. 28	会長が当該企業の取締役に就任
	商工労働局産業部商業流通課	(社)横浜市商店街総連合会	横浜信用金庫	60口 (0.001)	当会(法人化以前)がショッピングセンターを建設するに当たり資金の借入れが必要であったため、当該企業から融資を受けたが、その際、信用金庫法により、融資を受けるには会員であることが必要条件であることから出資。 借入金の返済後も取引の便宜を得るため、また将来の事業展開に備え融資を受けられる態勢を整えておく必要があるため、継続保有が必要。	S. 40. 1. 21	
	県土整備局環境共生都市部都市公園課	(財)神奈川県公園協会	(株)湘南なぎさパーク	200株 (1.4)	当法人は、当時県立湘南海岸公園内の駐車場の経営に参画する一員であったが、同公園の再整備に当たり、駐車場を集約整備する事業実施主体として当該企業を第三セクターで設立。 株式の処分は、設立発起人の立場から他の株主への影響も大きく、当該企業の存在を危うくするため継続保有が必要。	H. 2. 2. 17	
県土整備局建築住宅部建築安全課	(財)川崎市まちづくり公社	みぞのくち新都市(株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街地再開発事業により建設された溝口再開発ビルの管理運営のために設立。当法人は、同ビルの床の所有者として出資(当該企業には、川崎市等も出資)。 当該ビルに大規模な施設を保有する当法人が株式を処分することは、地元権利者や地域に与える影響が大きく、当該ビルの運営上適当でないことから例年同様株式の処分は困難。	H. 7. 8. 10 ほか1回		
教育局企画調整部行政課							

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
神奈川県	県土整備局建築住宅部建設業課	(社) 湘南建設業協会	(株) 神奈川県建設会館	1,720株 (0.9)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。当法人が当該企業の会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S.35. 4. 1	当該企業の役員は当法人が推薦
			(社) 神奈川県建設業協会	54,120株 (25.0)		S.37. 6. 1	
			(社) 平塚建設業協会	400株 (0.2)		S.35. 4. 1	
			(社) 横浜建設業協会	2,700株 (1.4)		S.48. 5. 8	
			(社) 相模原市建設業協会	260株 (0.08)		S.35. 8. 20	
			(社) 茅ヶ崎建設業協会	430株 (0.2)		S.42. 3. 13	
	(社) 藤沢市建設業協会	藤沢エフエム放送(株)	10株 (0.3)	当該企業は、災害発生時に地域防災を図るため藤沢市等の出資により、設立された第三セクターで公益性の高い企業。当法人は、藤沢市の要請を受けて株式を保有。当法人の公益事業遂行のために当該企業との連携は不可欠であり、株式の処分は困難。	H. 7. 4. 19		
			(株) 神奈川県建設会館		820株 (0.4)	S.42. 12. 21	当法人の会長が当該企業の取締役
			(社) 川崎建設業協会		3,360株 (1.7)	S.35. 8. 20 ほか7回	
		川崎市民放送(株)	60株 (2.1)	当該企業は、川崎市等が出資し、設立された第三セクターである。当法人は川崎市と災害時における応援に関する協定を締結し、応分の負担をするための株式を保有するもので、処分は困難である。	H. 8. 3. 8		
	県土整備局建築住宅部建設業課	(社) 大和建設業協会	大和ラジオ放送(株)	40株 (1.2)	当該企業は、災害発生時に地域防災を図るために大和市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。当法人は、大和市と災害応急対策の応援に関する協定を締結。応分の負担をするために株式を保有するに至ったものであり、処分は困難。	H. 8. 10. 11	
新潟県	総務管理部市町村課	(財) 新潟自由民主党会館	(株) 自民会館	32,240株 (58.9)	既存の会館を売却し、新会館を建設する際、当該企業での会館運営事業を取りやめ、建設費捻出のため設立した当法人へ運営事業を委譲した際、株式を保有。処分するとしても買手が存在しない。また、会館建物の当該企業の持分(60%)を共有者である当法人(当法人の持分40%)に譲渡し、当該企業を解散させる方法が考えられるが、買手の資金不足及び税金の関係から処分が困難。	S.63. 2. 28 ほか11回	理事4名が当該企業の取締役を兼任 新会館は、当該企業及び当法人の共有
			(財) 和田徳伝会	(株) ワダトレーディング		5,000株 (41.7)	
	福祉保健部児童家庭課	(株) エイボック	30株 (3.3)	H. 2. 3. 30			
			佐渡汽船(株)	10,000株 (0.1)	S.58. 3. 31		
			丸七商事(株)	15,768株 (1.0)	S.57. 3. 31 ほか1回		
			新潟空港ビルディング(株)	700株 (0.02)	S.50. 2. 25 ほか2回		
			貝印石油(株)	63,000株 (15.8)	S.30. 10. 1 ほか8回		
			(株) 和田商会	116,200株 (19.4)	S.30. 10. 1 ほか8回		
			鶴見サンマリン(株)	19,440株 (0.3)	S.50. 3. 31 ほか6回		
			協和水産(株)	30,000株 (2.0)	S.41. 7. 5 ほか3回		
			(株) 新潟日報社	12,000株 (0.4)	S.39. 9. 18 ほか1回		
			新潟トヨタ自動車(株)	25,000株 (2.0)	S.38. 10. 21 ほか5回		
			(株) ニヤクコーポレーション	98,600株 (0.6)	S.45. 6. 16 ほか3回		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
新潟県	産業労働観光 部交流企画課	(財)赤倉温泉保勝 協会	新潟県観光施設 (株)	3,600株 (0.2)	地場産業育成のため保有。 平成15年に民事再生法の適用を受け、会社は存 続するが持ち株は10分の1となる。	H.15. 9. 29	理事(2人)が取締役を兼任
	土木部監理課	(社)新潟県建設業 協会	(株)新潟県建設会 館	6,249株 (21.0)	建設業界における公平性を確保するため、株式 を取得し発言権を確保したものの、 適当な処分先が見つからない。	s42.10. 1 ほか428回	会長が当該企業の代表取締 役を、常任理事及び専務理事 が取締役を(20名)、常任理 事が監査役を(2名)を兼任
		(社)新潟市建設業 協会		1,053株 (3.5)		S.42.10. 1 ほか3回	当該会館一部の賃貸借人
	土木部都市整 備課	(社)新潟県公園緑 地建設業協会	新潟県公園緑地開 発(株)	80株 (8.3)	当該企業の株式は当法人を構成する会員が出資 保有していたが、保有会員が脱退し、当該株式を 譲渡するに当たり、やむを得ず当法人が取得する ことになったもの。 適当な処分先が見つからない。	H.17. 9. 15 ほか1回	当該企業が保有する建物を 借受けている。
石川県	総務部地方課	(財)石川県市町村 振興協会	のと鉄道(株)	100株 (1.1)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経 営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三 セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先に限られる中、沿 線市町村及び地元関係団体がほとんどの株式を保 有しており、適当な処分先が見つからない。	S.62. 7. 20	
	健康福祉部健 康推進課	(財)石川県予防医 学協会	(株)石川コン ピューターセン ター	7,500株 (1.8)	当法人は、公衆衛生の普及発達、衛生事業等 を行っており、当該企業とは業務上のつながり(電算 処理関係)から株式を保有。 株式保有するに至った経緯から処分が困難。	S.60. 4. 1	
	商工労働部産 業政策課	(社)石川県鉄工機 電協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経 営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三 セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先に限られる中、適 当な処分先が見つからない。	S.62. 7. 20 ほか1回	
			(株)ネスク	10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するため出 資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S.61. 5. 7	専務理事が当該企業の取締 役に就任
		(社)石川県情報シ ステム工業会	(株)石川県IT 総合人材育成セン ター	100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発事業 推進臨時措置法に基づく国の支援制度を活用し、 石川県が事業主体となり設立。石川県内唯一の地 元情報関連団体である当法人に、石川県からの参 画要請があり、当法人の設立目的にも一致すること から株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 4. 27	
				100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発事業 推進臨時措置法に基づく国の支援制度を活用し、 石川県が事業主体となり設立。石川県内の中小企 業の振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H. 2. 4. 27	
	(社)石川県繊維協 会	(株)ネスク	のと鉄道(株)	10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するため出 資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S.61. 5. 7	専務理事が当該企業の取締 役に就任
				50株 (0.6)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経 営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三 セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先に限られる中、適 当な処分先が見つからない。	S.62. 4. 7	
				5株 (0.6)	当該企業は、コンベンションサービスを行って おり、株式の取得を依頼され保有。 株式は配当もなく、処分が困難。	H.元.11.20	
				505株 (9.9)	当該企業は、昭和63年11月に策定された新繊維 ビジョン及び平成元年4月に改正・施行された繊維 工業構造改善臨時措置法に基づき設立された繊維 工業促進施設。県内繊維産業の振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H.2. 6. 11 H15. 7. 25 H18. 6. 30 H19. 7. 31 H22. 6. 10 H23. 6. 6	専務理事が当該企業の専務 取締役に就任 その他会長、副会長3名及び 常任理事7名が当該企業の取締 役に就任
				10株 (0.2)		H.2. 6. 11	会長及び理事2名が当該企業 の取締役に就任
				10株 (0.2)		H.2. 6. 11	会長及び理事2名が当該企業 の取締役に就任
	観光交流局交 流政策課	(財)石川県民ふ れあい公社	のと鉄道(株)	140株 (1.6)	当法人が経営している能登労働者プラザは、の と鉄道沿線の内浦湾に位置しており、当該プラザ 利用者等の多くが鉄道を利用することから株式を 保有。 適当な処分先が見つからない。	S.62. 7. 20 ほか1回	
(財)石川県観光余 暇資源開発公社				能登島リゾート開 発(株)	200株 (10.0)	当該企業は、総合保養地域整備法第2条第1項に 定める施設の運営を行う会社であり、当法人と事 業の目的が一致することや、県外観光客の増加、 地域雇用の確保等、地域活性化に貢献すると認め られるため出資。 目的の公益性から譲渡先は信頼のある者に限ら れるため、適当な引受先が見つからない。	S.62. 6. 24 H.元. 2. 22 ほか1回

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
石川県	土木部監理課	(社)石川県建設業協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、適当な処分先が見つからない。	S.62. 7.23 ほか1回		
			(株)ケイ・シー・エス	5株 (0.6)	当該企業は、コンベンションサービスを行っており、株式の取得を依頼され保有。株式は配当もなく、処分は困難。	H.元. 11.20		
	土木部監理課	(社)石川県建設業協会	東日本建設業保証(株)	5,594株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。適当な処分先が見つからない。	S.40. 4. 1 ほか2回		
福井県	土木部土木管理課	(社)福井県建設業連合会	東日本建設業保証(株)	1,697株 (0.04)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。適当な処分先が見つからない。	S.57. 3.31 ほか1回		
			(株)農業土木会館	200株 (0.07)	当該企業が運営する会館の利用目的で株式を保有。適当な処分先が見つからない。	S.57. 3.31		
	(社)福井地区建設業会	福井空港(株)	800株 (0.4)	取得した経緯は不明。無配当であり、適当な処分先が見つからない。	S.40. 11. 1			
		東日本建設業保証(株)	1,317株 (0.03)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。適当な処分先が見つからない。	S.39. 11. 1 ほか2回			
		(社)敦賀建設業会	929株 (0.02)		S.39. 11. 1 ほか2回			
		(社)若狭地区建設業会	1,093株 (0.03)		S.39. 9.30 ほか4回			
		(社)大野建設業会	1,477株 (0.04)		S.40. 3.31 ほか1回			
		(社)今立建設業会	195株 (0.005)		S.40. 3.31 ほか3回			
		(社)坂井郡建設業協会	549株 (0.01)		S.40. 3.31 ほか2回			
		(社)勝山建設業会	131株 (0.003)		S.40. 3.31 ほか3回			
		(社)鯖江建設業会	224株 (0.006)		S.39. 11.13 ほか3回			
山梨県		総務部私学文書課	(社)山梨県建設業協会		東日本建設業保証(株)	12,934株 (0.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。適当な処分先が見つからない。	S.39. 9. 1 ほか8回
	長野県				総務部情報公開・私学課	(社)長野県経営者協会	しなの鉄道(株)	20株 (0.04)
(社)佐久市振興公社	佐久平尾山開発(株)	540株 (9.0)	当該企業は、佐久平ハイウェイオアシス一帯の開発を目的として、佐久市等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域産業の振興及び住民福祉の向上を担う推進機関として株式を保有。平成15年10月に240株、平成16年2月に1,380株を処分。残余についても、処分を検討している。	H. 3. 4.22 ほか1回				
(社)梓川ふるさと振興公社	(株)ファインフーズ梓川	10株 (0.6)	当該企業は、地域振興を目的として、梓川村の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域の振興を担う推進機関として株式を保有。地元自治体により地元の振興のために設立された企業であり、公益性の高い事業を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	H.15. 3.31		理事長以下役員4名が当該企業の取締役等に就任		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
長野県	総務部情報公開・私学課	(財)下高井郡山ノ内町共益会	長野電鉄(株)	33,000株 (0.3)	当該企業は、住民の交通利便性を確保するための鉄道事業を行うため、沿線自治体等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地元の振興と住民福祉の向上を担う機関として株式を保有。 公益性の高い公共交通機関の運営を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	S. 39. 1. 21	
		(社)長野県農協地域開発機構	(株)長野県くみあい建設センター	81,000株 (60.0)	当該企業は、農村の測量等を行うことを目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、農村の振興に係る業務の連携を図る上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 2. 20 ほか2回	理事1名が当該企業の常務取締役役に就任
		(社)長野県栄養士会	長野メディカルフーズ(株)	10株 (5.0)	当該企業は、腎臓病患者等のための治療用食品等を取扱うため、平成3年に設立。当法人は、当該企業を患者の栄養管理を支援し公益性のあるものと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 4. 1	
岐阜県	総合企画部国際課	(財)井上国際交流基金	揖斐川工業(株)	100,000株 (1.4)	財団設立時、定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的で定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 28	理事(1名)が当該企業の代表取締役役に就任
		(社)岐阜県建築士会	(株)ぎふ建築住宅センター	72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 12. 6. 2	会長が、当該企業の役員に就任
		(社)岐阜県建築士事務所協会		72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 12. 6. 2	会長が、当該企業の役員に就任
		県土整備部建設政策課	(社)高山建設業協会	東日本建設業保証(株)	800株 (0.02)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S. 39. 12. 18 ほか1回
	(社)郡上建設業協会			2,000株 (0.05)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S. 40. 12. 20 ほか1回	役員兼任、金銭買収、取引はない。
	(社)吉城建設業協会			2,400株 (0.06)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S. 39. 9. 30 ほか1回	
		(社)岐阜県建築工業会	(株)ぎふ建築住宅センター	72株 (11.0)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県内初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 12. 5. 25	会長が、当該企業の役員に就任
		商工労働部モノづくり振興課	(財)飛騨地域地場産業振興センター	(株)飛騨高山テレ・エフエム	150株 (3.7)	昭和61年、高山市が郵政省(当時)から指定を受けたテレピア計画を推進する目的で第三セクター方式の株式会社設立されることになり、当センターにも出資の要請があったため、その事業を支援する目的で株式を保有した。 当該株式は当初から縁故募集されたものであり、市場流通性がないため、処分は困難。	S. 61. 8. 1 ほか2回
	環境生活部清流の国ぎふづくり推進課	(財)土屋環境教育振興財団	(株)土屋組	40,000株 (2.22)	定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的で定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと、また、市場流通性がないことから、処分は困難。	H. 15. 7. 15 ほか1回	理事長が当該企業の代表取締役役に、評議員(4名)が当該企業の執行役員に、専務理事が当該企業の監査役にそれぞれ就任
			(株)土屋R&C	17,288株 (9.31)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持するために、定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと、また、市場流通性がないことから、処分は困難。	H. 22. 5. 7	理事長が当該企業の代表取締役役に、評議員(3名)が当該企業の取締役役にそれぞれ就任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
愛知県	健康福祉部医務国保課	(社)岡崎市医師会	ミクスネットワーク(株)	80株 (0.2)	岡崎市、商工会議所、農協等の出資で第三セクターとして設立された当該企業に対し、地元団体として協力要請があり、株式を保有。 地元団体の一つとして、また、安定株主として継続しての株式保有を強く望まれているため処分が困難。	S.59.3.8 ほか3回	夜間急病診療所の案内を放映中	
	健康福祉部障害福祉課	(財)明石会	明石(株)	2,855,226株 (81.1)	当法人の設立者(設立後は理事長)が、当該企業の創立者(当時は会長)であり、法人設立に当たって、基本財産として、自己が保有する自社株の寄付を受けたもの。 現在も、当該株式は基本財産となっており、処分は困難。	S.56.12.24	理事長及び理事が当該企業の代表取締役社長又は常務取締役を兼任 *(財)明石会の保有する株式については、無議決権株式として明石側に登記済み。	
	建設部建設業不動産課	(社)愛知県建設業協会	東日本建設業保証(株)	24,202株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。適当な処分先が見つからない。	S.39.9.1 ほか22回	当該企業愛知支店長は当法人の監事	
				(株)愛知建設業会館	9,511株 (3.50)	当該企業は、業界発展のための活動の場として、また、建設業従事者の共同教育施設の建設を目的として県下建設業者が出資して設立。団体の一員として応分の負担をするため株式を保有。株式は、当会館の使用を確保するために保有しているため、処分は困難。	S.38.7.4 ほか62回	理事・監事が当該企業の取締役・監査役を兼任
				(社)春日井建設協会	145株 (0.05)		S.38.4.1	
	(社)名古屋建設業協会	555株 (0.2)		H.2.4.27	会長が当該企業の取締役を兼任			
建設部都市計画課	(財)名古屋都市整備公社	(株)ホテルグランコート名古屋	400株 (1.0)	金山南ビル開発は公益事業と位置付けられ、当ビルの中にある当法人の運営をも左右する当該企業経営の成否は重要であり、そのため経営方針に当法人の意向を反映させ、また、経営状況を常に把握するために株式を保有。 ホテル経営が軌道に乗るまでの間は、株式の処分は困難。	H.8.2.27	金山南ビルのホテル床は当法人の所有 理事長が当該企業の監査役に就任		
三重県	政策部政策総務室	(財)鳥羽市開発公社	(株)鳥羽港湾センター	5,000株 (20.8)	当該企業は、港湾ターミナルビルの運営により鳥羽市の海の玄関口である佐田浜港の活性化を図る目的で第三セクターとして設立。鳥羽市の要請により株式を保有。	S.44.12.26	理事長(鳥羽市長)が代表取締役社長に、常務理事が運営委員に就任	
				19,000株 (79.2)	平成23年3月末鳥羽港湾センターが解散することとなり、清算を円滑に進めるため、平成22年11月30日に全株式を公社で取得した。 清算が終了し、平成24年2月10日付で残余財産分配金(973,729円)を受領したので、損失については3月末に処理することとしている。	H.22.11.30		
			(株)鳥羽水族館	10,000株 (5.0)	当該企業は、総合保養地域整備法による三重サンベルトゾーンの中核施設に位置付けられた鳥羽水族館の施設整備がスムーズに進捗し、市街地の観光再生を図る目的で第三セクターとして設立。鳥羽市の要請により株式を保有。 現在のところ処分することは困難。	H.元.3.1		
滋賀県	健康福祉部医務業務課	(財)近江兄弟社	(株)近江兄弟社	583,585株 (30.5)	当該企業の株式は、当該企業の社員の貯蓄組合が約70%を保有していたが、当該企業が経営に行き詰まった際、当該貯蓄組合の保有分を当法人が譲り受けて保有。また、当該企業の社員持株制度により株式を保有していた社員が退職する際、申出により株式の買取りに応じ、随時保有。 現在では、株の配当収入が当法人の主要な収入源。保有株式の一部を役員持株会及び社員持株会へ譲渡した。残余分については同グループの社員会へ譲渡を検討中。	S.37.12.9 ほか多数回	理事1名が当該企業の監査役を兼任 金銭の貸借、取引関係はない。	
				近江オドエアサービス(株)	2,200株 (11.0)	当該企業は、臭気に関する広範な研究を基盤に工業用脱臭専門会社として、(株)近江兄弟社から主に出資を受けて設立。この際、当法人も出資。また、資本金増強の際に当法人が増資に応じて、さらに株式を保有。同グループの社員会への譲渡を検討中。	S.37.5.19 ほか2回	理事1名が当該企業の監査役を兼任 金銭の貸借、取引関係はない。
	農政水産部畜産課	(社)滋賀県畜産振興協会	(株)滋賀食肉市場	300株 (6.8)	当該企業は、円滑な肉畜流通を確保するための食肉市場を開催することを目的に、県等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、当該市場を利用する家畜生産者の団体として株式を保有。 当該企業は、公益性の高い食肉市場の管理・運営を行っているため、株式を処分することは困難。	S.50.5.28	理事3名が当該企業の取締役 に就任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
京都府	健康福祉部医療課	(社)京都府歯科医師会	京歯(株)	200株 (100)	当該企業は、ほとんどの歯科医師が医師賠償責任保険、所得保障保険、災害保険等に加入している現状にかんがみ、府内の歯科医師が出資して損害賠償保険契約を集中的に取り扱う損害保険代理店として設立。当法人が会員の便宜を図るため全株式を保有。 当法人との関連が強く、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 11. 30 ほか2回	副会長2名、専務理事及び常務理事が当該企業の取締役を兼任
	農林水産部農産課	(財)タキイ財団	タキイ種苗(株)	42,914株 (1.1)	当法人の運営が、基本財産の預貯金の運用益では困難となったため、当法人の基本財産を寄付した当該企業が、より有利で確実な運用方法として当法人の自社株所有を承認した関係で株式を保有。 必要な運用益を確保する他の運用方法を検討中であり、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 4. 20 ほか12回	理事長が当該企業の代表取締役を兼任
	建設交通部建築指導課	(社)京都府建築士会	(株)京都すまいづくりセンター	8株 (1.0)	当該企業は、京都市等が出資した第三セクターで、京都のまちづくり、住居情報の提供や住宅相談、住宅に関する総合的なサービスを提供できる等、建築士活動に意義深いものと認められ、また、設立発起人である京都市から参画の依頼があり出資。 出資参画団体との関係から、株式の処分は困難。	H. 2. 7. 27	
大阪府	府民文化都市魅力創造局国際交流・観光課	(財)箕面市国際交流協会	みのおコミュニティ放送(株)	1株 (0.09)	当該企業の設立に当たり、筆頭株主である箕面市から当法人に出資の依頼があった。当該企業と相互に協力して、市の国際化施策を市民に対して周知することによって公益事業の推進を図っていくことができるため、当該株式を取得した。 当該株式の取得希望者がいないため、現在も保有している。	H. 7. 7. 10	
	健康医療部保健医療室医事看護課	(社)八尾市医師会	やおコミュニティ放送(株)	20株 (1.0)	八尾市市政50周年と阪神大震災での教訓を基に、市、企業、団体及び個人が出資し当該企業を設立。 当法人としては、当該企業を災害時の医療情報伝達手段と評価しており、また、市当局の主導で運営されていることから、公共性が高いと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 10. 3. 9	
	商工労働部商業支援課	(社)生野産業会	ナフス(株)	600株 (8.6)	当該企業は、当法人の会員の食生活の向上と従業員の定着を目標として設立。当法人としても株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 55. 10. 7 ほか1回	副会長2名が当該企業の代表取締役及び取締役を、理事が取締役を兼任
			ナフス南(株)	40株 (6.7)		H. 元. 7. 8	
			ナニワフード(株)	100株 (1.3)		H. 18. 11. 17	会長が取締役に
			財形住宅金融(株)	1株 (0.02)	当法人の会員(従業員を含む。)の福利厚生(住宅融資)のために株式を保有。	H. 17. 3. 31	
			(有)生野損保センター	3,000株 (100)	当該企業は、当法人の会員(従業員を含む。)の福利厚生(損害保険等)の充実を目的として出資して設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 9. 26	
環境農林水産部流通対策室	(社)大阪市中央卸売市場本場市場協会	(株)光明	7,300株 (13.5)	当該企業は市場内診療所であり、市場内の会社、団体が構成員となっているため、市場内の福利厚生を図るうえで保有することとなった。また、協会員1社が解散時に社保有分を引き受けた。 当法人の目的にも沿った施設であるため、保有株を処分することは困難である。	H. 6. 10. 2 ほか1回		
都市整備部市街地整備課	(財)堺市都市整備公社	ブリヂストン・リーガ(株)	400株 (1.0)	同公社が堺駅西口地区第1種市街地開発事業に参画するため、出資を引き受けた経過から保有したもので、処分が困難。	H2. 12		
		ポルタス堺管理(株)	100株 (10.0)	同公社が堺駅西口地区第1種市街地開発事業に参画するため、出資を引き受けた経過から保有したもので、処分が困難。	H5. 11	常務理事が取締役を兼任	
	住宅まちづくり部タウン推進室管理課	(財)大阪府タウン管理財団	千里北センター(株)	24,500株 (49.0)	千里北地区センターの再整備及びその後の商業施設等の運営のためには、民間活力の導入が事業手法として適切であるという判断に基づき、当法人が事業者と共同で当該企業を設立。 当法人は、当該企業に参画し、当該地区の調整役を果たすことが求められており、株式処分については慎重な対応を要する。	S. 63. 4. 30 ほか4回	常務理事兼千里事業本部長が当該企業の非常勤取締役就任 法人所有の施設の運営、管理を当該企業に委託
兵庫県	企画県民部管理局文書課公益法人室	(財)神戸みのりの公社	(株)神戸ワイン	1,060株 (3.8)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に推進することにより、アーバンリゾート都市の農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は困難。	S. 59. 9. 22 ほか3回	当法人の理事長が当該企業の理事に就任。

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
兵庫県	企画県民部管理 局文書課公益 益法人室	(財)神戸いきいき 勤労福祉振興財団 益法人室	神戸マリンホテル ズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場 を提供することによって、地域社会の発展等に寄 与することを目的として設立された神戸市の外郭 団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公 益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は 困難。	H. 9. 4. 1	当法人の理事長が当該企業 の取締役就任	
		(社)神戸市医師会	神医協興産(株)	600株 (0.4)	当該企業の株式は、当法人の会員から無償譲渡 されたもの。 非公開株式であることから適当な譲渡先が見当 たらず、また、寄贈者の信頼関係を損なうことにな るため、処分は困難。	S.57. 8.13	当法人の会長が当該企業の 取締役就任	
		(財)神戸市開発管 理事業団	(株)神戸ニュータ ウン開発センター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市がニュータウンの建設を行 うに当たり、商業、業務、文化、娯楽等の高次の 都市機能を持つ中央センターの計画・整備及び管 理主体として、神戸市、民間企業等により設立。 当法人は、ニュータウンにおいて公益施設の管 理及び住民生活に必要な医療機関等の利便施設が 配置できる商業施設の建設及び運営を行っている ことから、当法人の効率的な事業展開に資すると 考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続 に支障を来すとともに、非公開株式であることか ら、適当な処分先が見当たらない。	S.52. 7.21 ほか2回		
		(財)神戸市開発管 理事業団	(株)ケーブルネッ ト神戸芦屋	2,213株 (2.1)	当該企業は、神戸市東部地区(東灘区、灘区、中 央区及び兵庫区)のケーブルテレビの普及及び自主 番組の送信等を目的に神戸市、民間企業等により 設立。 当法人は、神戸市の別地区においてテレビ送信 の難視聴対策等としてケーブルテレビ事業の促進 を行っていることから、情報交換等を当該企業と 連携することにより、当法人の効率的な事業展開 に資すると考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続 に支障を来すとともに、非公開株式であることか ら、適当な処分先が見当たらない。	H. 8. 4.25		
		(財)姫路市まちづ くり振興機構	姫路ウォーターフ ロント(株)	1,120株(28.0)	当該企業は、当法人が開発に携わったゴルフ場 を営業する企業で、姫路市民の福祉の向上を目的 として、姫路市、民間企業等により設立。設立の 趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続 に支障を来すとともに、非公開株式であることか ら、適当な処分先が見当たらない。	H. 2. 4.10 ほか1回	理事が当該企業の社長に就 任	
		(財)姫路市まちづ くり振興機構	姫路ケーブルテレ ビ(株)	1,000株 (3.2)	当該企業は、地域に密着したケーブルテレビを 業務とする企業で、姫路市、民間企業等により設 立。設立の趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続 に支障を来すとともに、非公開株式であることか ら、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 7. 6		
		(社)兵庫県建設業 協会	(株)神戸商工貿易 センター	30株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び神戸商工会議所が中心 となって、海外の貿易事務所や内外の経済・貿 易・海運関係の官民団体等及び国際通信その他開 連施設の入居を図り、併せて総合的な商工事務の 指導・相談を行うため建設された神戸商工貿易セ ンターを管理運営するために設立。当法人は、こ の設立目的に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続 に支障を来すとともに、非公開株式であることか ら、適当な処分先が見当たらない。	S.42.12. 1 ほか2回		
				西日本建設業保証 (株)	1,625株 (0.08)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関す る法律に基づき、建設工事請負契約の適正な履行 と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企 業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業 の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 非公開株式であり、適当な処分先が見当たらない。	S.27.12. 1 ほか6回	会長・副会長・専務理事が兵 庫保証事業審査会委員。
		(社)神戸市東部中 央卸売市場協会	神戸航空貨物ター ミナル(株)	40株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び民間企業等により設立 された団体であり、当法人も設立の趣意に賛同し て出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続 に支障を来すとともに、非公開株式であり、適当 な処分先が見当たらない。	H. 4. 7. 1		
		(社)神戸市中央卸 売市場運営協議会		40株 (0.02)		H. 4. 7. 1		
		(財)甲南病院	向洋サービス(株)	200株 (100)	当法人は、病院運営を事業としているが、当該 病院の駐車場の管理、病院内の売店経営及び自動 販売機、公衆電話等の管理を効率よく行わせるた めに、このような事業を行う当該企業の株式を保 有。 非公開株式であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 3.10 ほか8回	当法人の職員が当該企業の 代表者である	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画県民部管理 局文書課公益 法人室	(財) 杉山社会福祉 会	タカラベルモント (株)	89,040株 (1.5)	当法人は、基本財産が少額であるため事業に必要 な収入を確保すべく、前理事長から運用財産と して当該株式の寄付を受けたもの。 当該株式の配当収入が全収入の8割を占め、これ に代わる適当な財源もないことから処分すること は困難。	S. 36. 12. 23 ほか5回	
鳥取県	企画部地域づ くり支援局自 治振興課	(財) 鳥取県市町村 職員互助会	(有) 鳥取市町村厚 生	300株 (100.0)	生命保険と損害保険とが一体となった商品販売 を行うために、当時互助会から事務委託を受けて いた当該有限会社の株式を取得したもの。 現在は当該有限会社との事業上の関わりはない ことから、現在、当該株式の処分に向けて作業 中。	H. 6. 6. 30	有限会社の取締役6名の 内、4名が互助会の理事、1 名が互助会の事務局長が兼務 している。また、有限会社の 監査役2名のうち、2名が互 助会の理事が兼務している。
島根県	総務部総務課	(社) 釜屋改進黨	隠岐汽船(株)	80株 (0.08)	当該企業は、地元企業であり、出資の要請が あったことから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明	無
				111株 (0.1)		S. 38. 7. 15	無
				20株 (0.2)		H. 7. 2. 28	無
	地域振興部市 町村課	(財) 都万進業社	隠岐汽船(株)	4株 (0.004)	日常生活に必要不可欠な海上交通手段を提供す る地元企業である当該企業から要請があり株式を 取得。 適当な処分先が見つからない。	S. 38. 7. 15	無
				10株 (0.09)		H. 7. 2. 23	無
	健康福祉部医 療政策課	(社) 島根県看護協 会	大同生命(株)	5,800株 (0.001)	当法人は、昭和56年3月1日大同生命保険相互会 社との間で企業年金契約協定を締結し、協会会員 (個人) 保険料を一括納入。 当該企業が、平成14年4月1日に相互会社から株 式会社に組織変更、これに伴い純資産の一部を新 会社の資本金として株式を発行、従来の契約社員 に対して純資産形成への貢献度合(香与分) に応じ て新会社の株式割り当て。当法人も5,800株(平成 23年10月株式分割) 取得。運用目的による株式の 取得ではなく、将来的には処分も含めて検討中。	H. 14. 4. 1	当法人は、当該企業の拠出 型企業年金保険契約における 保険者
岡山県	県民生活部市 町村課	(財) 岡山市建設公 社	(株) 岡山国際ホテ ル	150株 (0.2)	当該企業は、昭和47年の山陽新幹線の開通に合 わせ、観光産業の振興、拠点性の強化等を図るた め、県、岡山市、地元経済界等により設立された 第三セクター。公益的見地から株式を保有。 当時としては公益性の高い第三セクターの株式 については、他の出資団体との関係もあり、処分 が困難。	S. 46. 2. ほか2回	
	保健福祉部保 健福祉課	(財) 宇野碩正財団	宇野自動車(株)	510,082株 (23.2)	当法人の安定的な運用を確保するため、株式を 保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 9 ほか86回	理事長が当該企業の監査役 に、理事が取締役に就任
	保健福祉部医 療推進課	(財) 倉敷中央病院	倉敷紡績(株)	189,321株 (0.07)	当法人は、大原孫三郎氏により大正12年に設立 された病院を昭和9年に財団法人化したもの。当該 企業は、同氏が創業した企業であり、当法人と ルーツを同じくする姉妹法人。 株式の保有は、当該企業と当法人との歴史的関 係に基づくものであり、株式の処分は困難。	S. 24. 7. 13 ほか8回	理事1名が当該企業の取締役に 就任
			(株) クラレ	24,159株 (0.006)		S. 24. 7. 13 ほか8回	理事1名が当該企業の取締役に 就任
	産業労働部経 営支援課	(財) 岡山県産業振 興財団	免疫分析研究セン ター(株)	20株 (1.2)	当法人は、中小企業の創造的企業活動の促進に 関する臨時措置法(廃止) に基づく支援機関とし て、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事 業における直接投資事業を実施したものである。 同事業では株式市場に公開前の株式は、原則譲渡 を禁じており、当該企業は未だ株式公開を行って いない。	H. 12. 3. 30	
産業労働部経 営支援課	(財) 岡山県産業振 興財団	オーニット(株)	200株 (20.0)	当法人は、中小企業の創造的企業活動の促進に 関する臨時措置法(廃止) に基づく支援機関とし て、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事 業に準じて、県単独の直接投資事業を実施したも のである。県の実施要領で株式市場に公開前の株 式は、原則譲渡を禁じており、当該企業は未だ株 式公開を行っていない。	H. 9. 3. 1		
土木部都市局 建築指導課	(社) 岡山県建築士 会	(社) 岡山県住宅宅 地供給協会	岡山県建築住宅セ ンター(株)	240株 (36.3)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する 法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公 益法人の出資により設立。公益的見地から株式を 保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H. 12. 7. 5	会長が当該企業の取締役 に、理事1名が監査役に就任
			10株 (1.5)	H. 12. 7. 5			
			60株 (9.1)	H. 12. 7. 5		会長が当該企業の取締役に 就任	
			2株 (0.3)	H. 12. 7. 5			
			40株 (6.1)	H. 12. 7. 5		専務理事が当該企業の非常 勤取締役に就任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
岡山県	土木部監理課	(社)岡山県電業協会	岡山県建築住宅センター(株)	10株 (1.5)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H. 12. 7. 5	
広島県	商工労働局産業政策課	(社)広島県情報産業協会	(株)広島ソフトウェアセンター	60株 (0.2)	当該企業は、平成3年4月、地域ソフトウェア供給開発事業推進臨時措置法に基づいて、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業、その他のソフトウェア供給開発事業を推進するために県が中心となって設立した第三セクター。 当法人が、第三セクターの人材育成事業を支援するために株式を保有するに至ったもので、処分は困難。	H. 3. 4. 25	当該営利企業は当該社団法人の会員企業
	環境県民局環境部産業廃棄物対策課	(財)広島県環境保全公社	福山リサイクル発電(株)	5,140株 (16.1)	当該企業は、広域的な観点から廃棄物のエネルギー利用を促進するため県が出資して設立。当法人としては、事業の公益性を勘案し、廃棄物の中間処理分野への事業展開の観点から事業参画を行うこととして出資。 株式の処分は困難。	H. 12. 5. 24 ほか1回	役員の兼任なし
山口県	山口県総務部学事文書課	(社)宇部市医師会	山福(株)	200株 (2.5)	当該企業は、レセプト等の医療関係株式の販売、医師の損害保険等本会の運営目的に必要な事業を行うため、県下の医師会の参加により設立。今後、公益法人制度改革の中で県医師会の方針が出されるので、これにより処理する。	S. 59. 1	医療関係用紙の購入、損害保険等の委託
		(社)萩市観光協会	エフエム萩(株)	20株 (1.5)	観光客誘致促進のため、また、災害時における市民への唯一の情報手段であることから、株式を保有。 株式の処分は困難。	H. 8. 6. 7	
			関釜フェリー(株)	200株 (0.05)	海外(韓国)観光客誘致促進のため、広告及び宣伝に便宜を図ってもらう必要があるため、株式を保有。 株式の処分は困難。	S. 44. 6. 23	
		(社)下関土木協会	(株)山口県建設業会館	335株 (9.8)	建設業者である当法人の会員が当該企業が運営する会館を利用しているため、当該会館の設立当初から株式を保有。 今後、公益法人制度改革を進める中で、処分を検討。	S. 40. 11. 30 ほか4回	
徳島県	県土整備部建設管理課建設業振興指導室	(社)徳島県建設業協会	(株)とくしま建築住宅センター	20株 (5.9)	建築基準法の改正に伴い、(株)とくしま建築住宅センターから保有依頼があり、他に引受先がないため。	H. 12. 6. 23	
	警察本部交通部交通企画課	(社)徳島県安全運転管理協会	(株)徳島県自動車会館	2,200株 (11)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式を保有したものであるが、平成6年に事務所を移転したため、現在は事務所を置いていない。 株式の売却について、平成6年以降、数回にわたり当該企業へ申し入れを行っているが、経済面等の問題から難しいとのことであり、移転した後も株式を保有しているものであるが、更に処分についての検討を行う。	S. 60. 8. 28	株主
香川県	土木部土木監理課	(社)香川県建設業協会	西日本建設業保証(株)	2,750株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行及び建設業の健全な発展を目的として設立。 当該企業から当法人に株式保有の要請があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 設立経緯から処分は困難。	S. 41. 8. 25	当該企業の取締役2名及び参与2名には、四国4県にある建設業協会の会長が交互就任
			高松空港ビル(株)	180株 (0.6)	当該企業は、高松空港及び周辺の振興と県民福祉の向上を図るために、県、県関係団体等により設立された第三セクター。公益的見地から株式を保有。 公営性の高い第三セクターの株式については、処分が困難。	S. 61. 7. 29	
			(株)香川県建築住宅センター	60株 (17.1)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律が施行され、行政以外の実施機関が存在しないことから、建築関係団体を中心となって設立。事業が軌道に乗るまでは支援していく必要があり、処分は困難。	H. 12. 7. 1	当該法人の副会長が非常勤常務取締役に就任
	土木部建築課	(社)香川県建築士会	(株)香川県建築住宅センター	70株 (20.0)	規制緩和の目的から住宅性能評価、建築確認等の業務を行うために設立された会社であり、中立性及び公平性が求められるので、出資企業が偏らないよう設立当初から、当法人が出資しているものである。また、上記の理由から、株式の処分は困難である。	H. 12. 5. 20	当法人の会長が代表取締役社長に、常任理事1名が専務取締役に、常任理事1名が常務取締役に、理事1名が常務取締役に、相談役1名が取締役に就任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
香川県	土木部建築課	(社)香川県建築士事務所協会	(株)香川県建築住宅センター	60株 (17.1)	規制緩和の目的から住宅性能評価、建築確認等の業務を行うために設立された会社であり、中立性及び公平性が求められるので、出資企業が偏らないよう設立当初から、当法人が出資しているものである。また、上記の理由から、株式の処分は困難である。	H.12. 5. 20	会長が常務取締役就任
愛媛県	経済労働部観光国際局観光物産課	(社)新居浜市観光協会	(株)マイントピア別子	40株 (0.8)	当該企業は、観光産業の振興、地域への貢献及び文化性の重視を目的として、観光客の誘致、来場者の拡大及び施設の管理運営を業務としている新居浜市の第三セクター。 当法人の設立趣旨目的に沿うものであり、当該企業の適正な業務運営に資するため出資。 株式の処分は、保有に至った趣旨から直ちには困難。	H.元. 4. 10	当該企業の専務取締役1名が協会の副会長を兼任
高知県	土木部建設管理課	(社)高知県建設業協会	(株)高知県建設会館	48,708株 (19.3)	当該企業は、業界発展の活動の場とするための会館の建設・管理を目的として県内関係企業の出資により設立。当該会館を使用する主たる団体として負担をするために株式を保有。 当法人が使用する会館を確保するためであり、処分は困難。	S.36 ほか223回	会長、副会長6名及び理事13名が当該企業の社長、常務取締役又は取締役を兼任 会館改築時に当該企業へ貸付金あり
			西日本建設業保証(株)	2,498株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事情負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進と前払制度の拡充を期するため保有。 設立経緯から処分は困難。	S.41. 8. 25 ほか4回	当該企業の取締役2名及び参与2名には、四国4県にある建設業協会の会長が就任
			土佐観光(株)	400株 (0.02)	県の観光振興の一翼を担ったホテルが建設されるに際し、当法人は、広く地場産業振興に寄与する観点から当該企業の株式を保有。 非公開株式であり、適当な処分先が見つからない。	S.23. 4. 22 ほか6回	
			(株)南国オフィスパークセンター	200株 (1.01)	当該企業は、高知県にIT企業を誘致する核となる施設として、高知県及び南国市が主体となって平成6年度に設立。南国市長が代表取締役に就任しており、両機関の強い要請で出資したものの、設立の経緯から、処分は困難。	H6. 3月 1回	
	総務部市町村振興課	(社)大川村ふるさとむら公社	㈱むらびと本舗	3株 (0.32)	県の畜産振興を担っている土佐はちきん地鶏の生産から販売まで一貫して経営を行う新会社の設立に際して、大川村の畜産振興に寄与する観点から当該企業の株式を保有後、平成23年2月末で、持ち株200株を大川村に株券譲渡し、残り3株の保有となる。	H.21. 6	当法人役員1名が現在監査役に就任
観光部観光振興課	(社)宿毛市観光協会	宿毛市産業振興(株)	10株 (4.2)	宿毛サニーサイドパークの建設により、管理運営を行う組織が必要となったため、宿毛市、宿毛商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合等が出資して設立。観光振興に寄与するという観点から株式を保有。 非公開株式であるため、適当な処分先が見つからない。	H. 2. 9. 7	会長が取締役に就任	
福岡県	企画・地域振興部広域地域振興課	(財)福岡県産地産地産センター	(株)田川情報不動産センター	200株 (37.0)	鉱害等の閉山の影響を受けた田川地域の振興を図るに当たり、地域市町村及び県が一体となって推進したIT関連企業誘致の実現のため、賃貸事務所建設・運営主体として地域市町村が中心となって設立した第三セクターに対し、当法人の目的達成のための助成として出資。 地域振興の観点から、賃貸事務所の運営主体の経営に悪影響を及ぼす処分は困難。	H.13. 6. 29	理事が当該企業の取締役に就任 法人の助成事業として、当該企業に対し融資を実施
	商工部中小企業振興課	(社)久留米青年会議所	ドリームスエフエム放送(株)	20株 (0.7)	当該企業は久留米市を中心とする関係団体により設立された第三セクターであり、その設立に当たり関係団体からの要請を受け出資。 適当な処分先が見つからず、処分が困難な状況。	H.10. 6. 29	
	商工部中小企業振興課	(社)田川青年会議所	(株)平成筑豊鉄道	10株 (0.2)	廃止となる筑豊エリア路線の存続のため、福岡県、田川市とその周辺自治体や民間企業により第三セクターの運営会社を設立。沿線住民が交通弱者となることを避ける趣旨に賛同して出資。 適当な処分先が見つからず、処分が困難な状況。	H. 1. 9. 9	
佐賀県	健康福祉本部医療課	(社)佐賀県医師会	(株)佐賀医協	60株 (100)	当法人の役員が発起人となり、昭和58年に会員の福祉事業として、医師賠償責任保険、所得賠償保険を取り扱う損害保険代理業務等を目的とする当該企業を設立。その後、譲渡により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.58. 4. 21	理事が当該企業の役員を兼任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係			
長崎県	観光振興課	(社)雲仙観光協会	雲仙ゴルフ場株式会社	4株 (0.4)	任意団体であった雲仙観光協会が法人化する折に、任意団体から寄付されたもの。 地域全体で出資している会社で地域の構成員がそれぞれ株式を持ち合っている状況であり、処分は困難な状況にある。	H. 11. 4. 8	当該企業の役員1名が当法人理事を兼任			
			産業労働部	(財)長崎県産業振興財団	テスト・リサーチ・ラボラトリーズ株式会社	260株 (5.1)	当法人では、県のベンチャー支援施策の一環として、高い技術シーズと優れた事業計画を有し、株式公開を視野に入れたベンチャー企業を対象とし、株式の引き受けを含む資金支援と経営支援を行い得る専門家の配置を軸とした事業を実施している。 本事業では、株式を保有することによる対象企業の状況把握と適切な指導・助言の実施をスキームの柱としており、企業の経営基盤が確立されるまでの間は保有が必要。 なお、投資の原資については、全額県予算により措置され、株式保有割合も創業者の持ち株数と同数を上限(「真人」以降は持ち株数未満)という制度にしている。	H. 16. 2. 20 ほか1回		
	株式会社マザー&チャイルド	1200株 (15.4)			H. 18. 3. 31 ほか1回					
	株式会社真人	300株 (27.6)			H. 19. 1. 10 ほか1回					
	ファーマコセル株式会社	833株 (16.0)			H. 19. 2. 28					
	株式会社AVSS	2000株 (23.5)			H. 19. 4. 19					
	株式会社ステラ環境科学	200株 (33.3)			H. 19. 8. 21					
	PIEM株式会社	400株 (33.3)			H. 20. 5. 26 ほか1回					
	株式会社ヴェクト	600株 (6.9)			H20. 7. 11					
	農林部	(社)長崎県獣医師会			長崎獣医薬品株式会社	200株 (2.5)		社員から寄贈されたもの。 動物用医薬品の安定確保のために社員が出資して作った会社であり、社員それぞれが株式を持ち合っている状況であり、かつ、寄贈されたものであるため、処分は困難な状況にある。	S. 63. 4. 14 ほか1回	当該企業の役員11名のうち9名が当法人の社員。
					熊本市	総務部県政情報文書課		(社)八代青年会議所	(株)エフエムやつしろ	10株 (1.2)
	環境生活部環境政策課	(財)水俣・芦北地域振興財団	(株)水俣環境技術開発センター	100株 (10.0)			当法人は、平成12年12月1日付で水俣病関係の3財団が統合し設立。当該株式は旧(財)水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金が寄附行為の規定により環境技術を研究開発する当該企業に対して出資したものであり、事業を引き継いだ当法人が法人設立の目的を達成するまでは株式の保有が必要。		H. 10. 3. 25	平成10年度から12年度までの3年間、当該企業に対し各年度5億円の助成
			商工観光労働部産業支援課	(財)熊本県起業化支援センター		(株)調和研水	200株 (27.8)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるといふ、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H. 10. 2. 18	当法人が企業の株式を保有(出資)することにより、企業化を支援。 役員の兼任、金銭の貸借、取引等はなし。
(株)イーエム・エンタープライズ	200株 (31.3)	H. 12. 8. 25								
(株)敬和	200株 (47.6)	H. 13. 6. 26								
西日本エコロジー(株)	20,000株 (29.4)	H. 13. 6. 26								
(株)熊本アイディーエム	200株 (40.0)	H. 13. 11. 19								
(株)田中商店	20,000株 (45.5)	H. 14. 5. 9								
(株)エイムテック	200株 (47.6)	H. 14. 11. 28								
山下機工(株)	200株 (40.8)	H. 14. 12. 4								
(株)ビッグバイオ	1,000株 (45.5)	H. 15. 6. 13								
(株)オフィス未来	100株 (41.6)	H. 15. 7. 17								
(株)尚英企業	90株 (45.0)	H. 16. 12. 24								
(株)ニーズ	100株 (33.3)	H. 17. 2. 24								
(株)地の塩社	50株 (3.4)	H. 17. 2. 24								
(株)パワーバンクシステム	700株 (41.0)	H. 17. 12. 26								
日本牛乳野菜(株)	17株 (0.2)	H. 18. 3. 27								
(株)上村エンタープライズ	200株 (33.3)	H. 18. 11. 28								

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係				
熊本県	商工観光労働 部産業支援課	(財)熊本県起業化 支援センター	(株)メイソウ	200株 (38.5)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるとい、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H.18.11.30					
			イングリッシュハウス(株)	200株 (22.0)		H.18.11.18					
			(株)エムイーエス	200株 (23.8)		H.18.11.28					
			(株)エコルド	20,000株 (32.3)		H.18.11.22					
			(株)バストラル	200株 (37.0)		H.19.5.17					
			千代の園酒造(株)	1,000株 (17.7)		H.19.4.26					
			(株)果実堂	125株 (1.5)		H.19.11.16					
			(株)ゼログラ フィック	200株 (32.3)		H.19.11.14					
			(株)エコファク トリー	400株 (45.5)		H.19.11.29					
			(株)くまもと健康 支援研究所	700株 (46.7)		H.20.5.30					
			浜田醤油(株)	20,000株 (33.3)		H.20.11.26					
			(株)キューイシ ステム	200株 (40.0)		H.20.11.21					
			天草池田電機 (株)	100株 (17.0)		H.21.1.23					
			通潤酒造(株)	4,000株 (16.7)		H.20.12.19					
			(株)憲翔技研工 業	100株 (33.3)		H.20.12.26					
			グリーンサイエ ンス・マテリアル (株)	200株 (40.0)		H.21.4.27					
			(株)マミードル チェ	200株 (45.4)		H.21.11.18					
			(株)ワイズ・ リーディング	1,000株 (48.8)		H.21.11.17					
			(株)ネローラ花 香房	500株 (45.0)		H.22.11.18					
			(株)ライズ	300株 (49.6)		H.22.12.16					
			(株)イー・エ ル・テクノ	1,000株(15.8)		H.22.12.17					
			(株)一次産業 サービス	495株(49.5)		H.23.4.25					
			(株)エコ・ア ース	1,000株(49.9)		H.23.5.19					
			(株)ラクティブ ジャパン	99株(49.5)		H.23.11.25					
			ゼロシステム (株)	450株(45.0)		H.23.11.25					
			土木部監理課	(社)熊本県建設業 協会		(株)熊本県建設会 館		5,209株 (86.8)	当法人の設立時に事務所として使用する会館の土地・建物を当該企業が保有しており、当法人は当会館を使用する団体の一つとして株式を引き受け保有することとなり、更に会館建設の際に当該土地の所有名義が当法人となるよう、底地の権利を確保するため当該企業の株式を取得。 当法人が自ら所有する会館を保全するために保有している株式であり、処分は困難。	S.39.2.20	役員兼務4名 当該企業が有する土地の賃貸借契約 企業の事務等の業務委託契約
			大分県	生活環境部生 活環境企画課		(財)大分放送文化 振興財団		(株)大分放送	49,000株 (9.4)	財産運用上の都合により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.元.12.20 ほか21回
宮崎県	福祉保健部医 療業務課	(社)延岡市西臼杵 郡薬剤師会	(株)ヘルストピア 延岡	5株 (0.5)	当該企業は、市民の福祉・健康の増進を目的とする健康施設であるヘルストピア延岡を運営する企業として延岡市が中心となり設立されたものであり、その安定的運営のため市から出資を要請され出資を行ったものであるが、その後、適当な処分先が見つからないものである。	H.5.4.6	役員の兼任なし。 金銭の貸借、取引等なし				
宮崎県	県土整備部管 理課	(社)宮崎県建設業 協会	(株)宮崎県建設会 館	33,000株 (100)	当該企業は、当法人が入居する会館の管理を目的として設立。当初は各会員が出資し株式を取得していたが、会館を一元管理するために、当法人が会員から株式を取得したものである。 適当な処分先が見つからない。	S.44.1.24	会長が社長に、理事が役員に就任している				
			西日本建設業保証 (株)	498株 (0.02)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.41.8.25	役員兼任なし				

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
鹿児島県	土木部監理課	(社)鹿児島県建設業協会	西日本建設業保証(株)	1,625株 (0.1)	西日本建設業保証(株)は建設業者の保証業務を行っており、当法人の運営と密接な業務を行っているため、一部出資しているものであり、処分は困難である。(なお、約27%は無償提供を受けたものである。)	S.41.11.6 ほか3回	会長が当該企業の非常勤取締役を兼任。
沖縄県	商工労働部産業政策課	(財)沖縄県産業振興公社	(株)沖縄産業振興センター	200株 (3.2)	当該企業は、官民一体となった産業振興策の効果的な推進及び商工業者の利便性の確保を図るため、総合情報センター、研修、会議・イベント等産業の活性化に必要な機能を併せ持った沖縄産業支援センターの建設・管理・運営を行う第三セクターとして設立。当法人の設立目的である県内産業の振興育成を積極的に推進するため株式を保有。 株式の保有は県の施策に基づいた事業の中での保有であり、処分は適切でない。	H. 8. 3. 1	当該企業が運営する施設に当法人が入居
	総務部人事課	(社)沖縄県官庁労働者共済会	旭橋都市再開発株式会社	10株 (5.2)	当共済会会館の敷地及び建物が再開発地域にあった。 再開発を会社方式で行うことになり、再開発地域に権利床又は床購入予定者で出資金(株)を出し合い会社を設立することになったため。 株の51%は県が保有し、その他を関係者で分割保有し、売買は再開発の協約で厳しい条件が付いている(株を転売できるのは、権利床を転売する場合のみで、総会の決議が必要となっている)。 再開発が終わると株式会社は、清算(株も出資額で清算する)して解散することになっている。	H.15. 9. 1	理由は左記のとおり。 再開発会社は、一般的な営利企業とは違い、再開発組合に変わる会社である。

〔都道府県教育委員会〕

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合〔%〕)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係	
岩手県	教育委員会事務局教育企画室	(財)岩手教育会館	(株)アイビージー岩手放送	4,400株 (0.8)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.29.3.1 ほか2回		
			(株)岩手日報社	4,000株 (1.0)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.37.6.30		
			(株)東北電力	242株 (0.000242)	当法人の構成団体である任意団体が、株式電子化のため株式を保有できなくなったことにより、寄付を受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	H.20.8.20		
		(財)小林奨学育英会	(株)マツヤ	250株 (5.0)	寄付により取得した。 適当な処分先が見つからない。	H.4.3.31	代表取締役が理事長を兼任	
宮城県	教育庁総務課	(財)東北放送文化事業団	東北放送(株)	4,000株 (2.7)	当法人は、当該企業の寄付により設立。当法人の事業運営資金の確保のため株式を保有していたが、早ければ平成24年3月までにすべて売却処分予定。	S.61.1.14 ほか4回	理事長が当該企業の会長(無給) 常務理事が当該企業の社長(無給) 当該企業へ事業委託	
		(財)蔵王町育英会	東北電力(株)	31,500株 (0.006)	当法人の事業運営資金の確保のため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.9.1.13 ほか10回		
秋田県	教育庁総務課	(財)京野育英団	秋田銘醸(株)	149,791株 (8.3)	初代理事長が自己の所有する株式の一部を当法人に寄付し、この配当金をもって奨学資金に充当。その後、保有株式は、無償及び有償増資を引き受けたほか、近年、二代目理事長の遺贈があったことにより増加。 適当な処分先が見つからない。	S.8.6.8 ほか7回	理事1名及び評議員2名が当該企業の役員を兼任(無給) 当法人の事務局を当該企業内に設置	
			アイホールディングス(株)	6,981株 (0.004)	二代目理事長の遺贈等により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。H21に持ち株会社に株式移転。	S.46.8.2 ほか6回		
			(財)斎藤宇一郎記念会	羽後交通(株)	72株 (0.01)	当該企業の前身企業の初代社長を記念する法人である関係で株式保有。 適当な処分先が見つからない。	S.27.7	
			アイホールディングス(株)	9,843株 (0.006)	当法人の三代目会長が、当該企業の前身企業の頭取であった関係で株式保有。H21に持ち株会社に株式移転。 適当な処分先が見つからない。	S.46.11 ほか1回		
		(社)大仙市学校給食協会	(株)大曲北仙地方卸売市場	1,010株 (5.6)	卸売市場の経営の弱体化を防ぎ、健全な運営により、学校給食食材の安定供給を図るため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.45.7.21 ほか2回	給食食材納入業者	
山形県	教育庁総務課	(財)克念社	(株)テレビユー山形	800株 (2.0)	当該企業の開局に当たって、当法人のある庄内地域に本社が置かれたことから、地元の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.63.6.17	理事長が当該企業の非常勤取締役	
	教育庁文化財保護推進課	(財)致道博物館	(株)荘内銀行 (株)山形しあわせ銀行	83,331株 (0.1) 51,750株 (0.1)	当法人は、庄内藩主酒井氏に伝わる資料及び土地建物の寄付を受けて設立した法人であり、地域との結びつきから、地元金融機関の株式を設立当初に取得。 適当な処分先が見つからない。	S.25.6. ほか1回 S.25.6.	日常の金融取引及び借入れ	
栃木県	教育委員会事務局スポーツ振興課	(社)那須ゴルフ倶楽部	那須ゴルフ(株)	1,774株 (71.0)	当該企業から土地を賃借しており、土地保有会社である当該企業の株式を外部の第三者に多く保有されることによる介入及び混乱を避けるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.35.3.2 ほか71回	理事3名が当該企業の取締役及び監査役(無給) 当該企業からの未収金及び賃料支出あり	
		(社)日光カンツリー倶楽部	日光ゴルフ(株)	32株 (1.1)	当該企業の株主から会員として登録していない株を整理したい旨の相談があり、当法人が一括して引き受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	S.47.7.3	理事3人が代表取締役及び理事2名が取締役に、また、監事2人が監査役に就任 当該企業との間で賃借料支出及び業務委託手数料等収入あり	
埼玉県	教育局教育総務部総務課	(社)東京ゴルフ倶楽部	東京林園(株)	11,775株 (94.2)	当法人は、土地所有会社の当該企業から土地を賃借することによりゴルフ場を経営。昭和29年、社団法人としての設立許可を申請するに当たり、役員会において当該企業の株式を買入れることを決定し、その後も、安定した経営を行うため、当該株式の購入を継続。 当該企業所有の土地を賃借することにより、当法人のゴルフ場経営が成り立っていることから、安易に株式を処分することは、その経営基盤に影響を及ぼしかねない。	S.30.11 ほか多数回		
		(財)遠山記念館	遠山借成(株)	6,200株 (2.7)	運用財産として株式を保有。 当該株式は、非上場の企業であり、適当な処分先が見つからない。	S.53.2.20 その後増資	理事長が当該企業の代表取締役相談役に就任 評議員1名が当該企業の取締役を兼任	
千葉県	教育庁企画管理部教育総務課	(社)鷹之台カンツリー倶楽部	鷹之台ゴルフ(株)	45株 (0.5)	昭和44年に当該企業が設立された際に、割り当てできなかった株式を引き受けたもの。ゴルフ場の土地の一部を当該企業が所有しているため、賃貸契約を結び土地を借用。 適当な処分先が見つからない。	S.44.2.15 ほか4回	理事3名及び評議員7名が当該企業の役員を兼任 当該企業への長期貸付金あり	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
千葉県	教育庁企画管理 部教育総務課	(社)我孫子ゴルフ 倶楽部	(株)我孫子カンツ リ-倶楽部	15株 (0.4)	保有することとなった理由は不明。 ゴルフ場の建物及び敷地の大部分を当該企業が 所有しているため、当該企業と賃貸契約を結び、 土地及び建物を借用。 適当な処分先が見つからない。	S.29~33の 間	理事4名が当該企業の役員を 兼任	
東京都	教育庁総務部 総務課	(財)日本キリスト 教文化協会	(株)教文館	2,400,000株 (99.4) 投資有価証券 1,152,000株 (48.0) 信託財産投資 有価証券 1,248,000株 (52.0)	基本財産として寄付を受けたもの。 昭和8年に当該企業が、その株主団体として日本 キリスト教文化協会を設立。その際、株式は同協 会の理事が保有していたが、昭和24年に同協会が 財団法人格を得たときに当法人が株式を保有。 しかし、当法人は、平成22年3月15日2者と合計 1,248,000株の信託譲渡契約を締結し、平成22年4 月7日「基本財産の一部処分承認申請書」を東京都 教育委員会へ提出し、受理された。この契約は株 主議決権の信託譲渡を行うものであり、配当受益 権は当法人が保有する。	S.24	理事が当該企業の取締役 に就任 当法人が当該企業の施設を 使用	
	教育庁総務部 総務課	(財)岩崎育英奨学 会	(株)鹿児島銀行	18,861,325株 (8.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12	当法人の預金預入銀行	
				(株)南日本銀行	2,384,347株 (2.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12	当法人の預金預入銀行
				(株)琉球銀行	343,478株 (1.2)	運用益を考え当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H.11.9.22	
				(株)宮崎太陽銀行	100,000株 (0.2)	運用益を考え当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H.13.1.29	
				全日本空輸(株)	1,182,000株 (0.1)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 平成22年2月23日、端株を処分した。それ以外 は、現在処分の予定なし	S.47.4.1	
				屋久島電工(株)	28,500株 (0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.43.2.1	
	大分交通(株)	67,500株 (0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.39.9.1				
	教育庁総務部 総務課	(財)千秋文庫	青葉土地(株)	350,000株 (72.9)	当法人設立者(当該企業の当時の代表者)から基 本財産として寄付を受けたもの。 譲渡制限付株式で、非上場のため市場性がなく 処分困難。	S.56.6.10	代表取締役が当法人の理事 に就任 ビル(当法人所有)の管理を 当該企業に委託	
	教育庁総務部 総務課	(財)キリスト教文 書センター	日本キリスト教書 販売(株)	3,562株 (30.0)	主にキリスト教書籍の全国書店流通システムに 対応するため、取次店である当該企業に出資した ことにより取得。 当該企業の経営が厳しい状況にあるため、売却 先を探すのが困難。	S.42.10.2 ほか2回	当法人の理事長が当該企業 の監査役に、理事4名が取締役 に就任(すべて非常勤・無給) 当該企業から当法人に家賃 を支払う	
(株)新生館			6株 (1.0)	キリスト教書の販売に寄与するという当該企業 設立の趣旨に賛同し、株式を保有。 当該企業の経営が厳しい状況にあるため、売却 先を探すのが困難であるが、適当な処分方法を検 討中。	S.59.7.10			
教育庁総務部 総務課	(財)平山教育財団	(株)電波新聞社	17,734株 (9.5)	当該企業から、株式及びその配当収入を当法人 の事業費に充てる目的で無償譲渡されたもの。 非公開株式であり、かつ株式の譲渡制限の定め があるため処分は困難。	S.元.3.24 ほか1回	当該企業及びその創業者に より、当法人が設立 当該企業から事務所を賃借 理事長が当該企業の社長を 兼務		
教育庁総務部 総務課	(社)龍生華道会	(株)日本女性新聞 社	600株 (1.9)	当該企業の増資の際、協力要請等により保有。 適当な処分先が見つからない。	S.36.1.28			
神奈川県	教育委員会教育 局行政課	(社)湯河原カンツ リ-倶楽部	湯河原ハイランド サービス(株)	179,200株 (99.6)	当該企業は、当初、当法人の社員がゴルフ場利 用の宿泊施設を経営するために設立。その設立 の際に一部出資。 適当な処分先が見つからない。	S.31.10.27	理事5名が当該企業の取締役 又は監査役に就任 当該企業の不動産を当法人 が賃借	
	県土整備部建 築指導課 教育委員会教 育局行政課	(財)川崎市まちづ くり公社	みぞのくち新都市 (株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街地再 開発事業により建設された溝口再開発ビルの管理 運営のために設立。当法人は、同ビルの床の所有 者として出資(当該企業には、川崎市等も出資)。 当該ビルに大規模な施設を保有する当法人が株 式を処分することは、地元権利者や地域に与える 影響が大きく、当該ビルの運営上適当でないこと から株式の処分は困難。	H.7.8.10 ほか1回		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
新潟県	教育庁高等学校教育課	(財)吉田奨学財団	北日本興産(株)	397株 (19.8)	当初の株式入手は、所有者の逝去による相続人からの寄付。 その後は、財団設立の母体である(株)ブルボンの関連企業へ投資することで財産運用を図るため保有し、更に2回寄附を受け入れた。 現在無配のため、適当な処分先が見つからない。	S.51.12.6 ほか2回	理事長が当該企業の取締役を兼任
石川県	教育委員会事務局生涯学習課	(財)真柄教育振興財団	真柄建設(株)	424,175株 (0.6)	基本財産の強化のため保有。 平成8年8月6日付けで上場廃止となり、処分の見込みなし。	H.15.4.30	当法人は当該企業が50%出資
長野県	教育委員会事務局教育総務課	(財)セゾン現代美術館	(株)ペトラ	200,000株 (8.1)	財産運用の目的で所有。 適当な処分先が見つからない。	H.2.11.2 ほか1回	
		(財)松山記念館	松山(株)	30,000株 (1.5)	寄附により取得。 現在のところ処分予定なし。	H15.12.31	理事長が当該企業の代表取締役を務めている。
静岡県	教育委員会教育総務課	(財)川村文化振興財団	(株)ニッセー	42,450株 (21.7)	株式配当を当法人の収入に充てることを主な目的に、当該株式の所有者から購入した。 非公開株式で処分の相手先が見つからないこと及び現状において株式配当が当法人収入の大半を占めていることにより処分が困難である。	H.3.7.31 ほか1回	当該企業は、理事3名が代表取締役、取締役相談役、取締役顧問を務めている。
			(株)静岡カントリ浜岡コース	20,000株 (20.0)		H.3.7.31	
			(株)静岡カントリ島田ゴルフコース	18,550株 (18.6)		H.3.7.31	
			(株)静岡カントリ袋井コース	14,000株 (4.7)		H.3.7.31	
			(株)東興	840株 (0.8)		H.6.3.31	
大阪府	教育委員会事務局教育総務企画課	(財)関西棋院	(株)日本文化会館	79,200株 (22.5)	囲碁の普及のために昭和43年に関西財界が日本文化会館を設立。運営及び財政面を考慮し、株式会社とした。その際、当法人は不動産を処分して株式を取得し、入居した。 当会館は、当法人を支援するため建てられたビルであるため処分困難。	S.43.7.1 ほか3回	取締役や理事を兼任
		(財)箕面市文化振興事業団	箕面FMまちそだて(株)	50株 (3.5)	地域の文化振興を図るためのミニFM局として、箕面市や箕面商工会議所等と共に出資し平成7年に設立。 指導監督基準に従い株式の売却先を検討しているが、放送局免許の関係上売却先が限定され、処分困難。	H.7.5.23	設立発起人の一人
徳島県	教育委員会事務局教育総務課	(社)徳島新聞社	四国放送(株)	80,000株 (10.0)	当初、財界有志が当該企業の設立を目指したが資金調達が難航し、当法人に対する要請を受けて協力。 公共放送を維持し、地域情報化を促進するため株式の処分は困難。	S.27.4.1 ほか4回	理事会長が当該企業の取締役(非常勤)に就任
			(株)エフエム徳島	1,192株 (9.93)	当該企業は平成4年、新聞の補完メディアの一つとして、行政及び地域経済界と共に設立。 公共性が高く、責任ある報道を行うには、新聞とラジオの連携は重要であり、ラジオ放送を維持し、地域情報化を促進するために、株式の処分は困難。	H.8.7.1 ほか2回	総務局長と編集局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任
			徳島トラフィックサービス(株)	120株 (30.0)	当該企業は、昭和58年7月、当法人が発行する新聞を販売店へ定時に届ける運送業務を行うため設立。 新聞の安定的な配送を図り、読者の知る権利に応えるためには、当該企業との緊密な連携が必要であり、また、当該企業は当法人の存続に必要不可欠な関連企業。さらに、当法人の報道業務に大きな支障を生じかねないため、株式の処分は困難。	S.58.7.1 ほか5回	販売局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任
			テック情報(株)	180株 (15.0)	当該企業は、地域情報化促進のため、県、徳島市、徳島商工会議所、県農協連合会などと共に、第三セクターとして設立。自治体のパッチ処理システムを受託するほか、当法人の委託業務も電算化の拡大に伴い増大。 当該企業は第三セクターという公益目的を持ち、また、当法人の運用ソフト開発のためにも必要不可欠な存在であるため、株式の処分は困難。	H.2.6.26	理事社長及び編集技術局長が当該企業の取締役(非常勤)に、経理部長が監査役に就任
			四国システム開発(株)	512株 (32.0)	当該企業は、昭和61年10月、日本IBMなどと共に設立。当法人の新聞編集基幹システムを共同開発し、その運用、保守等に当たっているほか、当法人の電算化に伴い、広告システム、データベース構築など幅広い分野で提携。 株式の処分は当法人の報道業務遂行に重大な支障を来すおそれがあり、困難。	S.61.10.1	理事会長、理事社長、総務局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任
			徳島出版(株)	22,180株 (49.5)	当該企業は、平成23年8月31日にて廃業。現在、清算作業中。	S.27.3.1	理事会長が当該企業の取締役(非常勤)に、職員が当該企業の取締役(常勤)に、経理部長が監査役に就任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係	
徳島県	教育委員会事務局教育総務課	(社)徳島新聞社	(株)メディコム	400株 (40.0)	当該企業は、当法人が発行する生活情報誌の編集制作業務等を行うため、平成9年6月に設立。当該企業は、当法人が平成12年から取り組む携帯電話に対する情報発信にもかかわらず、また、総合的な新聞発行業務を補完し、当法人存続に必要な不可欠であり、株式の処分は困難。	H. 9. 6. 2	広告局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任	
			(株)エアトラベル徳島	82,800株 (35.0)	当該企業は、国内ノ海外旅行を取り扱う旅行会社であり、昭和49年に設立されています。当時、県内に旅行会社は少なく、経済の高度成長にあわせ県民のニーズに対応してまいりました。	S. 49. 3. 9	理事長が当該企業の取締役(非常勤)に就任	
			(株)徳島新聞販売所	1,250株 (48.1)	当該企業は、当法人が発行する新聞を販売する販売店として設立。読者からの反応を直接的に受け取るためには、当該企業との緊密な連携が必要であり、また、当該企業は当法人の存続に必要な不可欠な企業。さらに、当法人の報道業務に大きな支障を生じかねないため、株式の処分は困難。	S. 28. 2. 27	理事販売局長が当該企業の代表取締役社長、理事長、販売局長、販売部長が取締役に、経理部長が監査役に就任	
			徳島興発(株)	29,100株 (48.5)	当該企業は、昭和40年に不動産事業、映画の興行(徳島ホール運営)などを事業目的として設立。徳島ホールでは映画興業を行い県内に文化の火を灯している。昭和44年からは旧江川遊園地を「吉野川遊園地」と名づけ遊園地事業も行っている(遊園地は平成23年8月31日閉園)。これらの事業は、県内の文化レベル向上のためのものであり当法人の業務遂行を補完するものであり、株式の処分は困難。	S. 40. 5. 8	理事長が当該企業の取締役、理事総務局長が取締役(非常勤)に就任	
			ATS徳島航空サービス(株)	150株 (25.0)	全日空運行が決まり、その受け入れ会社として設立した。全日空運行は県民の要望であり、徳島経済発展のために欠かせないことであった。今後もダブルトラックを維持して適正な運輸事業を継続する必要がある。	H. 6. 8. 10	経理部長が当該企業の監査役に就任	
			(株)スタッフクリエイト	628株 (13.7)	当該企業は、平成元年にポケベル事業を行う会社「徳島テレメッセージ」を設立。新聞と通信の将来連携を図った。しかし携帯電話の普及により事業が縮小し、平成12年10月にポケベル事業より撤退、社名を「株式会社 スタッフクリエイト」に変更。現在は人材派遣業務を実施。県内企業の雇用の安定、雇用の多様性に対処している。	H. 1. 9. 25	理事長、理事総務局長が当該企業の取締役に就任	
教育委員会事務局教育文化政策課	(社)三木文庫	三木産業(株)	310,500株 (15.5)	当法人の設立時に運用財産として寄付を受けたもの。 当法人は、管理費用の資金として保有株式の配当収入が大きな財源となっており、会費収入等だけでは、公益事業を継続して行うことが難しく、株式の処分は困難。	S. 55. 7. 8 ほか5回	理事長が当該企業の代表取締役会長に就任 理事が代表取締役社長に就任		
		大昭興業(株)	24,520株 (12.8)		S. 55. 5. 12 ほか4回	理事長が当該企業の監査役に就任 理事が代表取締役社長に就任		
香川県	教育委員会事務局総務課	(財)佐伯報恩会	小豆島総合開発(株)	149,000株 (49.7)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 9	資本関係のみ	
			(財)木村奨学会	(株)ダイヤモンド	400株 (20.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 8. 9	理事長が代表取締役に就任
				(株)ダイヤビル	2,000株 (10.0)		H. 7. 11. 24	理事長が代表取締役に就任
			四国機器(株)	160,000株 (20.0)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 13	理事長が代表取締役に就任	
愛媛県	教育委員会事務局教育総務課教職員厚生室	(財)帝京育英財団	(株)帝京サービス	60,000株 (100)	帝京大学グループのキャンパス内で、主に売店・食堂及び駐車場等を営業している企業。設立の際に要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S. 57. 7. 24	資本関係のみ	
			三荘企業(株)	200株 (0.2)	医療用具及び教育器材等の販売を主に営業している企業。設立後に協力要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S. 63. 7. 28	資本関係のみ	
			帝京大学香港国際センター	840,000株 (93.3)	日系企業の香港駐在員子女の幼稚園教育のため当該企業を設立し、出資。 幼稚園教育事業継続のため、株式の保有は不可欠であり、処分は困難。	H. 3. 10. 7 ほか1回	資本関係のみ	
高知県	教育委員会事務局総務福利課	(財)高知県文教協会	(株)高知放送	100株 (0.02)	教育出版事業を通じて関連が深かったことから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 33. 6. 30	理事1名が取締役	
大分県	教育庁教育改革・企画課	(財)戸高育英会	(株)戸高鉱業社	8,075株 (27.0)	寄付により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 54. 10. 26 ほか2回	当該企業は当法人の設立母体であり、社長が理事を兼任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
大分県	教育庁教育改革・企画課	(財)戸高育英会	拓州建設(株)	580株 (26.3)	寄付により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 56. 3. 20 ほか1回	当該企業は当法人の設立母 体であり、社長が理事を兼任
			戸高石油(株)	200株 (50.0)		S. 63. 7. 14 ほか2回	
			津久見ドロマイド 工業(株)	255株 (15.0)		H. 2. 1. 31	
		(財)大分放送文化 振興財団	(株)大分放送	49,000株 (9.4)	財産運用上の都合により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 元. 12. 20 ほか21回	当該企業は当法人の設立母 体であり、社長が理事長を兼 任
		(社)大分県サッ カー協会	(株)大分フット ボールクラブ	410株 (5.0)	当該営利企業は、サッカーJリーグ加盟球団の 運営母体として官民共同出資で設立されたもの で、株式の保有は不可欠である。	H. 15. 4. 1	
鹿児島県	教育庁総務福 利課	(財)岩崎芸術文化 財団	岩崎産業(株)	950,000株 (20.0)	当法人設立者の寄贈により保有。 株式の処分については、理事会で検討中。	S. 50. 4. 15	理事長が当該企業の役員を 兼任
			いわさきコーポ レーション(株)	25株 (3.8)	当法人設立者の寄贈により保有。 平成17年3月、運用財産の管理運用を目的とし て、追加購入。 株式の処分については、理事会で検討中。	S. 50. 4. 15 ほか1回	理事長が当該企業の役員を 兼任
			(株)ポリゴンピ クチュアズ	60株 (0.3)	美術を扱う会社ということで購入。 株式の処分については、理事会で検討中。	H. 12. 5. 22	

資料
65

情報公開の状況

《全体》 (%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
国 所 管	98.8	99.0	97.4	95.9	97.0	97.3	97.0	93.8	97.2	97.0	97.0
都 道 府 県 所 管	89.0	89.7	85.2	83.7	77.4	81.6	83.1	74.9	85.2	84.7	83.5
合 計	91.4	92.0	88.2	86.7	82.2	85.5	86.5	80.0	88.2	87.7	86.8

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。
2 各項目の割合は、法人数を分母として計算。

《国所管》 (%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
内 閣 府	100.0	100.0	100.0	94.3	100.0	100.0	100.0	96.0	100.0	98.1	98.8
警 察 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	97.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.9	100.0	100.0	98.9
総 務 省	99.2	99.2	98.8	97.6	98.4	98.4	98.4	95.4	98.8	98.0	98.1
法 務 省	100.0	100.0	99.1	91.3	100.0	100.0	99.1	98.9	99.1	99.1	98.6
外 務 省	95.5	97.5	88.5	86.0	87.3	87.3	86.0	57.9	87.3	87.3	86.0
財 務 省	99.8	99.8	99.8	99.1	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
文 部 科 学 省	97.4	97.8	94.6	93.5	94.3	94.5	94.1	85.9	94.3	94.1	94.0
厚 生 労 働 省	98.7	98.6	96.7	95.0	95.8	96.4	96.2	86.9	96.3	95.8	95.7
農 林 水 産 省	100.0	100.0	99.7	98.6	99.7	99.7	99.7	99.1	99.4	99.7	99.7
経 済 産 業 省	100.0	100.0	99.6	99.1	99.6	99.6	99.4	100.0	99.8	99.8	99.8
国 土 交 通 省	99.4	99.6	99.3	98.1	98.4	99.4	99.3	96.6	99.4	99.1	98.7
環 境 省	100.0	100.0	98.4	93.5	98.4	98.4	98.4	90.3	98.4	96.8	97.1
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	98.3
国 合 計	98.8	99.0	97.4	95.9	97.0	97.3	97.0	93.8	97.2	97.0	97.0

《本省庁所管》 (%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
内 閣 府	100.0	100.0	100.0	94.3	100.0	100.0	100.0	96.0	100.0	98.1	98.8
警 察 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.9	100.0	100.0	98.9
総 務 省	98.9	98.9	98.4	96.8	97.8	97.8	97.8	94.8	98.4	97.3	97.7
法 務 省	100.0	100.0	99.1	91.3	100.0	100.0	99.1	98.9	99.1	99.1	98.6
外 務 省	95.5	97.5	88.5	86.0	87.3	87.3	86.0	57.9	87.3	87.3	86.0
財 務 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
文 部 科 学 省	97.4	97.8	94.6	93.5	94.3	94.5	94.1	85.9	94.3	94.1	94.0
厚 生 労 働 省	98.4	98.4	95.9	93.7	94.9	95.7	95.1	84.1	95.3	94.7	94.6
農 林 水 産 省	100.0	100.0	99.7	98.6	99.7	99.7	99.7	99.1	99.4	99.7	99.7
経 済 産 業 省	100.0	100.0	99.6	99.1	99.6	99.6	99.4	100.0	99.8	99.8	99.8
国 土 交 通 省	99.8	99.8	99.6	98.5	99.6	99.6	99.4	95.0	99.6	99.6	99.2
環 境 省	100.0	100.0	98.3	93.3	98.3	98.3	98.3	93.3	98.3	96.7	97.3
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	98.3
本 省 庁 合 計	98.6	98.8	96.6	95.0	96.3	96.5	96.1	91.1	96.4	96.2	96.2

《地方支分部局所管》 (%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
金 融 庁 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.1	100.0	100.0	99.6
財 務 省 支 部 局	99.8	99.8	99.8	99.1	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
厚 生 労 働 省 支 部 局	99.2	98.8	98.4	97.6	97.6	98.0	98.4	90.7	98.4	98.0	97.5
国 土 交 通 省 支 部 局	99.0	99.4	99.0	97.8	97.4	99.2	99.2	97.7	99.2	98.6	98.6
環 境 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	90.0
支 部 局 合 計	99.4	99.5	99.3	98.4	98.6	99.3	99.4	97.6	99.4	99.1	98.9

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

(%)

所管官庁	定款又は 特別行為	役員名簿	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (注目のみ)	事業 計算書	収支 予算書	
北海道知事	99.0	98.3	97.8	94.4	88.2	94.5	95.7	90.5	98.0	95.4	
青森県知事	96.3	97.2	96.3	93.5	86.9	93.0	94.9	89.7	95.3	93.7	
岩手県知事	96.0	96.9	91.6	90.3	85.8	88.9	90.7	85.0	91.6	91.0	
宮城県知事	90.9	90.5	87.5	86.6	78.9	84.1	86.6	77.0	88.4	86.0	
秋田県知事	96.8	97.3	88.2	84.9	77.4	84.4	82.3	80.6	86.6	86.4	
山形県知事	94.4	97.2	93.3	91.1	81.7	86.1	87.2	83.6	93.9	91.7	
福島県知事	94.0	95.5	89.8	88.7	81.1	84.9	86.4	81.4	88.7	88.3	
茨城県知事	87.1	88.6	80.9	78.3	76.1	76.8	79.0	61.0	82.0	81.3	
栃木県知事	97.4	97.9	91.8	91.8	87.7	91.8	91.8	90.5	92.3	91.8	
群馬県知事	96.5	96.9	89.4	88.5	78.3	83.6	88.9	82.9	90.3	89.8	
埼玉県知事	94.0	93.4	91.4	90.5	89.1	90.8	91.1	70.4	91.7	90.3	
千葉県知事	81.8	86.6	73.5	71.1	68.2	70.5	71.1	66.0	75.9	71.4	
東京都知事	79.9	82.0	81.2	80.7	79.4	79.9	79.9	69.1	81.0	80.7	
神奈川県知事	94.4	94.6	82.2	81.4	80.2	82.4	82.2	76.8	83.4	83.1	
新潟県知事	97.3	97.3	95.3	93.3	92.3	94.6	94.0	89.1	94.3	94.0	
富山県知事	98.3	98.9	94.3	88.6	88.0	89.7	92.0	83.5	94.9	93.7	
石川県知事	93.0	95.5	86.8	82.2	78.5	84.7	84.7	81.1	87.2	86.1	
福井県知事	97.9	96.8	93.2	92.6	76.8	85.3	90.5	81.3	92.6	90.1	
山梨県知事	92.0	93.5	90.6	92.0	90.6	89.9	92.0	88.0	89.1	89.1	
長野県知事	96.3	96.7	94.7	95.1	93.9	94.3	94.7	93.8	95.5	95.1	
岐阜県知事	88.1	87.7	83.1	81.4	78.4	80.5	80.5	67.4	82.2	81.4	
静岡県知事	94.8	93.8	93.8	92.8	89.2	90.8	93.1	82.5	93.5	93.1	
愛知県知事	91.2	90.1	87.1	84.8	83.5	85.4	85.7	79.7	86.8	86.8	
三重県知事	96.7	97.2	89.5	86.2	84.5	88.4	88.4	73.5	90.6	89.5	
滋賀県知事	92.8	92.8	87.4	87.4	82.0	86.8	84.4	66.0	89.2	86.2	
京都府知事	92.7	92.7	93.1	90.4	86.9	90.8	90.4	74.1	93.1	92.7	
大阪府知事	75.3	76.3	72.6	70.3	67.8	72.1	72.3	64.3	71.7	71.3	
兵庫県知事	96.5	96.5	92.3	91.3	90.0	91.6	91.0	77.0	91.9	91.6	
奈良県知事	74.2	74.7	68.8	70.4	55.4	61.8	65.1	58.5	69.4	66.7	
和歌山県知事	72.6	74.5	72.6	70.1	57.3	66.9	63.7	52.9	72.6	70.7	
鳥取県知事	95.9	95.9	95.9	94.5	92.4	94.5	92.4	85.5	95.9	95.2	
島根県知事	85.9	87.4	78.3	76.8	69.7	73.7	78.3	79.6	79.3	78.8	
岡山県知事	96.0	96.4	89.4	87.8	77.8	86.3	86.9	77.2	90.6	89.7	
広島県知事	73.8	78.1	75.3	74.2	64.9	71.0	71.3	66.2	74.9	74.9	
山口県知事	71.1	72.5	68.9	67.8	60.1	65.6	65.6	59.6	69.2	67.8	
徳島県知事	92.7	92.0	89.8	87.6	65.7	74.5	83.2	79.3	90.5	89.8	
香川県知事	86.5	86.5	78.5	77.9	66.3	71.8	75.5	57.0	76.7	77.9	
愛媛県知事	93.0	95.3	91.9	90.1	86.6	89.0	91.9	78.0	92.4	90.0	
高知県知事	88.9	88.4	82.1	82.1	71.5	76.8	78.7	64.1	81.2	82.1	
福岡県知事	76.0	82.6	75.2	74.5	64.0	73.0	74.8	59.4	76.2	74.0	
佐賀県知事	93.1	95.2	90.3	88.3	77.2	84.8	87.6	87.5	91.0	89.7	
長崎県知事	96.7	95.9	92.6	92.1	85.5	89.3	90.9	85.1	92.1	91.7	
熊本県知事	94.9	94.9	91.5	90.3	88.6	90.3	89.8	86.6	91.5	91.5	
大分県知事	73.2	84.3	74.7	74.2	66.2	71.2	72.2	49.6	74.7	74.7	
宮崎県知事	92.4	93.0	90.3	87.6	74.6	81.1	87.6	75.8	90.8	90.3	
鹿児島県知事	98.5	99.5	98.5	96.6	87.7	91.7	96.6	94.9	98.5	97.5	
沖縄県知事	78.9	82.0	76.8	75.8	71.6	75.3	75.8	67.8	76.3	75.7	
知事合計	89.6	90.8	86.1	84.6	78.9	83.1	84.2	75.8	86.3	85.6	
北海道教委	100.0	98.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	83.3	97.0	97.0	
青森県教委	94.4	93.3	88.8	89.9	61.8	75.3	87.6	73.3	89.9	87.6	
岩手県教委	96.6	96.6	96.6	96.3	89.8	93.2	98.3	92.9	96.6	96.3	
宮城県教委	75.8	75.8	66.1	62.9	64.5	64.5	64.5	64.3	66.1	67.2	
秋田県教委	93.9	90.9	75.8	75.8	54.5	63.6	72.7	75.0	75.8	75.6	
山形県教委	92.9	92.9	88.8	86.7	64.3	82.7	86.7	76.9	87.8	86.7	
福島県教委	98.4	96.8	95.2	95.2	88.7	90.3	95.2	85.7	93.5	95.2	
茨城県教委	91.2	91.2	85.3	79.4	79.4	82.4	82.4	100.0	85.3	82.4	
栃木県教委	96.9	96.9	93.8	92.3	81.5	93.8	93.8	76.9	93.8	93.8	
群馬県教委	100.0	100.0	86.5	83.8	73.0	81.1	83.8	60.0	86.5	84.0	
埼玉県教委	93.0	90.7	62.8	62.8	65.1	65.1	62.8	71.4	60.5	62.8	
千葉県教委	97.0	93.9	93.9	93.9	87.9	90.9	93.9	80.0	97.0	97.0	
東京都教委	73.1	73.6	66.0	66.0	65.0	65.5	65.0	68.3	66.5	67.4	
神奈川県教委	99.1	99.1	98.1	98.1	96.3	97.2	98.1	96.6	98.1	98.1	
新潟県教委	85.9	84.5	77.5	76.1	64.8	66.2	73.2	44.4	77.5	76.1	
富山県教委	91.1	91.1	84.4	82.2	73.3	82.2	80.0	0.0	82.2	84.4	
石川県教委	95.0	95.0	96.7	96.7	81.7	95.0	91.7	100.0	96.7	96.7	
福井県教委	89.1	82.6	84.8	82.6	78.3	82.6	84.8	66.7	84.8	84.8	
山梨県教委	93.0	90.7	86.0	83.7	83.7	83.7	81.4	87.5	88.4	83.7	
長野県教委	98.2	96.3	91.7	90.8	78.0	80.7	82.6	69.2	90.8	89.9	
岐阜県教委	88.1	84.7	79.7	81.4	69.5	74.6	76.3	50.0	81.4	79.7	
静岡県教委	100.0	97.2	96.6	96.6	84.9	89.9	95.0	72.1	95.5	95.5	
愛知県教委	96.4	96.4	96.4	96.4	90.5	90.5	96.4	85.7	97.6	96.4	
三重県教委	81.4	81.4	74.6	74.6	64.4	66.1	67.8	40.0	74.6	72.9	
滋賀県教委	92.0	94.0	64.0	64.0	58.0	60.0	62.0	33.3	64.0	65.5	
京都府教委	73.5	74.2	72.8	71.5	64.9	67.5	68.2	60.0	73.5	70.9	
大阪府教委	65.5	67.6	62.8	62.1	59.3	59.3	56.6	43.3	62.1	62.8	
兵庫県教委	90.6	89.8	87.4	85.8	79.5	81.9	85.8	62.5	87.4	88.2	
奈良県教委	80.0	80.0	72.5	75.0	55.0	57.5	67.5	44.0	70.0	75.0	
和歌山県教委	17.5	15.0	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	3.0	7.5	7.5	
鳥取県教委	97.2	100.0	97.2	97.2	91.7	94.4	97.2	100.0	97.2	100.0	
島根県教委	80.4	73.9	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	20.0	63.0	63.0	
岡山県教委	93.2	93.2	90.9	90.9	86.4	86.4	90.9	66.7	93.2	93.2	
広島県教委	83.7	81.4	80.2	79.1	70.9	74.4	76.7	15.8	82.6	82.6	
山口県教委	78.7	81.3	72.0	61.3	40.0	53.3	54.7	46.7	69.3	58.7	
徳島県教委	100.0	100.0	100.0	89.5	84.2	89.5	100.0	100.0	100.0	96.2	
香川県教委	96.0	96.0	96.0	96.0	82.0	86.0	96.0	100.0	96.0	96.0	
愛媛県教委	97.9	97.9	93.8	93.8	83.3	85.4	93.8	50.0	93.8	93.8	
高知県教委	96.9	98.5	95.4	90.8	56.9	90.8	96.9	53.8	93.8	96.8	
福岡県教委	77.3	77.3	79.7	78.9	76.6	76.6	78.9	85.0	78.9	79.7	
佐賀県教委	100.0	97.8	100.0	97.8	84.4	88.9	91.1	87.5	97.8	100.0	
長崎県教委	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
熊本県教委	93.8	93.8	91.7	91.7	89.6	89.6	89.6	100.0	91.7	91.7	
大分県教委	100.0	100.0	100.0	100.0	70.3	83.8	94.6	61.5	100.0	100.0	
宮崎県教委	63.2	55.3	52.6	50.0	44.7	47.4	44.7	75.0	52.6	50.0	
鹿児島県教委	98.3	96.7	96.7	96.7	90.0	95.0	96.7	100.0	96.7	96.5	
沖縄県教委	70.5	65.9	61.4	61.4	50.0	52.3	52.3	52.9	63.6	63.6	
教委合計	86.9	86.1	82.1	81.1	72.6	76.9	79.4	65.5	82.0	81.6	

資料
66

ホームページ開設状況所管官庁別法人数

《全体》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社団	財団		割合 (%)	割合 (%)		割合 (%)		
国 所 管	4,992	2,935	2,057	4,508	90.3	2,708	92.3	1,800	87.5	
都 道 府 県 所 管	14,951	7,859	7,092	9,242	61.8	5,378	68.4	3,864	54.5	
合 計	19,860	10,745	9,115	13,674	68.9	8,040	74.8	5,634	61.8	

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社団	財団		割合 (%)	割合 (%)		割合 (%)		
内 閣 府	53	25	28	52	98.1	24	96.0	28	100.0	
警 察 庁	33	16	17	33	100.0	16	100.0	17	100.0	
金 融 庁	96	90	6	96	100.0	90	100.0	6	100.0	
消 費 者 庁	10	9	1	10	100.0	9	100.0	1	100.0	
総 務 省	246	109	137	239	97.2	107	98.2	132	96.4	
法 務 省	115	93	22	113	98.3	92	98.9	21	95.5	
外 務 省	157	76	81	135	86.0	68	89.5	67	82.7	
財 務 省	563	548	15	536	95.2	521	95.1	15	100.0	
文 部 科 学 省	1,346	462	884	1,146	85.1	427	92.4	719	81.3	
厚 生 労 働 省	759	398	361	641	84.5	323	81.2	318	88.1	
農 林 水 産 省	350	233	117	332	94.9	217	93.1	115	98.3	
経 済 産 業 省	544	338	206	542	99.6	338	100.0	204	99.0	
国 土 交 通 省	962	645	317	870	90.4	583	90.4	287	90.5	
環 境 省	62	31	31	62	100.0	31	100.0	31	100.0	
防 衛 省	16	6	10	16	100.0	6	100.0	10	100.0	
国 合 計	4,992	2,935	2,057	4,508	90.3	2,708	92.3	1,800	87.5	

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社団	財団		割合 (%)	割合 (%)		割合 (%)		
内 閣 府	53	25	28	52	98.1	24	96.0	28	100.0	
警 察 庁	33	16	17	33	100.0	16	100.0	17	100.0	
金 融 庁	28	23	5	28	100.0	23	100.0	5	100.0	
消 費 者 庁	10	9	1	10	100.0	9	100.0	1	100.0	
総 務 省	186	58	128	182	97.8	58	100.0	124	96.9	
法 務 省	115	93	22	113	98.3	92	98.9	21	95.5	
外 務 省	157	76	81	135	86.0	68	89.5	67	82.7	
財 務 省	27	13	14	27	100.0	13	100.0	14	100.0	
文 部 科 学 省	1,346	462	884	1,146	85.1	427	92.4	719	81.3	
厚 生 労 働 省	507	226	281	445	87.8	200	88.5	245	87.2	
農 林 水 産 省	350	233	117	332	94.9	217	93.1	115	98.3	
経 済 産 業 省	544	338	206	542	99.6	338	100.0	204	99.0	
国 土 交 通 省	466	258	208	458	98.3	256	99.2	202	97.1	
環 境 省	60	30	30	60	100.0	30	100.0	30	100.0	
防 衛 省	16	6	10	16	100.0	6	100.0	10	100.0	
本 省 庁 合 計	3,592	1,732	1,860	3,277	91.2	1,643	94.9	1,634	87.8	

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社団	財団		割合 (%)	割合 (%)		割合 (%)		
金 融 庁 支 部 局	68	67	1	68	100.0	67	100.0	1	100.0	
総 務 省 支 部 局	60	51	9	57	95.0	49	96.1	8	88.9	
財 務 省 支 部 局	536	535	1	509	95.0	508	95.0	1	100.0	
厚 生 労 働 省 支 部 局	252	172	80	196	77.8	123	71.5	73	91.3	
国 土 交 通 省 支 部 局	497	388	109	413	83.1	328	84.5	85	78.0	
環 境 省 支 部 局	2	1	1	2	100.0	1	100.0	1	100.0	
支 部 局 合 計	1,405	1,204	201	1,235	87.9	1,066	88.5	169	84.1	

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	人数			開設法人合計		社 団		財 団	
	法人数	社 団	財 団	数	割合 (%)	数	割合 (%)	数	割合 (%)
北海道知事	586	398	188	377	64.3	257	64.6	120	63.8
青森県知事	214	145	69	130	60.7	83	57.2	47	68.1
岩手県知事	226	153	73	133	58.8	95	62.1	38	52.1
宮城県知事	232	135	97	153	65.9	91	67.4	62	63.9
秋田県知事	186	129	57	102	54.8	72	55.8	30	52.6
山形県知事	180	122	58	97	53.9	71	58.2	26	44.8
福島県知事	265	156	109	153	57.7	85	54.5	68	62.4
茨城県知事	272	164	108	180	66.2	112	68.3	68	63.0
栃木県知事	195	116	79	132	67.7	92	79.3	40	50.6
群馬県知事	226	140	86	145	64.2	106	75.7	39	45.3
埼玉県知事	349	231	118	287	82.2	202	87.4	85	72.0
千葉県知事	336	206	130	266	79.2	180	87.4	86	66.2
東京都知事	389	262	127	301	77.4	214	81.7	87	68.5
神奈川県知事	409	250	159	307	75.1	197	78.8	110	69.2
新潟県知事	298	175	123	220	73.8	135	77.1	85	69.1
富山県知事	175	97	78	142	81.1	82	84.5	60	76.9
石川県知事	242	132	110	149	61.6	92	69.7	57	51.8
福井県知事	190	112	78	97	51.1	59	52.7	38	48.7
山梨県知事	138	92	46	98	71.0	67	72.8	31	67.4
長野県知事	246	145	101	170	69.1	110	75.9	60	59.4
岐阜県知事	236	144	92	179	75.8	117	81.3	62	67.4
静岡県知事	306	200	106	212	69.3	139	69.5	73	68.9
愛知県知事	363	222	141	277	76.3	186	83.8	91	64.5
三重県知事	181	113	68	139	76.8	97	85.8	42	61.8
滋賀県知事	167	97	70	130	77.8	79	81.4	51	72.9
京都府知事	260	143	117	184	70.8	106	74.1	78	66.7
大阪府知事	566	319	247	416	73.5	254	79.6	162	65.6
兵庫県知事	310	178	132	199	64.2	126	70.8	73	55.3
奈良県知事	186	83	103	102	54.8	60	72.3	42	40.8
和歌山県知事	157	102	55	73	46.5	52	51.0	21	38.2
鳥取県知事	145	76	69	105	72.4	55	72.4	50	72.5
島根県知事	198	113	85	102	51.5	66	58.4	36	42.4
岡山県知事	329	171	158	207	62.9	124	72.5	83	52.5
広島県知事	279	139	140	151	54.1	99	71.2	52	37.1
山口県知事	273	183	90	157	57.5	109	59.6	48	53.3
徳島県知事	137	82	55	88	64.2	57	69.5	31	56.4
香川県知事	163	86	77	101	62.0	58	67.4	43	55.8
愛媛県知事	172	91	81	109	63.4	70	76.9	39	48.1
高知県知事	207	117	90	103	49.8	69	59.0	34	37.8
福岡県知事	408	249	159	273	66.9	176	70.7	97	61.0
佐賀県知事	145	89	56	77	53.1	46	51.7	31	55.4
長崎県知事	242	154	88	127	52.5	86	55.8	41	46.6
熊本県知事	176	118	58	118	67.0	85	72.0	33	56.9
大分県知事	198	127	71	101	51.0	74	58.3	27	38.0
宮崎県知事	185	128	57	109	58.9	78	60.9	31	54.4
鹿児島県知事	204	137	67	128	62.7	95	69.3	33	49.3
沖縄県知事	194	115	79	128	66.0	80	69.6	48	60.8
知事合計	11,741	7,136	4,605	7,734	65.9	5,045	70.7	2,699	58.4
北海道教委	100	12	88	59	59.0	8	66.7	51	58.0
青森県教委	89	15	74	33	37.1	4	26.7	29	39.2
岩手県教委	59	14	45	35	59.3	9	64.3	26	57.8
宮城県教委	62	14	48	30	48.4	8	57.1	22	45.8
秋田県教委	33	4	29	10	30.3		0.0	10	34.5
山形県教委	98	13	85	28	28.6	7	53.8	21	24.7
福島県教委	62	7	55	24	38.7	2	28.6	22	40.0
茨城県教委	34	4	30	21	61.8	3	75.0	18	60.0
栃木県教委	65	13	52	32	49.2	7	53.8	25	48.1
群馬県教委	37	10	27	20	54.1	4	40.0	16	59.3
埼玉県教委	43	7	36	29	67.4	6	85.7	23	63.9
千葉県教委	66	10	56	36	54.5	7	70.0	29	51.8
東京都教委	197	41	156	126	64.0	28	68.3	98	62.8
神奈川県教委	108	29	79	65	60.2	21	72.4	44	55.7
新潟県教委	71	18	53	32	45.1	6	33.3	26	49.1
富山県教委	45	1	44	26	57.8	1	100.0	25	56.8
石川県教委	60	11	49	35	58.3	6	54.5	29	59.2
福井県教委	46	9	37	29	63.0	8	88.9	21	56.8
山梨県教委	43	8	35	25	58.1	4	50.0	21	60.0
長野県教委	109	39	70	59	54.1	24	61.5	35	50.0
岐阜県教委	59	6	53	34	57.6	4	66.7	30	56.6
静岡県教委	179	129	50	40	22.3	16	12.4	24	48.0
愛知県教委	84	7	77	55	65.5	7	100.0	48	62.3
三重県教委	59	20	39	30	50.8	5	25.0	25	64.1
滋賀県教委	50	3	47	25	50.0	2	66.7	23	48.9
京都府教委	151	15	136	70	46.4	9	60.0	61	44.9
大阪府教委	145	30	115	96	59.3	23	76.7	63	54.8
兵庫県教委	127	32	95	63	49.6	19	59.4	44	46.3
奈良県教委	40	9	31	20	50.0	1	11.1	19	61.3
和歌山県教委	80	33	47	14	17.5	5	15.2	9	19.1
鳥取県教委	36	3	33	23	63.9	3	100.0	20	60.6
島根県教委	46	5	41	19	41.3	2	40.0	17	41.5
岡山県教委	44	3	41	18	40.9		0.0	18	43.9
広島県教委	86	19	67	33	38.4	7	36.8	26	38.8
山口県教委	75	15	60	43	57.3	12	80.0	31	51.7
徳島県教委	19	8	11	6	31.6	3	37.5	3	27.3
香川県教委	50	6	44	23	46.0	3	50.0	20	45.5
愛媛県教委	48	6	42	11	22.9	1	16.7	10	23.8
高知県教委	65	13	52	17	26.2	4	30.8	13	25.0
福岡県教委	128	20	108	57	44.5	11	55.0	46	42.6
佐賀県教委	45	8	37	21	46.7	2	25.0	19	51.4
長崎県教委	36	6	30	21	58.3	4	66.7	17	56.7
熊本県教委	48	6	42	27	56.3	5	83.3	22	52.4
大分県教委	37	13	24	13	35.1	7	53.8	6	25.0
宮崎県教委	38	8	30	13	34.2	4	50.0	9	30.0
鹿児島県教委	60	11	49	34	56.7	6	54.5	28	57.1
沖縄県教委	44	17	27	12	27.3	8	47.1	4	14.8
教委合計	3,306	730	2,576	1,582	47.9	336	46.0	1,246	48.4

資料
67

ホームページの項目別掲載状況

《全体》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
国 所 管	80.4	83.3	77.2	75.4	76.0	77.4	74.5	63.9	77.1	76.3
都 道 府 県 所 管	28.4	35.3	25.1	22.5	22.2	23.5	21.4	22.2	26.2	22.6
合 計	41.2	47.2	38.0	35.5	35.4	36.8	34.5	33.3	38.7	35.8

(注) 各項目の割合は、活動法人数を分母として計算。

《国所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
内 閣 府	98.1	98.1	94.3	90.6	94.3	94.3	88.7	76.0	94.3	86.8
警 察 庁	100.0	100.0	100.0	97.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	96.9	100.0	100.0	100.0	97.8	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省	94.3	96.3	93.5	92.7	93.1	93.5	92.7	83.5	94.3	92.7
法 務 省	97.4	96.5	91.3	86.1	93.9	95.7	92.2	94.6	93.0	93.9
外 務 省	69.4	82.8	69.4	62.4	63.1	65.6	61.8	25.0	67.5	63.7
財 務 省	82.8	84.5	80.3	86.0	79.2	84.0	76.2	42.7	82.2	86.3
文 部 科 学 省	70.4	75.0	65.2	61.7	62.9	63.5	60.9	59.1	63.8	62.3
厚 生 労 働 省	72.3	75.9	69.2	66.3	68.0	68.9	66.3	47.7	67.9	65.7
農 林 水 産 省	87.7	91.1	84.0	84.3	84.9	86.3	82.9	75.5	84.6	84.9
経 済 産 業 省	99.1	99.4	99.4	99.1	99.3	99.3	98.9	97.3	99.4	99.3
国 土 交 通 省	82.0	82.8	79.2	76.2	78.1	79.8	77.7	68.8	80.1	78.6
環 境 省	100.0	100.0	96.8	88.7	98.4	98.4	96.8	87.1	96.8	95.2
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0
国 合 計	80.4	83.3	77.2	75.4	76.0	77.4	74.5	63.9	77.1	76.3

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
内 閣 府	98.1	98.1	94.3	90.6	94.3	94.3	88.7	76.0	94.3	86.8
警 察 庁	100.0	100.0	100.0	97.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	92.9	100.0	100.0	100.0	91.3	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省	94.6	96.8	93.5	92.5	92.5	93.0	91.9	81.0	94.1	91.9
法 務 省	97.4	96.5	91.3	86.1	93.9	95.7	92.2	94.6	93.0	93.9
外 務 省	69.4	82.8	69.4	62.4	63.1	65.6	61.8	25.0	67.5	63.7
財 務 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	92.3	100.0	100.0
文 部 科 学 省	70.4	75.0	65.2	61.7	62.9	63.5	60.9	59.1	63.8	62.3
厚 生 労 働 省	76.3	79.9	71.8	68.2	70.2	71.2	67.7	56.2	69.4	67.3
農 林 水 産 省	87.7	91.1	84.0	84.3	84.9	86.3	82.9	75.5	84.6	84.9
経 済 産 業 省	99.1	99.4	99.4	99.1	99.3	99.3	98.9	97.3	99.4	99.3
国 土 交 通 省	95.9	97.2	95.1	92.1	94.6	95.5	94.8	83.3	96.1	94.8
環 境 省	100.0	100.0	96.7	88.3	98.3	98.3	96.7	90.0	96.7	95.0
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0
本 省 庁 合 計	82.3	85.7	78.9	76.1	77.7	78.5	76.2	72.7	78.3	76.9

《地方支分部局所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
金 融 庁 支 部 局	100.0	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省 支 部 局	93.3	95.0	93.3	93.3	95.0	95.0	95.0	86.3	95.0	95.0
財 務 省 支 部 局	81.9	83.8	79.3	85.3	78.2	83.2	75.0	41.5	81.3	85.6
厚 生 労 働 省 支 部 局	64.3	67.9	63.9	62.3	63.5	64.3	63.5	36.6	64.7	62.7
国 土 交 通 省 支 部 局	69.0	69.4	64.4	61.4	62.6	65.2	61.6	59.3	65.2	63.4
環 境 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
支 部 局 合 計	75.4	77.0	72.7	73.6	71.7	74.7	70.1	51.3	74.0	74.7

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
北海道知事	35.3	42.5	32.8	30.5	30.4	31.7	30.2	23.6	33.3	30.7
青森県知事	36.9	42.5	35.5	35.5	32.2	35.5	31.8	22.1	35.5	32.7
岩手県知事	27.4	35.4	23.9	20.8	18.6	20.8	19.5	22.2	23.0	20.4
宮城県知事	30.6	38.4	26.3	25.9	25.4	26.7	23.7	17.8	27.6	25.0
秋田県知事	25.3	30.6	17.2	15.1	14.0	14.5	12.4	18.6	18.8	14.5
山形県知事	23.3	36.1	19.4	21.1	21.1	22.8	19.4	24.6	21.7	18.3
福島県知事	26.0	36.2	26.4	20.8	22.3	23.0	20.8	22.4	24.5	21.1
茨城県知事	26.5	35.7	21.0	18.0	20.2	20.6	19.5	18.9	23.9	20.2
栃木県知事	22.6	27.2	18.5	16.4	15.9	15.9	13.3	17.2	19.5	17.4
群馬県知事	21.2	31.9	19.0	15.9	14.6	15.5	12.4	27.1	18.6	14.6
埼玉県知事	52.1	56.2	43.8	41.8	43.0	43.6	41.8	19.5	46.1	42.1
千葉県知事	46.7	50.9	43.8	37.5	37.5	39.9	36.0	30.1	42.9	39.6
東京都知事	27.0	34.4	21.3	21.1	20.3	20.6	19.0	17.9	21.9	20.3
神奈川県知事	40.1	44.5	33.3	28.6	27.1	28.9	24.9	27.2	32.8	30.6
新潟県知事	46.3	55.7	40.9	38.6	37.6	38.9	37.2	34.3	42.6	38.3
富山県知事	56.0	63.4	53.1	45.7	46.9	49.1	47.4	39.2	56.0	47.4
石川県知事	19.4	38.4	18.6	12.4	18.6	20.7	18.2	22.7	20.2	18.6
福井県知事	25.3	30.5	25.3	23.7	21.6	23.2	22.1	20.5	25.8	22.1
山梨県知事	31.2	41.3	26.8	27.5	26.1	26.8	24.6	25.0	26.1	21.0
長野県知事	33.3	42.7	24.4	21.5	22.0	22.8	19.9	28.3	26.8	21.5
岐阜県知事	40.7	54.7	40.3	36.0	32.6	33.5	30.9	39.6	38.6	31.8
静岡県知事	31.4	42.8	26.1	25.2	25.2	26.8	24.2	25.5	34.0	25.5
愛知県知事	49.9	53.2	46.6	44.4	45.7	46.3	45.7	37.8	47.7	46.0
三重県知事	33.7	37.0	28.7	23.2	23.8	24.9	22.1	29.2	27.6	23.8
滋賀県知事	36.5	47.9	34.7	29.9	28.7	33.5	28.7	25.8	37.7	30.5
京都府知事	25.8	31.5	25.4	20.0	20.4	22.7	19.2	19.6	21.9	22.3
大阪府知事	31.4	39.6	27.4	23.3	23.9	26.3	23.3	22.3	27.0	24.0
兵庫県知事	27.4	30.0	26.5	22.6	23.2	24.8	21.9	21.3	26.1	24.5
奈良県知事	14.5	22.6	11.3	9.7	8.6	8.1	8.1	19.3	11.8	9.7
和歌山県知事	19.7	27.4	17.8	14.0	11.5	12.7	10.2	16.7	20.4	13.4
鳥取県知事	57.9	57.9	55.2	53.1	53.1	55.9	54.5	32.9	53.1	51.7
島根県知事	17.7	26.3	18.2	15.2	17.2	17.2	15.7	24.8	19.2	15.7
岡山県知事	20.7	28.9	16.1	15.2	15.2	17.3	14.3	21.1	18.5	15.5
広島県知事	22.9	30.1	18.3	17.2	15.8	18.3	15.4	21.6	20.4	15.8
山口県知事	16.1	28.9	15.8	14.7	13.6	14.7	13.6	15.8	17.9	13.9
徳島県知事	19.7	28.5	20.4	13.9	14.6	14.6	13.1	22.0	20.4	14.6
香川県知事	37.4	44.2	32.5	30.7	31.3	33.1	30.7	27.9	33.1	31.9
愛媛県知事	34.9	41.3	32.0	26.7	27.9	29.7	27.9	29.7	35.5	27.9
高知県知事	19.3	25.1	17.4	16.4	15.0	16.9	15.0	19.7	15.9	15.0
福岡県知事	20.8	39.2	17.4	16.2	16.4	17.4	16.2	22.9	22.8	15.4
佐賀県知事	17.9	32.4	18.6	13.8	13.1	15.2	13.8	19.1	18.6	13.8
長崎県知事	25.2	30.6	23.1	23.1	21.9	22.3	21.9	21.4	23.6	23.1
熊本県知事	23.9	33.0	23.9	21.6	18.8	19.9	18.2	23.7	23.3	20.5
大分県知事	13.1	23.7	9.1	9.1	8.6	10.1	8.6	12.6	11.1	8.1
宮崎県知事	21.6	35.7	20.5	14.6	16.8	18.4	15.7	18.0	21.1	17.3
鹿児島県知事	15.7	34.3	22.5	12.3	15.2	15.7	14.2	23.4	24.5	13.7
沖縄県知事	26.3	33.5	18.6	19.1	16.0	16.5	16.5	15.7	24.7	18.0
知事合計	30.1	38.5	26.9	24.0	23.9	25.3	23.1	23.6	27.9	24.2
北海道教委	39.0	46.0	39.0	39.0	35.0	38.0	38.0	16.7	37.0	37.0
青森県教委	28.1	29.2	22.5	23.6	16.9	22.5	21.3	0.0	27.0	24.7
岩手県教委	39.0	40.7	30.5	32.2	33.9	33.9	30.5	35.7	32.2	30.5
宮城県教委	25.8	19.4	16.1	12.9	14.5	16.1	14.5	7.1	17.7	14.5
秋田県教委	24.2	21.2	21.2	21.2	18.2	18.2	18.2	0.0	21.2	21.2
山形県教委	11.2	15.3	13.3	11.2	9.2	12.2	9.2	23.1	13.3	10.2
福島県教委	9.7	16.1	9.7	8.1	9.7	9.7	9.7	14.3	8.1	8.1
茨城県教委	44.1	35.3	32.4	29.4	32.4	32.4	32.4	25.0	35.3	29.4
栃木県教委	23.1	23.1	24.6	21.5	18.5	18.5	18.5	7.7	26.2	21.5
群馬県教委	24.3	27.0	21.6	13.5	16.2	16.2	13.5	20.0	18.9	16.2
埼玉県教委	32.6	37.2	32.6	30.2	32.6	32.6	30.2	28.6	25.6	27.9
千葉県教委	24.2	27.3	21.2	19.7	22.7	22.7	21.2	10.0	24.2	21.2
東京都教委	25.4	27.9	21.8	21.8	17.8	18.8	17.3	17.1	20.8	20.3
神奈川県教委	33.3	37.0	28.7	25.9	25.0	25.0	23.1	10.3	27.8	26.9
新潟県教委	21.1	19.7	18.3	16.9	18.3	16.9	16.9	5.6	22.5	16.9
富山県教委	40.0	42.2	33.3	35.6	28.9	33.3	28.9	0.0	35.6	35.6
石川県教委	21.7	21.7	15.0	11.7	16.7	18.3	13.3	18.2	20.0	15.0
福井県教委	30.4	26.1	19.6	15.2	17.4	15.2	15.2	11.1	26.1	17.4
山梨県教委	32.6	32.6	23.3	18.6	25.6	25.6	20.9	0.0	27.9	18.6
長野県教委	31.2	31.2	20.2	19.3	14.7	16.5	14.7	7.7	22.9	20.2
岐阜県教委	32.2	35.6	25.4	30.5	27.1	27.1	25.4	16.7	30.5	25.4
静岡県教委	14.0	13.4	14.0	11.2	8.9	9.5	8.9	4.7	14.0	8.9
愛知県教委	33.3	38.1	33.3	36.9	35.7	36.9	34.5	0.0	42.9	36.9
三重県教委	20.3	18.6	20.3	22.0	20.3	20.3	18.6	0.0	25.4	23.7
滋賀県教委	26.0	30.0	30.0	26.0	26.0	28.0	26.0	0.0	28.0	26.0
京都府教委	16.6	21.2	16.6	13.2	11.9	11.9	11.9	6.7	19.2	11.9
大阪府教委	30.3	40.7	31.0	25.5	24.1	25.5	22.1	16.7	25.5	24.8
兵庫県教委	19.7	22.0	15.0	11.0	12.6	11.8	10.2	6.3	15.0	11.8
奈良県教委	22.5	17.5	22.5	15.0	15.0	15.0	15.0	0.0	15.0	15.0
和歌山県教委	8.8	5.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0	3.8	3.8
鳥取県教委	50.0	44.4	38.9	36.1	41.7	44.4	38.9	33.3	38.9	41.7
島根県教委	15.2	15.2	10.9	8.7	8.7	8.7	6.5	0.0	13.0	8.7
岡山県教委	18.2	22.7	20.5	9.1	11.4	13.6	6.8	0.0	31.8	15.9
広島県教委	8.1	10.5	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	0.0	7.0	5.8
山口県教委	18.7	24.0	13.3	9.3	6.7	10.7	6.7	13.3	17.3	9.3
徳島県教委	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	12.5	5.3	5.3
香川県教委	24.0	28.0	22.0	18.0	20.0	22.0	20.0	0.0	26.0	22.0
愛媛県教委	10.4	8.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	0.0	12.5	8.3
高知県教委	9.2	12.3	6.2	4.6	6.2	6.2	6.2	7.7	6.2	6.2
福岡県教委	13.3	10.9	11.7	10.9	10.2	8.6	9.4	0.0	10.9	10.9
佐賀県教委	33.3	26.7	20.0	15.6	13.3	20.0	13.3	0.0	28.9	13.3
長崎県教委	27.8	27.8	27.8	22.2	22.2	25.0	22.2	33.3	25.0	22.2
熊本県教委	25.0	22.9	22.9	18.8	20.8	20.8	14.6	16.7	22.9	18.8
大分県教委	10.8	13.5	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	2.7	0.0
宮崎県教委	15.8	13.2	10.5	5.3	5.3	5.3	5.3	12.5	10.5	5.3
鹿児島県教委	31.7	33.3	28.3	21.7	18.3	25.0	20.0	9.1	26.7	25.0
沖縄県教委	9.1	13.6	6.8	9.1	4.5	4.5	4.5	5.9	13.6	6.8
教委合計	23.1	24.7	19.9	17.8	16.9	17.9	16.2	8.8	21.1	17.9

資料
68

所管官庁への書類提出状況

《全体》

(%)

所管官庁	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	98.2	97.3	97.8	98.2	98.3	93.6	98.3	98.2	97.4
都道府県所管	95.9	95.0	86.2	91.7	94.2	81.4	95.2	95.5	91.8
合計	96.5	95.6	89.3	93.4	95.3	84.9	96.0	96.2	93.4

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。

2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

《国所管》

(%)

所管官庁	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
内閣府	100.0	98.1	100.0	100.0	100.0	92.0	100.0	100.0	98.8
警察庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金融庁	100.0	97.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
消費者庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	77.8	100.0	100.0	97.3
総務省	98.8	98.4	98.8	98.8	98.8	97.2	98.8	98.8	98.6
法務省	100.0	93.9	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	99.1	99.0
外務省	93.6	94.3	91.1	93.0	94.3	72.4	94.3	94.3	90.8
財務省	99.8	99.1	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
文部科学省	96.1	95.2	95.9	95.9	96.1	83.5	96.4	96.4	94.4
厚生労働省	98.0	97.0	97.4	97.9	98.2	81.7	97.8	97.6	95.8
農林水産省	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
経済産業省	99.3	98.7	99.3	99.3	99.3	99.4	99.3	99.3	99.0
国土交通省	99.3	98.5	98.2	99.3	99.4	97.8	99.4	99.4	98.8
環境省	98.4	93.5	98.4	98.4	98.4	93.5	98.4	96.8	96.9
防衛省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	97.9
国合計	98.2	97.3	97.8	98.2	98.3	93.6	98.3	98.2	97.4

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
内閣府	100.0	98.1	100.0	100.0	100.0	92.0	100.0	100.0	98.8
警察庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金融庁	100.0	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.1
消費者庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	77.8	100.0	100.0	97.3
総務省	98.4	97.8	98.4	98.4	98.4	96.6	98.4	98.4	97.9
法務省	100.0	93.9	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	99.1	99.0
外務省	93.6	94.3	91.1	93.0	94.3	72.4	94.3	94.3	90.8
財務省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
文部科学省	96.1	95.2	95.9	95.9	96.1	83.5	96.4	96.4	94.4
厚生労働省	97.2	96.1	96.4	97.0	97.4	76.1	96.8	96.6	94.1
農林水産省	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
経済産業省	99.3	98.7	99.3	99.3	99.3	99.4	99.3	99.3	99.0
国土交通省	99.1	98.9	99.4	99.4	99.4	96.9	99.4	99.4	98.8
環境省	98.3	93.3	98.3	98.3	98.3	93.3	98.3	96.7	96.6
防衛省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	97.9
本省庁合計	97.7	96.8	97.5	97.6	97.8	90.8	97.8	97.7	96.9

《地方支分部局所管》

(%)

所管官庁	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
金融庁支部局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総務省支部局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.0	100.0	100.0	99.8
財務省支部局	99.8	99.1	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
厚生労働省支部局	99.6	98.8	99.2	99.6	99.6	89.0	99.6	99.6	98.4
国土交通省支部局	99.4	98.2	97.2	99.2	99.4	98.5	99.4	99.4	98.5
環境省支部局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
支部局合計	99.6	98.8	98.8	99.6	99.6	97.8	99.6	99.6	99.5

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

(%)

所管官庁	平成22年度書類						平成23年度書類			平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
北海道知事	98.5	95.1	89.1	95.4	96.6	95.7	98.8	99.0	96.0	
青森県知事	99.1	95.8	90.2	95.3	98.1	97.2	98.6	99.1	96.6	
岩手県知事	98.2	96.5	91.2	94.7	97.8	91.5	97.3	97.3	95.5	
宮城県知事	99.1	98.7	86.2	93.5	97.0	94.8	99.1	99.6	96.1	
秋田県知事	100.0	97.8	88.7	96.8	95.7	89.9	99.5	99.5	96.0	
山形県知事	98.9	98.9	87.2	92.2	93.3	92.6	98.9	98.9	95.1	
福島県知事	97.7	97.0	89.4	92.1	95.5	94.9	97.0	97.0	95.0	
茨城県知事	97.4	96.0	86.8	92.6	95.2	81.7	97.4	97.1	93.0	
栃木県知事	96.4	96.4	89.7	96.4	95.4	85.3	96.4	96.4	93.8	
群馬県知事	98.7	97.3	84.5	90.7	98.2	91.4	99.1	99.1	94.9	
埼玉県知事	98.0	98.0	94.0	96.8	98.0	93.9	97.7	98.0	96.9	
千葉県知事	92.3	92.6	85.1	90.2	92.0	84.0	91.7	91.7	90.0	
東京都知事	94.3	93.6	92.5	93.8	93.8	70.6	94.1	93.6	91.0	
神奈川県知事	96.8	95.4	93.6	96.1	96.3	86.8	96.6	96.6	94.9	
新潟県知事	99.0	97.7	94.6	98.7	97.7	93.1	95.3	95.6	96.6	
富山県知事	98.3	97.7	94.3	96.0	96.0	97.9	98.3	97.7	97.0	
石川県知事	98.8	96.3	84.3	92.1	96.3	84.8	97.9	97.9	93.5	
福井県知事	98.9	97.9	79.5	91.6	96.8	80.4	98.4	98.4	92.6	
山梨県知事	99.3	98.6	97.1	97.1	99.3	89.1	98.6	98.6	97.3	
長野県知事	99.2	99.2	98.4	98.8	98.8	97.9	98.4	98.8	98.6	
岐阜県知事	98.3	96.6	92.4	95.3	96.6	88.9	98.3	97.5	95.4	
静岡県知事	99.0	98.0	94.1	96.1	99.0	97.0	99.0	99.0	97.6	
愛知県知事	98.1	97.2	94.2	96.4	97.8	91.0	98.1	98.3	96.3	
三重県知事	95.6	92.3	91.2	95.0	95.0	69.0	94.5	93.9	90.8	
滋賀県知事	96.4	96.4	91.6	97.0	95.8	78.4	96.4	95.2	93.3	
京都府知事	94.6	89.6	86.2	93.1	93.8	62.2	91.5	91.5	88.0	
大阪府知事	92.8	92.2	86.2	91.5	92.6	85.6	91.3	91.5	90.6	
兵庫県知事	99.0	98.1	96.5	98.4	98.1	83.7	98.7	98.4	96.3	
奈良県知事	92.5	96.2	68.3	82.3	86.6	61.4	90.3	93.5	83.8	
和歌山県知事	94.9	93.6	73.2	86.6	89.8	62.7	94.3	94.3	86.3	
鳥取県知事	73.1	71.0	67.6	69.7	68.3	50.0	66.9	68.3	66.9	
島根県知事	94.9	93.4	80.8	87.4	93.4	79.6	95.5	96.0	90.0	
岡山県知事	97.6	96.0	89.4	95.7	96.0	80.7	97.3	97.9	93.9	
広島県知事	93.5	91.8	78.1	87.1	88.5	84.2	92.8	92.8	88.8	
山口県知事	92.3	92.3	80.2	86.4	87.2	63.9	91.9	91.9	85.6	
徳島県知事	98.5	95.6	73.7	83.9	92.0	91.5	99.3	98.5	91.8	
香川県知事	96.9	95.1	76.1	85.9	93.3	84.9	96.3	96.9	90.6	
愛媛県知事	98.3	97.1	90.1	93.0	98.3	82.4	98.8	98.3	94.4	
高知県知事	97.1	99.0	80.7	92.3	93.7	84.6	97.1	97.6	92.9	
福岡県知事	98.8	98.5	70.6	87.3	94.4	43.8	97.3	98.5	86.3	
佐賀県知事	98.6	97.9	86.2	93.1	95.9	84.3	97.9	100.0	94.3	
長崎県知事	98.8	97.5	88.8	94.2	97.5	90.9	97.5	98.3	95.6	
熊本県知事	97.7	97.7	92.6	96.0	96.6	81.4	97.2	96.6	94.6	
大分県知事	92.4	92.4	82.3	89.9	91.4	58.3	87.4	86.9	84.9	
宮崎県知事	97.3	96.8	76.8	85.9	97.8	81.3	97.3	98.4	91.4	
鹿児島県知事	99.0	98.0	85.8	90.7	98.0	92.0	99.5	99.5	95.5	
沖縄県知事	96.9	95.9	89.2	94.8	93.8	92.2	96.9	96.4	94.5	
知事合計	96.7	95.6	87.0	92.7	94.9	83.5	96.0	96.2	93.0	
北海道教委	97.0	97.0	96.0	97.0	97.0	83.3	97.0	97.0	95.1	
青森県教委	96.6	97.8	67.4	84.3	96.6	80.0	96.6	97.8	89.8	
岩手県教委	94.9	96.6	88.1	91.5	96.6	92.9	94.9	96.6	94.3	
宮城県教委	90.3	87.1	88.7	90.3	88.7	57.1	91.9	91.9	85.8	
秋田県教委	100.0	100.0	78.8	87.9	100.0	100.0	100.0	100.0	95.9	
山形県教委	87.8	88.8	70.4	82.7	89.8	84.6	88.8	88.8	85.4	
福島県教委	96.8	96.8	88.7	91.9	96.8	100.0	96.8	96.8	95.8	
茨城県教委	94.1	91.2	91.2	94.1	94.1	50.0	94.1	97.1	88.1	
栃木県教委	95.4	93.8	83.1	95.4	95.4	69.2	95.4	95.4	90.1	
群馬県教委	94.6	91.9	81.1	89.2	91.9	60.0	94.6	94.6	87.4	
埼玉県教委	95.3	93.0	95.3	95.3	95.3	100.0	95.3	95.3	95.4	
千葉県教委	97.0	97.0	87.9	89.4	93.9	90.0	98.5	98.5	93.9	
東京都教委	90.9	90.9	91.4	91.4	90.9	75.6	90.9	90.4	89.0	
神奈川県教委	95.4	94.4	90.7	92.6	94.4	20.7	95.4	95.4	84.8	
新潟県教委	95.8	95.8	83.1	84.5	90.1	50.0	97.2	95.8	86.6	
富山県教委	91.1	95.6	86.7	91.1	91.1	100.0	88.9	91.1	92.0	
石川県教委	96.7	98.3	83.3	96.7	93.3	90.9	96.7	96.7	94.1	
福井県教委	91.3	93.5	78.3	84.8	91.3	33.3	91.3	93.5	81.9	
山梨県教委	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	87.5	97.7	97.7	96.8	
長野県教委	94.5	93.6	82.6	88.1	90.8	66.7	92.7	90.8	87.6	
岐阜県教委	100.0	96.6	89.8	94.9	98.3	83.3	100.0	100.0	95.4	
静岡県教委	96.1	96.6	84.9	89.4	95.0	70.5	95.5	95.5	90.6	
愛知県教委	96.4	96.4	90.5	90.5	96.4	85.7	96.4	96.4	93.3	
三重県教委	94.9	98.3	79.7	89.8	96.6	45.0	96.6	98.3	87.5	
滋賀県教委	88.0	86.0	74.0	76.0	84.0	100.0	88.0	88.0	85.5	
京都府教委	90.1	88.1	78.8	81.5	86.8	20.0	89.4	89.4	77.9	
大阪府教委	91.7	91.0	86.2	86.2	88.3	46.7	90.3	90.3	83.8	
兵庫県教委	97.6	96.9	90.6	92.9	94.5	65.6	96.1	96.9	91.5	
奈良県教委	87.5	90.0	75.0	80.0	87.5	55.6	85.0	90.0	81.4	
和歌山県教委	60.0	60.0	55.0	53.8	60.0	21.2	60.0	60.0	53.8	
鳥取県教委	97.2	97.2	88.9	91.7	97.2	100.0	97.2	97.2	95.8	
島根県教委	100.0	100.0	97.8	97.8	100.0	60.0	95.7	93.5	93.1	
岡山県教委	88.6	86.4	84.1	84.1	88.6	33.3	90.9	90.9	80.9	
広島県教委	83.7	81.4	72.1	74.4	79.1	10.5	82.6	82.6	70.9	
山口県教委	82.7	85.3	60.0	72.0	74.7	20.0	81.3	80.0	69.5	
徳島県教委	100.0	89.5	84.2	89.5	100.0	100.0	100.0	100.0	95.3	
香川県教委	96.0	98.0	84.0	86.0	98.0	100.0	98.0	98.0	94.8	
愛媛県教委	93.8	93.8	83.3	83.3	93.8	16.7	93.8	93.8	81.6	
高知県教委	93.8	90.8	60.0	92.3	96.9	61.5	69.2	93.8	82.4	
福岡県教委	98.4	98.4	97.7	97.7	97.7	95.0	98.4	98.4	97.6	
佐賀県教委	100.0	100.0	84.4	88.9	91.1	62.5	97.8	100.0	90.5	
長崎県教委	91.7	91.7	91.7	91.7	91.7	16.7	91.7	91.7	82.6	
熊本県教委	97.9	97.9	95.8	95.8	97.9	50.0	97.9	97.9	91.5	
大分県教委	100.0	100.0	67.6	83.8	94.6	61.5	100.0	100.0	88.6	
宮崎県教委	89.5	89.5	78.9	86.8	89.5	12.5	89.5	89.5	78.0	
鹿児島県教委	96.7	96.7	88.3	93.3	96.7	100.0	96.7	96.7	95.8	
沖縄県教委	95.5	95.5	77.3	79.5	86.4	47.1	93.2	93.2	83.3	
教委合計	93.2	92.9	83.5	88.0	91.7	61.1	92.4	93.0	87.0	

資料
69

立入検査の実施状況

(全体) (%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	20年度	21年度	22年度	20~22年度
国 所 管	41.5	39.6	43.6	97.3
都 道 府 県 所 管	29.8	32.9	29.3	71.8
合 計	32.9	34.7	33.0	78.4

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「20年度」は平成20年度法人数で、「21年度」は平成21年度法人数で、「22年度」は平成22年度法人数で、「20~22年度（3年間に1度以上実施）」は「平成23年度法人数」を用いて割合を計算。

(本省庁所管) (%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	20年度	21年度	22年度	20~22年度
内 閣 府	18.9	39.6	41.5	100.0
警 察 庁	97.0	97.0	100.0	100.0
金 融 庁	50.0	39.3	17.9	100.0
消 費 者 庁	0.0	40.0	50.0	90.0
総 務 省	37.0	42.5	30.6	97.3
法 務 省	46.1	48.7	58.3	100.0
外 務 省	26.1	31.8	48.4	94.9
財 務 省	51.9	25.9	37.0	100.0
文 部 科 学 省	31.7	32.0	35.4	93.2
厚 生 労 働 省	32.1	34.5	39.1	95.1
農 林 水 産 省	75.1	60.0	66.6	100.0
経 済 産 業 省	31.0	38.8	32.5	98.9
国 土 交 通 省	52.4	48.2	50.3	99.4
環 境 省	39.0	35.0	51.7	100.0
防 衛 省	37.5	43.8	18.8	100.0
本 省 庁 合 計	39.2	39.5	41.8	96.4

(国所管) (%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	20年度	21年度	22年度	20~22年度
内 閣 府	18.9	39.6	41.5	100.0
警 察 庁	97.0	97.0	100.0	100.0
金 融 庁	43.8	34.4	24.0	99.0
消 費 者 庁	-	40.0	50.0	-
総 務 省	41.0	39.4	30.5	98.0
法 務 省	46.1	48.7	58.3	100.0
外 務 省	26.1	31.8	48.4	94.9
財 務 省	57.0	33.7	59.7	100.0
文 部 科 学 省	31.7	32.0	35.4	93.2
厚 生 労 働 省	32.4	34.8	38.1	96.3
農 林 水 産 省	75.1	60.0	66.6	100.0
経 済 産 業 省	31.0	38.8	32.5	98.9
国 土 交 通 省	49.1	49.6	48.5	99.5
環 境 省	37.7	35.5	51.6	100.0
防 衛 省	37.5	43.8	18.8	100.0
国 合 計	41.5	39.6	43.6	97.3

(注) 消費者庁は平成21年9月発足のため、21年度・22年度以外の実施状況は「-」表章とした。

(地方支分部局所管) (%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	20年度	21年度	22年度	20~22年度
金 融 庁 支 部 局	41.2	32.4	26.5	98.5
総 務 省 支 部 局	53.3	30.0	30.0	100.0
財 務 省 支 部 局	57.3	34.1	60.8	100.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	32.9	35.3	36.1	98.8
国 土 交 通 省 支 部 局	46.0	51.1	46.7	99.6
環 境 省 支 部 局	0.0	50.0	50.0	100.0
支 部 局 合 計	47.9	40.1	48.5	99.6

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

資料
69

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)				所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	20年度	21年度	22年度	20~22年度		20年度	21年度	22年度	20~22年度
北海道知事	41.1	46.9	52.0	97.6	北海道教委	30.3	31.1	55.5	96.6
青森県知事	35.7	40.2	29.4	94.4	青森県教委	30.5	34.0	30.9	94.8
岩手県知事	42.4	34.5	28.3	85.8	岩手県教委	33.3	38.1	25.4	88.9
宮城県知事	61.5	56.0	42.7	90.1	宮城県教委	33.8	38.2	36.8	92.6
秋田県知事	19.4	69.4	17.2	91.4	秋田県教委	47.1	50.0	26.5	100.0
山形県知事	23.5	28.3	42.8	82.2	山形県教委	33.6	30.1	31.9	91.2
福島県知事	31.3	35.1	24.2	63.0	福島県教委	1.5	10.3	17.6	26.5
茨城県知事	30.4	26.8	17.6	50.4	茨城県教委	30.8	40.0	30.0	95.0
栃木県知事	23.2	32.8	34.4	71.3	栃木県教委	28.6	36.6	45.1	91.5
群馬県知事	66.8	77.0	70.4	96.0	群馬県教委	25.0	37.8	32.6	91.3
埼玉県知事	37.9	45.1	34.5	95.4	埼玉県教委	34.7	40.8	32.7	95.9
千葉県知事	23.4	33.6	31.3	77.4	千葉県教委	11.8	2.6	20.8	35.1
東京都知事	11.3	2.1	0.3	12.9	東京都教委	23.1	16.0	0.0	37.9
神奈川県知事	24.7	26.4	19.6	57.2	神奈川県教委	30.4	8.8	13.5	52.4
新潟県知事	42.6	40.6	32.2	97.3	新潟県教委	30.8	35.9	33.3	98.7
富山県知事	20.0	43.4	24.6	77.1	富山県教委	23.6	23.6	16.4	56.4
石川県知事	18.4	27.7	19.8	54.1	石川県教委	14.7	39.7	41.2	73.5
福井県知事	28.9	38.4	36.3	88.9	福井県教委	41.7	34.0	37.3	100.0
山梨県知事	42.8	35.5	26.1	88.4	山梨県教委	19.6	46.8	38.3	100.0
長野県知事	27.6	39.8	29.3	89.0	長野県教委	29.5	34.8	30.3	91.7
岐阜県知事	36.5	35.6	30.1	78.4	岐阜県教委	48.0	26.7	37.3	97.3
静岡県知事	48.0	51.0	47.7	100.0	静岡県教委	31.4	34.8	19.8	85.0
愛知県知事	36.4	37.5	35.5	93.7	愛知県教委	34.3	33.3	31.0	98.0
三重県知事	51.1	58.0	37.0	98.3	三重県教委	29.2	41.7	33.3	100.0
滋賀県知事	50.3	53.3	50.9	67.1	滋賀県教委	27.7	13.8	15.4	55.4
京都府知事	24.7	45.4	30.0	78.8	京都府教委	34.0	23.9	24.5	80.3
大阪府知事	35.0	37.0	27.8	86.7	大阪府教委	37.8	43.8	22.7	87.6
兵庫県知事	23.3	26.5	10.6	48.4	兵庫県教委	34.0	26.9	20.5	64.1
奈良県知事	10.3	12.4	16.8	26.9	奈良県教委	27.5	42.5	25.0	95.0
和歌山県知事	26.9	34.4	22.3	67.5	和歌山県教委	25.3	0.0	57.1	74.7
鳥取県知事	10.3	10.3	3.4	16.6	鳥取県教委	32.4	45.9	27.0	97.3
島根県知事	19.3	32.8	23.7	67.7	島根県教委	24.1	6.9	48.3	72.4
岡山県知事	31.3	25.8	21.0	69.3	岡山県教委	15.7	33.3	42.3	84.6
広島県知事	30.1	25.4	28.0	64.2	広島県教委	2.0	11.1	9.1	20.2
山口県知事	2.6	4.0	5.1	9.2	山口県教委	17.9	6.4	12.8	33.3
徳島県知事	15.3	19.7	28.5	35.0	徳島県教委	3.7	100.0	0.0	100.0
香川県知事	34.4	31.3	35.6	74.2	香川県教委	26.7	18.3	15.0	60.0
愛媛県知事	23.8	22.7	8.1	48.3	愛媛県教委	13.7	16.2	10.8	36.5
高知県知事	9.8	12.6	21.7	32.4	高知県教委	45.2	37.0	37.0	100.0
福岡県知事	9.1	24.8	28.9	47.8	福岡県教委	2.8	15.4	23.8	42.0
佐賀県知事	52.8	32.6	25.7	90.3	佐賀県教委	37.8	26.1	43.5	97.8
長崎県知事	73.6	72.7	68.2	97.5	長崎県教委	29.3	36.6	31.7	97.6
熊本県知事	32.8	28.4	56.3	97.7	熊本県教委	32.0	34.0	32.0	96.0
大分県知事	12.9	13.6	18.7	21.7	大分県教委	41.5	2.4	35.7	71.4
宮崎県知事	30.1	34.6	36.8	85.4	宮崎県教委	39.5	23.1	15.4	76.9
鹿児島県知事	34.0	42.2	30.9	90.2	鹿児島県教委	25.4	26.8	28.2	73.2
沖縄県知事	19.7	12.9	22.7	47.4	沖縄県教委	19.3	0.0	19.3	35.1
知事合計	30.7	34.5	29.6	71.0	教委合計	27.4	26.8	26.2	73.9

資料
70

会計基準の適用状況別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
国 所 管	4,992	3,807	701	412	72
都 道 府 県 所 管	14,951	7,620	3,829	2,536	966
合 計	19,860	11,364	4,517	2,941	1,038

(注) 共管重複分を除く(実数)。

《国所管》

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
内 閣 府	53	45	4	4	0
警 察 庁	33	27	1	5	0
金 融 庁	96	88	3	4	1
消 費 者 庁	10	7	2	1	0
総 務 省	246	196	31	14	5
法 務 省	115	71	25	19	0
外 務 省	157	102	27	21	7
財 務 省	563	497	44	19	3
文 部 科 学 省	1,346	971	244	101	30
厚 生 労 働 省	759	571	109	65	14
農 林 水 産 省	350	282	46	22	0
経 済 産 業 省	544	444	56	41	3
国 土 交 通 省	962	714	127	110	11
環 境 省	62	53	6	3	0
防 衛 省	16	16	0	0	0
国 合 計	4,992	3,807	701	412	72

(注) 国合計は、共管重複分を除く(実数)。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
内 閣 府	53	45	4	4	0
警 察 庁	33	27	1	5	0
金 融 庁	28	26	1	1	0
消 費 者 庁	10	7	2	1	0
総 務 省	186	156	15	11	4
法 務 省	115	71	25	19	0
外 務 省	157	102	27	21	7
財 務 省	27	22	2	3	0
文 部 科 学 省	1,346	971	244	101	30
厚 生 労 働 省	507	380	71	43	13
農 林 水 産 省	350	282	46	22	0
経 済 産 業 省	544	444	56	41	3
国 土 交 通 省	466	398	37	29	2
環 境 省	60	52	6	2	0
防 衛 省	16	16	0	0	0
本 省 庁 合 計	3,592	2,733	515	287	57

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く(実数)。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
金 融 庁 支 部 局	68	62	2	3	1
総 務 省 支 部 局	60	40	16	3	1
財 務 省 支 部 局	536	475	42	16	3
厚 生 労 働 省 支 部 局	252	191	38	22	1
国 土 交 通 省 支 部 局	497	317	90	81	9
環 境 省 支 部 局	2	1	0	1	0
支 部 局 合 計	1,405	1,079	186	125	15

(注) 支分部局合計は、共管重複分を除く(実数)。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
北海道知事	586	319	182	64	21
青森県知事	214	128	31	9	46
岩手県知事	226	125	46	48	7
宮城県知事	232	136	44	42	10
秋田県知事	186	85	44	45	12
山形県知事	180	82	56	24	18
福島県知事	265	134	65	60	6
茨城県知事	272	152	72	38	10
栃木県知事	195	106	45	43	1
群馬県知事	226	125	53	40	8
埼玉県知事	349	204	78	56	11
千葉県知事	336	181	84	64	7
東京都知事	389	218	101	37	33
神奈川県知事	409	199	111	75	24
新潟県知事	298	199	64	29	6
富山県知事	175	96	37	8	34
石川県知事	242	123	65	47	7
福井県知事	190	98	52	34	6
山梨県知事	138	73	34	27	4
長野県知事	246	173	44	21	8
岐阜県知事	236	113	43	69	11
静岡県知事	306	185	75	29	17
愛知県知事	363	196	85	69	13
三重県知事	181	105	34	34	8
滋賀県知事	167	90	59	13	5
京都府知事	260	177	51	21	11
大阪府知事	566	291	120	125	30
兵庫県知事	310	187	68	41	14
奈良県知事	186	77	53	52	4
和歌山県知事	157	59	40	53	5
鳥取県知事	145	68	11	44	22
島根県知事	198	77	70	37	14
岡山県知事	329	176	61	18	74
広島県知事	279	130	65	56	28
山口県知事	273	119	95	44	15
徳島県知事	137	70	37	4	26
香川県知事	163	85	35	27	16
愛媛県知事	172	104	35	29	4
高知県知事	207	88	60	46	13
福岡県知事	408	145	157	81	25
佐賀県知事	145	66	41	20	18
長崎県知事	242	126	58	54	4
熊本県知事	176	92	47	14	23
大分県知事	198	92	39	63	4
宮崎県知事	185	89	34	53	9
鹿児島県知事	204	126	35	37	6
沖縄県知事	194	81	75	34	4
知事合計	11,741	6,170	2,891	1,978	702

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
北海道教委	100	60	34	6	0
青森県教委	89	37	19	6	27
岩手県教委	59	30	13	15	1
宮城県教委	62	29	12	20	1
秋田県教委	33	16	8	4	5
山形県教委	98	29	33	34	2
福島県教委	62	20	33	8	1
茨城県教委	34	26	5	3	0
栃木県教委	65	31	20	14	0
群馬県教委	37	23	11	3	0
埼玉県教委	43	28	9	6	0
千葉県教委	66	37	19	10	0
東京都教委	197	122	44	23	8
神奈川県教委	108	61	46	1	0
新潟県教委	71	37	18	16	0
富山県教委	45	21	17	5	2
石川県教委	60	26	29	4	1
福井県教委	46	29	10	5	2
山梨県教委	43	24	14	3	2
長野県教委	109	52	27	6	24
岐阜県教委	59	34	17	7	1
静岡県教委	179	56	70	17	36
愛知県教委	84	42	32	10	0
三重県教委	59	33	7	18	1
滋賀県教委	50	24	14	12	0
京都府教委	151	68	35	32	16
大阪府教委	145	66	41	27	11
兵庫県教委	127	61	34	29	3
奈良県教委	40	17	13	4	6
和歌山県教委	80	22	30	24	4
鳥取県教委	36	17	7	11	1
島根県教委	46	16	16	13	1
岡山県教委	44	26	15	3	0
広島県教委	86	28	37	18	3
山口県教委	75	22	31	20	2
徳島県教委	19	7	4	7	1
香川県教委	50	24	12	1	13
愛媛県教委	48	25	13	2	8
高知県教委	65	12	10	20	23
福岡県教委	128	53	23	29	23
佐賀県教委	45	20	7	8	10
長崎県教委	36	11	7	16	2
熊本県教委	48	28	12	7	1
大分県教委	37	13	9	3	12
宮崎県教委	38	14	11	11	2
鹿児島県教委	60	27	18	7	8
沖縄県教委	44	17	10	17	0
教委合計	3,306	1,521	956	565	264

資料
71

休眠法人数

(全体)

所管官庁	休眠法人数
国 所 管	13
都 道 府 県 所 管	127
合 計	140

(国所管)

所管官庁	休眠法人数
内 閣 府	0
警 察 庁	0
金 融 庁	0
消 費 者 庁	0
総 務 省	0
法 務 省	0
外 務 省	0
財 務 省	0
文 部 科 学 省	6
厚 生 労 働 省	2
農 林 水 産 省	0
経 済 産 業 省	0
国 土 交 通 省	5
環 境 省	0
防 衛 省	0
国 合 計	13

(本省庁所管)

所管官庁	休眠法人数
内 閣 府	0
警 察 庁	0
金 融 庁	0
消 費 者 庁	0
総 務 省	0
法 務 省	0
外 務 省	0
財 務 省	0
文 部 科 学 省	6
厚 生 労 働 省	2
農 林 水 産 省	0
経 済 産 業 省	0
国 土 交 通 省	2
環 境 省	0
防 衛 省	0
本 省 庁 合 計	10

(地方支分部局所管)

所管官庁	休眠法人数
金 融 庁 支 部 局	0
総 務 省 支 部 局	0
財 務 省 支 部 局	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	0
国 土 交 通 省 支 部 局	3
環 境 省 支 部 局	0
支 部 局 合 計	3

(都道府県知事所管)

所管官庁	休眠法人数
北 海 道 知 事	4
青 森 県 知 事	0
岩 手 県 知 事	0
宮 城 県 知 事	2
秋 田 県 知 事	1
山 形 県 知 事	1
福 島 県 知 事	3
茨 城 県 知 事	1
栃 木 県 知 事	3
群 馬 県 知 事	2
埼 玉 県 知 事	0
千 葉 県 知 事	3
東 京 都 知 事	5
神 奈 川 県 知 事	1
新 潟 県 知 事	1
富 山 県 知 事	5
石 川 県 知 事	0
福 井 県 知 事	0
山 梨 県 知 事	6
長 野 県 知 事	0
岐 阜 県 知 事	2
静 岡 県 知 事	0
愛 知 県 知 事	0
三 重 県 知 事	0
滋 賀 県 知 事	3
京 都 府 知 事	1
大 阪 府 知 事	2
兵 庫 県 知 事	1
奈 良 県 知 事	1
和 歌 山 県 知 事	1
鳥 取 県 知 事	0
島 根 県 知 事	1
岡 山 県 知 事	2
広 島 県 知 事	11
山 口 県 知 事	0
徳 島 県 知 事	3
香 川 県 知 事	0
愛 媛 県 知 事	0
高 知 県 知 事	3
福 岡 県 知 事	2
佐 賀 県 知 事	0
長 崎 県 知 事	1
熊 本 県 知 事	0
大 分 県 知 事	6
宮 崎 県 知 事	4
鹿 児 島 県 知 事	0
沖 縄 県 知 事	4
知 事 合 計	86

(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	休眠法人数
北 海 道 教 委	2
青 森 県 教 委	0
岩 手 県 教 委	1
宮 城 県 教 委	0
秋 田 県 教 委	0
山 形 県 教 委	1
福 島 県 教 委	0
茨 城 県 教 委	1
栃 木 県 教 委	3
群 馬 県 教 委	0
埼 玉 県 教 委	0
千 葉 県 教 委	0
東 京 都 教 委	7
神 奈 川 県 教 委	0
新 潟 県 教 委	0
富 山 県 教 委	4
石 川 県 教 委	0
福 井 県 教 委	1
山 梨 県 教 委	0
長 野 県 教 委	4
岐 阜 県 教 委	5
静 岡 県 教 委	0
愛 知 県 教 委	0
三 重 県 教 委	0
滋 賀 県 教 委	4
京 都 府 教 委	1
大 阪 府 教 委	0
兵 庫 県 教 委	2
奈 良 県 教 委	0
和 歌 山 県 教 委	0
鳥 取 県 教 委	0
島 根 県 教 委	0
岡 山 県 教 委	0
広 島 県 教 委	2
山 口 県 教 委	0
徳 島 県 教 委	0
香 川 県 教 委	0
愛 媛 県 教 委	0
高 知 県 教 委	1
福 岡 県 教 委	0
佐 賀 県 教 委	1
長 崎 県 教 委	0
熊 本 県 教 委	0
大 分 県 教 委	1
宮 崎 県 教 委	0
鹿 児 島 県 教 委	0
沖 縄 県 教 委	0
教 委 合 計	41

資料
72

所管不明法人の処理状況

《中央省庁割振分》

(平成23年12月1日現在)

所管官庁	割振法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの					終了割合	
		割振調整中等	理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他			
内閣府	1						1	1				100.0	
警察庁	-											-	
金融庁	-											-	
消費者庁	-											-	
総務省	5	1		1			4	3		1		80.0	
法務省	6	3			2	1	3	2			1	50.0	
外務省	8						8	8				100.0	
財務省	-											-	
文部科学省	70	3				2	1	67	54	5	8	95.7	
厚生労働省	57	3			1	2		54	53		1	94.7	
農林水産省	52							52	46		6	100.0	
経済産業省	65	2				2		63	60	1	1	96.9	
国土交通省	13	1					1	12	12			92.3	
環境省	3							3	3			100.0	
防衛省	-											-	
小計 (割合)	278 (100.0)	13 (4.7)	0 (0.0)	1 (0.4)	3 (1.1)	7 (2.5)	2 (0.7)	265 (95.3)	242 (87.1)	6 (2.2)	16 (5.8)	3 (1.1)	95.3
(省庁再編前の処理法人数)	211							211	190	11	8	2	
合計 (割合)	489 (100.0)	13 (2.7)	0 (0.0)	1 (0.2)	3 (0.6)	7 (1.4)	2 (0.4)	476 (97.3)	432 (88.3)	17 (3.5)	24 (4.9)	5 (1.0)	97.3

(注) 1 各府省から提出された資料を内閣府が整理したものであり、原則として平成23年12月1日現在の状況。

小計及び合計は共管を除いた実数である。

2 府省別の数値は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、当該時点で処理未了であった法人を新府省別に再割振りを行ったものについて整理したものである。再編前に処理が終了していた211法人については、別途一括して掲載している。

《都道府県知事部局割振分》

(平成23年12月1日現在)

所管官庁名	割振 法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの					終了 割合	
		割振調 整中等	理事確 認中等	設立許 可取消 中等	自主解 散指導 中等	その他	設立許 可取消	自主 解散	存続	その他			
北海道知事	38	1				1	37	27	5	4	1	97.4	
青森県知事	13						13	8	1	4		100.0	
岩手県知事	10						10	2	5	3		100.0	
宮城県知事	13						13	10	1	2		100.0	
秋田県知事	6						6	4	2			100.0	
山形県知事	14	2				2	12	11	1			85.7	
福島県知事	13						13	11	2			100.0	
茨城県知事	21	5				5	16	11	3	3		76.2	
栃木県知事	11	1	1				10	7	2	1		90.9	
群馬県知事	15						15	15				100.0	
埼玉県知事	15						15	13	1	1		100.0	
千葉県知事	32	3				2	29	18	6	5		90.6	
東京都知事	95	2	1			1	93	88	4		1	97.9	
神奈川県知事	38						38	31		7		100.0	
新潟県知事	16	1				1	15	11		4		93.8	
富山県知事	11	8			7	1	3		2	1		27.3	
石川県知事	6	1				1	5	1	1	3		83.3	
福井県知事	17	0					17	13	2	2		100.0	
山梨県知事	19	0					19	19				100.0	
長野県知事	19	0					19	15	1	3		100.0	
岐阜県知事	12	4				4	8	4	3	1		66.7	
静岡県知事	14	0					14	8	5	1		100.0	
愛知県知事	19	0					19	14	2	3		100.0	
三重県知事	12	0					12	10	1	1		100.0	
滋賀県知事	8	1			1		7	4	2		1	87.5	
京都府知事	10	2				1	8	4	1	3		80.0	
大阪府知事	48	3				1	45	36	5	4		93.8	
兵庫県知事	17	0					17	15		1	1	100.0	
奈良県知事	2	0					2	1	1			100.0	
和歌山県知事	11	1				1	10	6	1	3		90.9	
鳥取県知事	11	1			1		10	9		1		90.9	
島根県知事	11	5				2	6	2	2	2		54.5	
岡山県知事	27	1				1	26	20	2	4		96.3	
広島県知事	29	0					29	23	2	4		100.0	
山口県知事	14	0					14	8		6		100.0	
徳島県知事	25	1				1	24	5	14	4	1	96.0	
香川県知事	17	0					17	14		3		100.0	
愛媛県知事	17	0					17	11	2	4		100.0	
高知県知事	28	4			2	1	24	15	6	3		85.7	
福岡県知事	57	0					57	50	5	2		100.0	
佐賀県知事	1	0					1	1				100.0	
長崎県知事	9	0					9	5		4		100.0	
熊本県知事	27	1			1		26	18	4	3	1	96.3	
大分県知事	12	0					12	7	1	4		100.0	
宮崎県知事	5	3			3		2			2		33.3	
鹿児島県知事	7	0					7	5		2		100.0	
沖縄県知事	21	5		3		2	16	13	1	2		76.2	
合計 (割合)	893 (100)	56 (6.3)	0 (0.0)	5 (0.6)	15 (1.7)	20 (2.2)	16 (1.8)	837 (93.7)	623 (69.8)	99 (11.1)	110 (12.3)	6 (0.7)	93.7

《都道府県教育委員会割振分》

(平成23年12月1日現在)

所管官庁名	割振 法人数	未処理のもの						処理を終了、又は存続が確定したもの					終了 割合
		割振調 整中等	理事確 認中等	設立許 可取消 中等	自主解 散指導 中等	その他	設立許 可取消	自主 解散	存続	その他			
北海道教委	7						7	6	1			100.0	
青森県教委	6						6	6				100.0	
岩手県教委	2						2	2				100.0	
宮城県教委	-											-	
秋田県教委	2						2	1	1			100.0	
山形県教委	23	7			1	6	16	13		3		69.6	
福島県教委	2						2	1		1		100.0	
茨城県教委	9						9	7	2			100.0	
栃木県教委	6	3		1	1	1	3	2		1		50.0	
群馬県教委	2						2	2				100.0	
埼玉県教委	4						4	4				100.0	
千葉県教委	3						3	2		1		100.0	
東京都教委	28	10		10			18	15	1	1	1	64.3	
神奈川県教委	23						23	23				100.0	
新潟県教委	20	5		1	1	3	15	12	2	1		75.0	
富山県教委	7	5		2	1	1	2	1	1			28.6	
石川県教委	5						5		2	2	1	100.0	
福井県教委	2						2		1	1		100.0	
山梨県教委	8						8	8				100.0	
長野県教委	11	2				2	9	2	5	2		81.8	
岐阜県教委	2	1					1	1				50.0	
静岡県教委	151	2					149	120	14	15		98.7	
愛知県教委	9	1				1	8	4	4			88.9	
三重県教委	10						10	8		2		100.0	
滋賀県教委	1						1	1				100.0	
京都府教委	9	2				1	7	6		1		77.8	
大阪府教委	16	0					16	9	4	3		100.0	
兵庫県教委	4						4	4				100.0	
奈良県教委	1						1		1			100.0	
和歌山県教委	1						1			1		100.0	
鳥取県教委	6						6	6				100.0	
島根県教委	5	1				1	4	1	2	1		80.0	
岡山県教委	5						5	5				100.0	
広島県教委	16	3			1	2	13	8		5		81.3	
山口県教委	11						11	11				100.0	
徳島県教委	2	1		1			1			1		50.0	
香川県教委	4						4	3	1			100.0	
愛媛県教委	4	3			3		1		1			25.0	
高知県教委	3	2				2	1		1			33.3	
福岡県教委	15						15	12		1	2	100.0	
佐賀県教委	7						7	6		1		100.0	
長崎県教委	3	2				2	1	1				33.3	
熊本県教委	8						8	6	1		1	100.0	
大分県教委	11						11	4	2	5		100.0	
宮崎県教委	1						1			1		100.0	
鹿児島県教委	10	0					10	8		2		100.0	
沖縄県教委	14	2				1	12	8	1	3		85.7	
合計 (割合)	499 (100)	52 (10.4)	0 (0.0)	15 (3.0)	6 (1.2)	19 (3.8)	12 (2.4)	447 (89.6)	339 (67.9)	48 (9.6)	55 (11.0)	5 (1.0)	88.6